231031-03 版

工事調達における
総合評価落札方式の運用ガイドライン

令和５年１１月
国土交通省
中部地方整備局

目　　次

1 中部地方整備局における入札・契約制度 2
1-1 入札・契約制度の運用方針 2
1-2 発注基準に基づく入札方式 4
1-3 不正が発生しにくい制度への見直し 5
1-3-1 中部地方整備局発注工事にかかる不正事案 5
1-3-2 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理 6

2 中部地方整備局における総合評価落札方式 8
2-1 総合評価落札方式の変遷 8
2-2 令和５年度運用ガイドラインの主な改定ポイント 10
2-2-1 2024 問題への対応 10
2-2-2 地域防災力の向上 10
2-2-3 ＰＤＣＡ実施による各種見直し 11

3 総合評価落札方式の実施手順 14
3-1 総合評価落札方式のタイプ選定 14
3-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要 14
3-1-2 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細 17
3-2 手続フロー 18
3-2-1 施工能力評価型Ⅱ型 18
3-2-2 施工能力評価型Ⅰ型 19
3-2-3 企業能力評価型 20
3-2-4 技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ以外 21
3-2-5 技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ（非段階的選抜方式） 22
3-2-6 技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ（段階的選抜方式）（簡易確認型） 23
3-2-7 技術提案評価型（Ａ型）ＷＴＯ 24
3-3 入札説明書への記載 25
3-4 競争参加資格要件の審査 26
3-4-1 企業の技術力 27
3-4-2 配置予定技術者の技術力 28
3-4-3 配置予定技術者の審査対象期間の緩和 29
3-5 総合評価項目の審査・評価 30
3-5-1 評価項目及び配点の基本的な考え方 30
3-5-2 施工計画・技術提案 33
3-5-3 評価項目一覧 37
3-5-4 企業の技術力等 49
3-5-5 技術者の技術力 67
3-5-6 技術者ヒアリング 74

3-5-7 賃上げの実施に関する評価 75
3-5-8 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点　【新規追加】 75
3-5-9 評価対象期間 79

4 総合評価の方法（落札者の決定） 81
4-1 評価値の算出方法 81
4-2 技術評価点の算出方法 82
4-2-1 評価項目ごとの評価基準 82

5 総合評価落札方式の結果の公表 84
5-1 評価結果の公表 84
5-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知 85

6 総合評価落札方式の評価内容の担保 86
6-1 技術提案履行の確保 86

7 総合評価落札方式における多様な取組 87
7-1 段階的選抜方式・簡易確認型 88
7-2 地域維持型契約方式 89
7-3 簡易確認型 90
7-4 一括審査方式 91
7-5 フレックス工期 92
7-6 参加者確認型 93
7-7 契約後ＶＥ方式 94
7-8 施工体制確認型 95
7-9 企業能力評価型 96
7-10 チャレンジ型 97
7-11 新技術導入促進型Ⅱ型 98
7-12 新技術導入促進型Ⅰ型 99

8 参考資料 100
8-1 技術提案等の有識者への意見聴取 100

はじめに

公共工事については、従来、価格のみの競争が中心であったが、厳しい財政事情の下で公共投資が減少する中、受注を巡る価格競争が激しさを増し、著しい低価格による応札が急増するとともに、工事中の事故や手抜き工事の発生、下請企業や建設労働者へのしわ寄せ等による公共工事の品質低下に関する懸念が顕著となってきた。※

このような背景を踏まえ、平成１７年４月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法)」が施行され、公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」と規定され、公共工事の品質確保のための主要な取り組みとして、総合評価落札方式の適用を掲げることとなった。※

国土交通省では、直轄工事における品質のさらなる確保・向上を図るため、社会情勢や実施状況を踏まえながら、総合評価方式の活用・改善や多様な入札・契約制度の導入等、入札・契約に関する諸課題への対応方針について検討を行っている。※

『工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン（以下、本ガイドライン)』は、最新の知見に基づき、工事の発注方式、評価項目、評価点、試行等の様々な取組についてとりまとめたものであり、各所における工事発注手続きの実施に際し、本ガイドラインが社会情勢や地域の実情を踏まえた適切な発注方式、評価方法選定の一助となることを期待するものである。

今後、中部地方整備局では、既存の運用についても、P（計画)、D（実施)、C（評価)、A（対応）サイクルを確実に回しながら、管内の工事発注状況や履行状況、建設業界からの意見を鑑みつつ、本ガイドラインについて、不断の改善を重ねる所存である。

以　上

※出典： 国土技術政策総合研究所総合技術政策研究センター
『国土交通省直轄工事における総合評価方式における変遷について』

1 中部地方整備局における入札・契約制度

1-1 入札・契約制度の運用方針

代表的な工事調達の入札契約方式は以下のとおりである。その他の方式については、公共工事の入札契約方式の適用に関するガイドライン（平成２７年５月（令和４年３月改正）：国土交通省））を参照されたい。

(1) 一般競争入札（総合評価落札方式）

「一般競争入札」とは、資格要件を満たす者のうち、競争の参加申込みを行った者で競争を行わせる方式である。

① 標準として適用する契約方式

② 「一般競争入札方式の拡大について（平成１７年１０月７日国地契第８０号）」より予定価格が６千万円以上の工事にまで一般競争入札方式を拡大。予定価格が６千万円未満の工事についても一般競争入札方式を試行する。一般競争は２５０万円以上から実施。

③ 技術的難易度等により発注タイプを設定

(2) 指名競争入札方式

指名競争入札とは、発注者が指名を行った特定多数の者で競争を行わせる方式である。

① 迅速性が求められる災害復旧や復興、不調不落発生時等に適用

② 有資格業者を対象に指名及び受注の状況等を勘案し、特定の者に偏しないように指名を実施

○通常型：発注者が有資格者より指名業者を選定

○公募型：公募による審査を通過した者を指名

○ﾌﾚｰﾑﾜｰｸ方式：該当する複数の工事に参加する者について予め参加希望の意思を確認し、施工能力を審査した上で、候補者名簿を作成、その中から複数の工事参加者を一定期間指名

＜参考＞

「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成２９年７月（令和３年５月改正）：国土交通省）」

(3) 随意契約方式

随意契約方式とは、競争（価格競争）の方法によらないで、発注者が任意に特定の者を選定して、その者と契約する方式である。

① 迅速性が求められる災害復旧や復興等に適用（予算決算及び会計令　第百二条の四）

以下のような観点から最適な契約相手を選定

○被災箇所及びその近隣における維持修繕工事等の実施実績

○災害時における協定締結状況

○施工の確実性（本店等の所在地、企業の被害状況、近隣での施工状況、実績、保有資機材等）

② 不調随意契約・不落随意契約（予算決算及び会計令　第九十九条の二）

③ 参加者確認型契約方式試行工事における特定者との契約（予算決算及び会計令第百二条の四）

＜参考＞

「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（平成２９年７月（令和３年５月改正）：国土交通省）」

（4）技術提案・交渉方式

「技術提案・交渉方式」とは、技術提案を募集し、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、その者と価格や施工方法等を交渉し、契約の相手方を決定する方式である。

① 「発注者が最適な仕様を設定できない工事」「仕様の前提となる条件の確定が困難な工事」に適用

② 最も優れた提案を行った優先交渉権者と価格や施工方法等を交渉し、交渉が成立した場合に、契約の相手方とする

＜参考＞

「国土交通省直轄工事における技術提案・交渉方式の運用ガイドライン（令和２年１月：国土交通省）」

1-2 発注基準に基づく入札方式

工種毎の契約方式、等級区分を図１に示す。

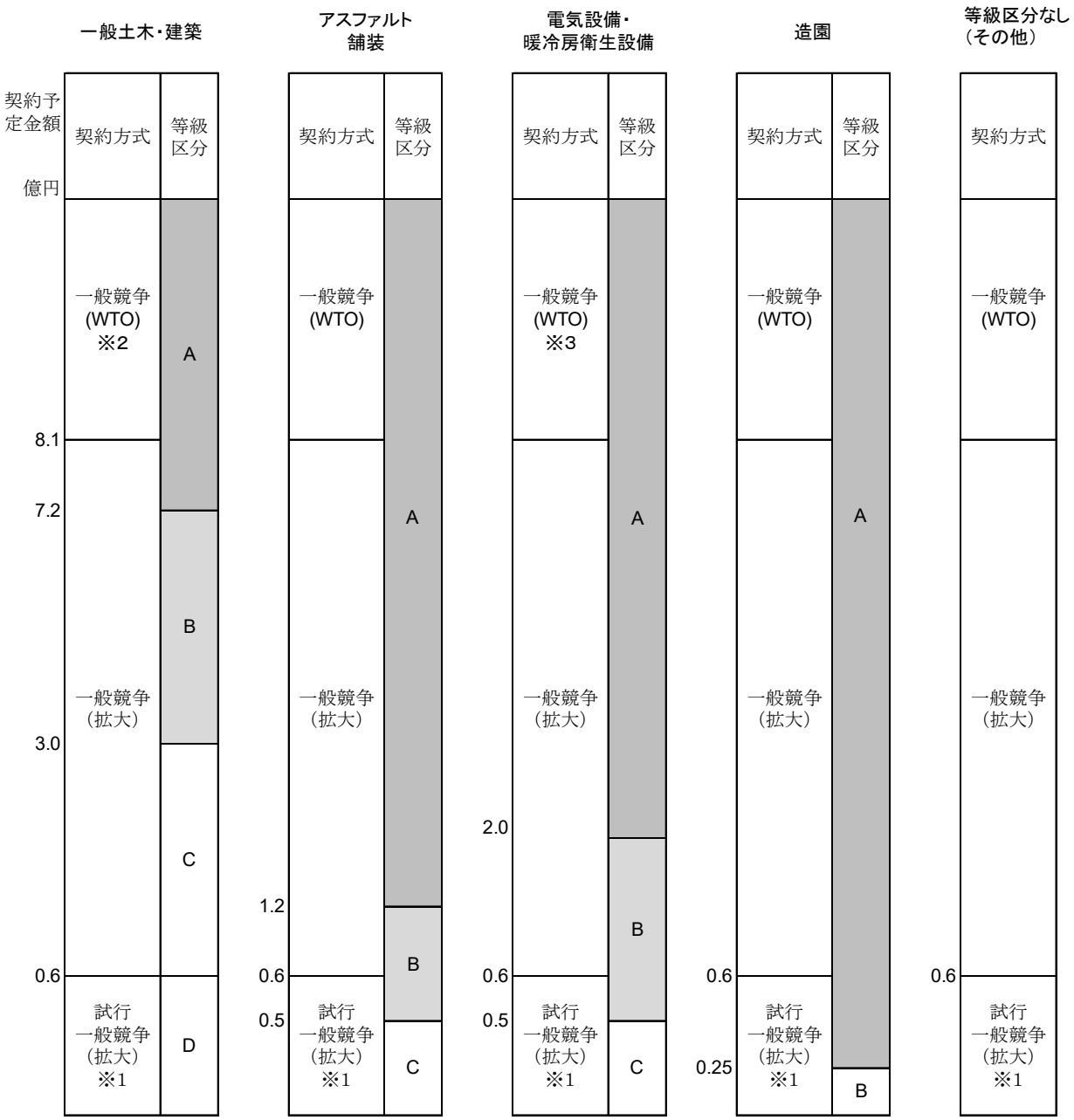

一般競争は250万円以上から実施

※1:「一般競争入札方式の拡大について（平成17年10月7日国地契第80号）」より予定価格が6千万円以上の工事にまで一般競争入札方式を拡大。予定価格が6千万円未満の工事についても一般競争入札方式を試行する。

※2:一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について1，200点以上有すること。

※3:一般競争入札方式において競争参加資格とする経営事項評価点数について1，100点以上有すること。

図１　発注基準に基づく入札方式

1-3 不正が発生しにくい制度への見直し

1-3-1 中部地方整備局発注工事にかかる不正事案

平成２８年９月３０日(金)、中部地方整備局三重河川国道事務所の課長が、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害する行為を行った見返りに、代金合計３０数万円相当の飲食接待の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された（余罪を含め、以下「第一事案」という。)。【事実経緯は表１参照】

また、１２月３日(土)には、北勢国道事務所の副所長が、本局道路部在籍中の平成２３年から平成２４年にかけて、職務に反して入札に関する秘密情報を事業者に教示し入札等の公正を害すべき行為を行った見返りに、商品券１００万円相当の供与を受けたことにより、収賄等の容疑で逮捕された（余罪を含め、以下「第二事案」という。)。【事実経緯は表２参照】

表１　第一事案の事実経過（職員…職員Ａ、事業者…甲社、乙社）

Ｈ２６．４	・職員Ａが岐阜国道事務所建設監督官に異動。
Ｈ２６．１１～	・職員Ａが甲社社員の飲食接待を繰り返し受けるようになる。 ・甲社社員、乙社社員が大垣監督官詰所にたびたび立ち寄る。
Ｈ２７．７	・甲社社員が職員Ａに他社の技術提案書の内容の教示を依頼。 ・職員Ａが大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書６冊を複写し、甲社社員に渡す。【国家公務員法違反】
Ｈ２８．３	・乙社社員が職員Ａに他社の技術提案書の提供を依頼。 ・職員Ａが大垣監督官詰所に保管されていた技術提案書１４冊を複写し、乙社社員に渡す。【国家公務員法違反】
Ｈ２８．４	・職員Ａが三重河川国道事務所工務第二課長に異動。
Ｈ２８．６～８	・甲社社員が職員Ａに田中川橋工事の予定価格等の教示を依頼。 ・職員Ａが甲社社員に対し、田中川橋工事の入札参加業者の技術評価点や調査基準価格等を教示し、田中川橋工事を甲社が落札。 【公契約関係競売等妨害、官製談合防止法違反】 ・職員Ａが甲社社員から７回にわたり、合計約３２万円相当の飲食の供応接待を受ける。【加重収賄】
Ｈ２８．９	・職員Ａが加重収賄等の容疑で愛知県警に逮捕される。

表２　第二事案の事実経過（職員…職員Ｂ、事業者…丙社）

Ｈ２０．４～	・職員Ｂが丙社社員と業務を通じて知り合う。
Ｈ２１．４	・職員Ｂが道路部道路工事課長補佐に異動。
Ｈ２１．１２頃	・丙社社員が職員Ｂに紀宝トンネル工事の秘密事項の提供を依頼。
Ｈ２２．２	・職員Ｂが丙社社員に対し、紀宝トンネル工事の落札可能価格など、入札に関する秘密事項を教示し、併せて住所を教える。 ・紀宝トンネル工事を丙社が落札。
Ｈ２２．３	・職員Ｂが丙社社員から、郵送で商品券１００万円相当を受領。【加重収賄】
Ｈ２３．１０頃	・丙社社員が職員Ｂに古里トンネル工事の秘密事項の提供を依頼。
Ｈ２４．１	・職員Ｂが丙社社員に対し、古里トンネル工事の入札に関する秘密事項を教示し、同工事を丙社が落札。【官製談合防止法違反】
Ｈ２４．２	・職員Ｂが丙社社員から、郵送で商品券１００万円相当を受領。【加重収賄】
Ｈ２８．１２	・職員Ｂが加重収賄等の容疑で愛知県警に逮捕される。

1-3-2 不正が発生しにくい入札契約手続きと情報管理

（1）入契委員会の運営の見直し

第一事案では、事務所の入契委員会の構成員に工事発注担当課長が入っていたため、競争参加資格審査の段階で技術評価点を知ることができた。

そこで、業務上技術評価点を知る必要のない工事発注担当課長は、情報管理の観点から、公告文審査段階の入契委員会のみ出席することとし、構成員を限定化している。

また、第一事案においては、競争参加者名や同種・類似工事の施工実績を示す工事名称等のマスキングを実施していたが、本店所在地から企業名の推測が可能となったため、事業者から提出される技術資料等に記載された事業者名を推測できる箇所のマスキングについて周知徹底している。

（2）技術評価点の審査時期の後倒し

競争参加資格審査の段階の入契委員会で、技術評価に関する資料も提示されていたため、入札前に技術評価点差を知ることができた。そこで、入札前には技術評価点に関する情報を知り得ないよう、入札後の入契委員会で技術評価に関する審査を行っている。

（3）同時提出方式の適用工種等の拡大

第一事案の対象となった工事では、競争参加資格審査の段階の入契委員会で本店所在地が資料に掲載されていたことから、企業名の推測が可能であったため、技術評価点から確実に落札できる入札金額が算出でき、情報の漏洩につながった。高知談合を踏まえた本省通知※に基づき、同時提出方式は、事務所で発注する施工能力評価型の６千万円以上３億円未満の一般土木Ｃ等級の工事に適用していたが、当該事案に鑑み、全工種への適用を試行として拡大している。これにより、技術評価点から確実に落札できる入札金額を算出することが不可能となり、より不正が発生しにくい入札契約手続きとなっている。

また、第二事案は本局で発生したことから、本局で発注する全工種の工事においても同時提出方式の適用を行っている。

※「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続きの見直しの実施について」（平成２６年２月６日大臣官房地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長通知）

（4）情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の秘密情報に関する管理方法や管理責任者の指定等、発注事務に関する情報管理ルールの周知・徹底を図る取組を実施している。また、秘密情報が含まれる文書の保管にあたり、電子データとして保管する場合には、アクセス制限、パスワード管理等のセキュリティの強化に取り組んでいる。

更に、本局発注工事の現場における履行確認のために事務所に渡している契約締結事業者の技術提案書の情報管理が徹底されていなかったことから、事務所等における技術提案書の情報管理の厳格化を図るため、担当職員に技術提案書の情報管理の重要性を認識させるとともに、本局から事務所等への技術提案書の送達方法及び事務所等における管理、処分等の取扱いを定め、情報管理を厳格化している。

(5) 積算と技術審査・評価の分離

第二事案発生当時、競争参加者から提出される技術資料等のマスキングは行っておらず、また、発注担当課で積算と技術審査・評価を行っていたこともあり、予定価格等と技術評価に関する情報の両方を業務上知ることができた。現在は、高知談合を踏まえた本省通知によりマスキングが徹底されているが、技術評価については、工事発注担当課の職員が技術審査部門の併任となって一部の工事の技術提案書の評価を工事発注担当課内の仕切られたスペースで行っていることから、情報管理の更なる徹底を図るため、技術提案書の評価を専門の技術審査担当部署で行い、積算と技術審査・評価の完全分離を図るとともに、その情報を知る職員の数を限定し、情報漏洩の防止を図る取組を実施している。

2 中部地方整備局における総合評価落札方式

2-1 総合評価落札方式の変遷

過去５年の総合評価落札方式の運用ガイドラインの改定概要を以下に示す。

(1) 平成３０年度改定概要

事務改善及び効率化（参加側・評価型双方の負荷軽減)、公共工事等の品質確保の促進、若手技術者登用の促進を目的に改定を行った。

＜主な改定点＞

- 段階選抜の評価方法の変更（選抜者数増加、技術者の同種工事の実績を１件で評価）
- Ｓ型（拡大）において、現場代理人としての施工実績の加点を監理技術者と同等評価（施工ＩＩと同様に）
- 配置予定技術者の資格追加（電気通信工事施工管理技士・登録基幹技能者）
- 除雪契約実績を加点（単独工事だけでなく包括的な維持工事でも除雪契約実績を加点）
- i-Construction におけるＩＣＴの活用の対象にＩＣＴ河川浚渫を追加
- 週休２日工事の実施条件の変更（原則維持工事者緊急工事等を除いた全工事を対象、間接費や機械経費・労務費についても適切計上できるよう補正するとともに、工事成績評定でも評価）

(2) 令和元年度改定概要

若手からベテラン技術者が活躍できる環境整備、地域の守り手となる企業の活躍、働き方改革・生産性向上の推進を目的に改定を行った。

＜主な改定点＞

- 技術者の評価項目：「工事成績（安全点)」の追加、新技術活用実績の追加、「より同種」「技術者表彰」を除外
- 企業の能力の評価項目：維持修繕工事の実績の追加、週休２日取組実績の追加、BIM/CIM 実績の追加、自由設定項目の追加
- Ｓ型（WTO）段階選抜工事にて高度なマネジメントの実績を有する技術者、国土技術開発賞受賞企業の追加
- チャレンジ型（施工計画評価型及び維持修繕工事実績評価型）をガイドラインに正式に位置づけ

(3) 令和２年度改定概要

新しい生活様式及び働き方改革の推進（新型コロナウイルス感染拡大への対応）、地域の守り手となる企業の活躍推進を目的に改定を行った。

＜主な改定点＞

- 企業能力評価型をガイドラインに正式に位置づけ
- 週休２日取組評価において、完全２日日全週達成企業を高評価
- i-Construction におけるＩＣＴの活用の対象にＩＣＴ舗装（修繕工）を追加
- 維持修繕工事施工実績の評価にて経常維持工事を高評価
- 遠方地へ支援活動実績を追加
- 難工事指定対象工事の実績を追加
- 技術者の能力と企業の能力の工事成績の評価区分の見直し
- Ｓ型（ＷＴＯ）段階選抜方式の選抜企業数の変更（最大１５社に変更）
- チャレンジ型の維持修繕実績評価型を廃止、施工計画評価型は評価項目を見直した上で継続

(4) 令和３年度改定概要

令和２年度と同様に、新しい生活様式及び働き方改革の推進、地域の守り手となる企業の活躍推進を継続するための改定を行った。

＜主な改定点＞

- 同種施工実績の評価対象に海外インフラプロジェクト工事実績を追加
- 技術者の評価項目に海外インフラプロジェクト優良技術者を追加
- 新型コロナウイルス感染拡大に配慮し、ＣＰＤの評価対象期間を過去１年間から２年間に変更

(5) 令和４年度改定概要

新しい生活様式及び働き方改革の推進、若手技術者の活躍、地域の守り手となる企業の活躍推進を目的に改定を行った。

＜主な改定点＞

- 賃上げ実施企業に対する加点措置の追加（令和４年４月１日以降に契約締結する案件が対象）
- ＣＰＤの評価対象期間を過去１年間に変更（通常に戻す）
- Ｓ型（ＷＴＯ）段階選抜方式の一括審査方式にて配置予定技術者の登録人数を２名に変更

2-2 令和５年度運用ガイドラインの主な改定ポイント

令和５年度は、「2024 問題への対応」「地域防災力の向上」「ＰＤＣＡ実施による各種見直し」の観点から以下の事項について改定を行った。

2-2-1 2024 問題への対応

改定内容	労働基準法第 32 条及び、同法 36 条に基づく 36 協定の上限規制に違反し、各県労働局から労働基準関係法令違反に係る事案として公表された企業を減点する。

時間外労働の上限規制は、労働基準法により法定化、H31.4.1（中小企業は R2.4.1）から施行されている。建設の事業については、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていたが、令和 6 年 4 月 1 日から適用開始。これに違反し、公表された企業を減点することで、違法な時間外労働を行わせる不良業者の排除を図る。

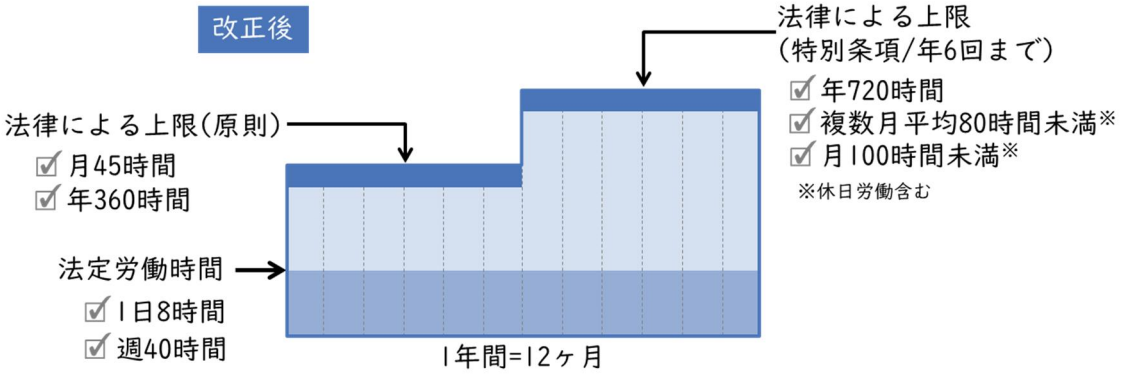

＜上限規制のイメージ＞

2-2-2 地域防災力の向上

（1）事業継続力認定企業の評価

改定内容	「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」において、認定を受けた企業を評価する。

建設会社における事業継続計画(BCP)の策定を推進し、災害対応の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、地域防災力の向上を図る。

＜事業継続計画(BCP)とは＞

- 平常時から災害時の体制や対応方法、重要業務継続に必要な資源の確保・調整手段等を前もって取り決めておく計画。
- 迅速な応急復旧、社会インフラの早期復旧に貢献でき、地域防災力の向上や地域社会への貢献。

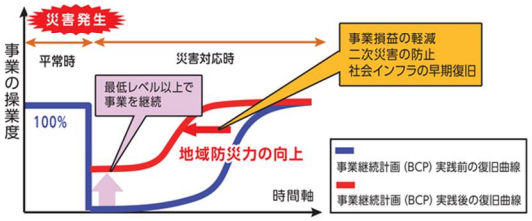

＜地域防災力の向上のイメージ＞

＜中部地方整備局における建設会社における災害時の事業継続力認定制度＞

「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」の策定を促進し、管内の災害対応の円滑な実施と緊急事態への対応力の向上、地域防災力の向上を目的として令和２年度に建設会社のBCP認定制度を創設。認定工事種別は、２２工種。

工事種別		等級	工事種別		等級	工事種別		等級
1	一般土木	A～D	9	ｾﾒﾝﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	-	17	さく井	-
2	As舗装	A～C	10	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄ・ｺﾝｸﾘｰﾄ	-	18	プレハブ建築	-
3	鋼橋上部	-	11	法面処理	-	19	機械設備	-
4	造園	A～B	12	塗装	-	20	通信設備	-
5	建築	A～D	13	維持修繕	-	21	受変電設備	-
6	木造建築	-	14	河川しゅんせつ	-	22	橋梁補修	-
7	電気設備	A～C	15	グラウト	-			
8	暖冷房衛生設備	A～C	16	杭打	-			

2-2-3 ＰＤＣＡ実施による各種見直し

（1）企業評価、技術者評価における配点割合の均衡化

改定内容	「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を均衡化する。

Ｒ１～Ｒ４ガイドラインにおいては、技術者不足による不調不落防止を目的として「企業の能力等」の配点割合を大きく設定していた。

中部地整管内の不調不落発生の低下状況を鑑み、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を均衡化し、技術者評価の適正化を図る。

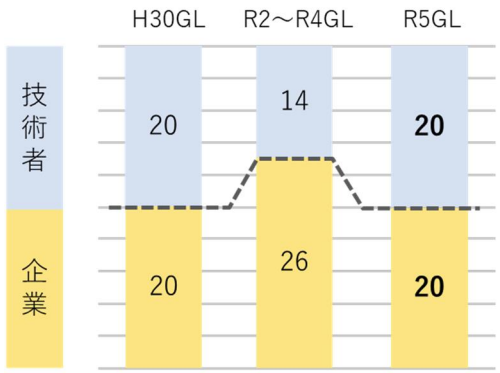

＜配点割合の変更＞

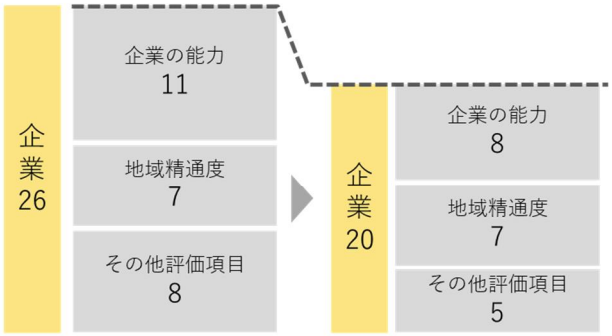

＜選択可能項目・評価点の拡大＞

（2）チャレンジ型における施工実績配点の見直し

改定内容	企業の施工実績において、「自治体（県・政令市）の施工実績」を、「国の施工実績」より高く評価する。

自治体（県・政令市）の施工実績を、国の施工実績よりも高く評価することで、新規参入の企業を積極的に評価し、地域の公共事業を担う企業及び技術者の中長期的な育成を図る。

＜チャレンジ型 施工実績評価点の変更＞

発注機関	技術者の能力 R4GL	技術者の能力 R5GL	企業の能力 R4GL	企業の能力 R5GL
地方整備局等	3点	0点	4点	0点
上記以外の国の機関				
政府関係機関				
都道府県・政令市等		3点		4点
市町村・民間事業	2点	2点	2点	2点

※同種工事の配点

(3) 配置予定技術者の登録人数の変更

改定内容	一括審査方式における配置予定技術者の登録人数を１名から「最大２名」に変更する。

一括審査方式における配置予定技術者の登録人数を増やすことで、企業の柔軟な技術者配置、戦略的な受注環境の整備を図る。

＜配置予定技術者の最大登録数の変更＞

総合評価型式		本官	分任官	最大登録人数 R4GL	最大登録人数 R5GL
非一括	施工能力Ⅰ・Ⅱ	○	○	最大3名	最大3名
	S型拡大・WTO	○	-		
	S型WTO段階選抜	○	-		
一括	施工能力Ⅰ・Ⅱ	○	○	1名 ▶	**最大2名**
	S型拡大	○	-		
	S型WTO	○	-		
	S型WTO段階選抜	○	-	最大2名	最大2名

(4) 週休２日実績の加点評価の取りやめ

改定内容	週休２日実績による加点評価をしない。

R5.3 月末までに契約した R4 ガイドライン適用工事※において、参加企業の約９割が、週休２日取り組み実績（４週６休以上）による加点評価がされている。これまでの取り組みにより、企業における週休２日制は十分普及したと判断し、加点評価しないこととする。

＜評価点の見直し＞

	2点	1点	0.5点	0点
現在	完全週休２日を全週達成	①完全週休２日取組認定証の所持者 ②４週８休以上を達成 ③週休２日交替制モデル工事で休日率４週８休以上	①４週６休以上を達成 ②週休２日交替制モデル工事で休日率４週６休以上を達成	実績無し

施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ、企業能力評価型の配点

▼

改定案

加点評価しない

※技術提案評価型S型、施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型、企業能力評価型を対象

(5) 工事成績の推移にあわせた配点の見直し

改定内容	施工能力評価型における工事成績について、加点対象を「７６点以上」から「７７点以上」に変更する。

近年の工事成績の推移を踏まえ配点を見直し、企業評価の適正化を図る。

＜施工能力評価型 工事成績の配点変更＞

現在

評価項目		6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
企業の工事成績	過去4年に完成した中部地整発注工事の工事成績平均点	81点以上	80.5点以上81点未満	80点以上80.5点未満	79.5点以上80点未満	79点以上79.5点未満	**76点**以上79点未満	65点以上**76点**未満

▼

改定案

評価項目		3点	2.5点	2点	1.5点	1点	0.5点	0点
企業の工事成績	過去4年に完成した中部地整発注工事の工事成績平均点	81点以上	80.5点以上81点未満	80点以上80.5点未満	79.5点以上80点未満	79点以上79.5点未満	**77点**以上79点未満	65点以上**77点**未満

(6) 新技術開発に係る受賞企業の評価項目の拡大

改定内容	国土技術開発賞の表彰に加え、インフラＤＸ大賞、中部ＤＸ大賞の受賞を評価する。

(7) カーボンニュートラル、ＷＬＢ推進企業評価の評価型式の拡大

改定内容	S 型（WTO）段階的選抜方式に加え、S 型（拡大）、施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型（本官）においても評価する。

(8) 新しい担い手技術者の活用

改定内容	若手技術者（３５歳以下）または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価する。

3 総合評価落札方式の実施手順

3-1 総合評価落札方式のタイプ選定

3-1-1 総合評価落札方式のタイプの概要

総合評価落札方式のタイプには、図 2 に示す通り、施工能力評価型と技術提案評価型がある。公共工事の特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて、施工能力評価型、技術提案評価型のいずれかの総合評価落札方式を選択する。

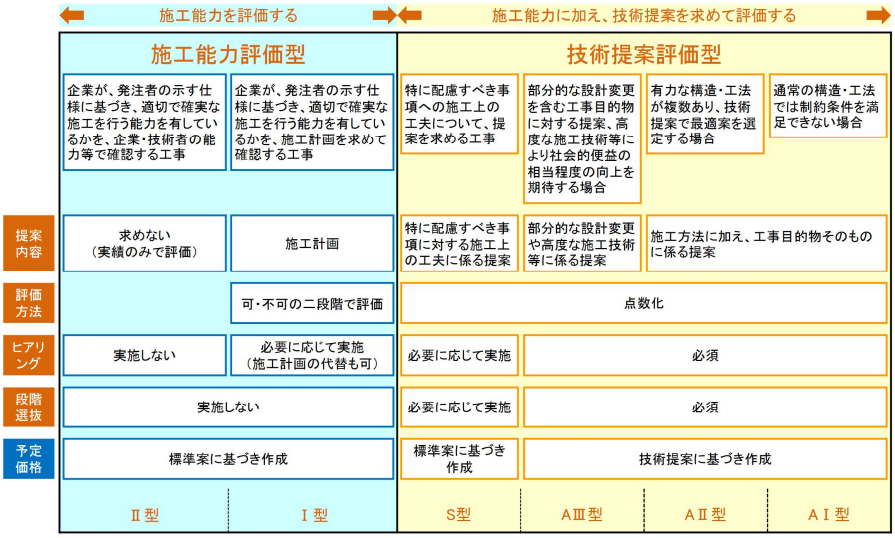

図 2　施工能力評価型と技術提案評価型の分類

工事における技術的能力の審査、技術提案の評価・活用の流れについては、図 3 に示すとおりである。

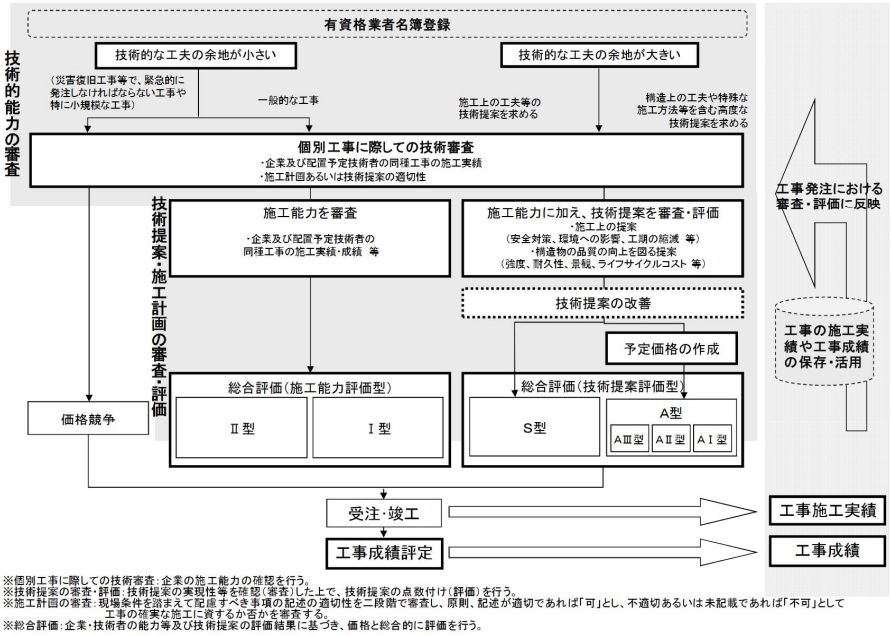

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（2023 年3月）

図 3　工事における技術的能力の審査・技術提案の評価・活用の流れ

(1) 施工能力評価型

施工能力評価型は、技術的工夫の余地が小さい工事を対象に、発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を確認する場合に適用するものである。

施工能力評価型は、施工計画を審査するとともに、企業の能力等（当該企業の施工実績、工事成績、表彰等)、技術者の能力等（当該技術者の施工経験、工事成績、表彰等）に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅠ型と、企業の能力等、技術者の能力等に基づいて評価される技術力と価格との総合評価を行うⅡ型に分類される。Ⅱ型では、施工計画を求めない。

施工能力評価型の対象工事のうち、工事難易度の低い工事を対象に企業能力評価型やチャレンジ型の適用を可能としている。

企業能力評価型は、技術者の能力の加算評価を設定せず、企業の能力のみを評価するものである。企業の能力のみを評価対象とすることで提出書類が縮減されるため受発注者の負担軽減が図れるとともに、契約手続き期間の短縮が可能となる。また、経験の少ない若い技術者の配置がし易くなり、担い手の育成にも寄与する。

チャレンジ型は、地域の公共事業を担う企業及び技術者を中長期的に育成していくために、地域に精通し技術力があるが、近年直轄工事の受注実績がない企業または経験が無い企業が入札参加できるように、評価項目を設定したものである。直轄工事より、自治体（都道府県・政令市）工事の施工実績を高く評価することや、過去の直轄工事の工事成績や表彰実績を評価対象とせず、施工計画を加点評価することが特徴である。

(2) 技術提案評価型

技術提案評価型は、技術的工夫の余地が大きい工事を対象に、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めること、又は発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し施工上の特定の課題等に関して施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用するものである。

また、技術提案評価型は、Ａ型とＳ型に大別される。Ａ型は、社会的要請の高い特定の課題に対し、より優れた技術提案とするために、発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案の改善を行うとともに、技術提案に基づき予定価格を作成した上で、技術提案と価格との総合評価を行う。Ｓ型は、発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案と価格との総合評価を行う。

更に、Ａ型はＡⅠ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型に大別される。ＡⅠ型は、通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合に適用し、ＡⅡ型は、有力な構造・工法が複数あり技術提案で最適案を選定する必要がある場合に適用する。またＡⅢ型は、発注者の示す標準案に対して高度な施工技術等により社会的便益の相当程度の向上を期待する場合や部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める場合に適用することとする。

【技術提案評価型の分類（表 3)】

技術提案評価型を適用する工事は大きくＡ型とＳ型の２つに分類でき、Ａ型はさらにＡⅠ型、ＡⅡ型及びＡⅢ型の３つに分類できる。表３に技術提案評価型の分類を示す。

ＡⅠ型及びＡⅡ型は、発注者が標準案を作成することができない場合や、複数の候補があり標準案を作成せずに幅広く提案を求め、最適案を選定する必要がある場合に適用するものであり、いず

れも標準案を作成しないものである。したがって、設計・施工一括発注方式を適用し、施工方法に加えて工事目的物そのものに係る提案を求めることにより、工事目的物の品質や社会的便益が向上することを期待するものである。このため、技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

一方、発注者が詳細（実施）設計を実施し、標準技術による標準案を作成する場合には、工事目的物自体についての提案は求めずに施工方法に対する提案を求めることが基本となる。この場合、発注者が標準案に基づき工事価格を算定することができるため、標準案の工事価格を予定価格とし、施工上の工夫等の技術提案に限定した提案を求めることも可能である。その場合にはＡ型ではなくＳ型を適用することが基本となる。ＡⅢ型は、標準技術による標準案に対し、部分的に設計の変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法等の技術提案を求めることにより、工事価格の差異に比して社会的便益が相当程度向上することを期待する場合に適用するものであり、その場合には技術提案をもとに予定価格を作成することが基本となる。

なお、発注に当たっては、工事規模の大小により技術提案評価型の適用や類型を判断することがないよう留意することとする。

表３　技術提案評価型の分類

	技術提案評価型			
	ＡⅠ型	ＡⅡ型	ＡⅢ型	Ｓ型
分　類	通常の構造･工法では工期等の制約条件を満足した工事が実施できない場合	想定される有力な構造形式や工法が複数存在するため、発注者としてあらかじめ一つの構造･工法に絞り込まず、幅広く技術提案を求め、最適案を選定することが適切な場合	標準技術による標準案に対し、部分的な設計変更を含む工事目的物に対する提案を求める、あるいは高度な施工技術や特殊な施工方法の活用により、社会的便益が相当程度向上することを期待する場合	工事目的物自体についての提案は求めずに、施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上を図る場合
標準案の有無	無	無 （複数の候補有）	有	有
求める技術提案の範囲 （発注形態の目安）	・工事目的物 ・施工方法 （設計・施工一括）	・工事目的物 ・施工方法 （設計・施工一括）	・部分的な設計変更や、高度な施工技術等にかかる提案 （詳細設計付又は設計・施工分離）	・施工上の工夫に係る提案 （設計・施工分離）
ヒアリング	技術提案評価型Ａ型におけるヒアリングは、技術提案に対する発注者の理解度向上を目的とするものであり、ヒアリング自体の審査・評価は行わない（技術対話）			技術提案評価型 Ｓ 型においては、配置予定技術者へのヒアリングを実施することで配置予定技術者の管理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施する。実施する場合には、対面によるほか電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用できる。
段階的選抜	技術提案を求める競争参加者数が比較的多くなることが見込まれる工事において活用を検討			
予定価格	技術提案に基づき予定価格を作成			標準案に基づき予定価格を作成

3-1-2 総合評価落札方式のタイプ選定の詳細

総合評価落札方式のタイプ選定は、図 4 のフローに従って行うこととする。

「発注時工事難易度評価表」を用いて工事難易度の小項目において判定を行う。工事の技術的特徴や課題に応じ総合評価形式の選定、技術提案の課題設定を行う。

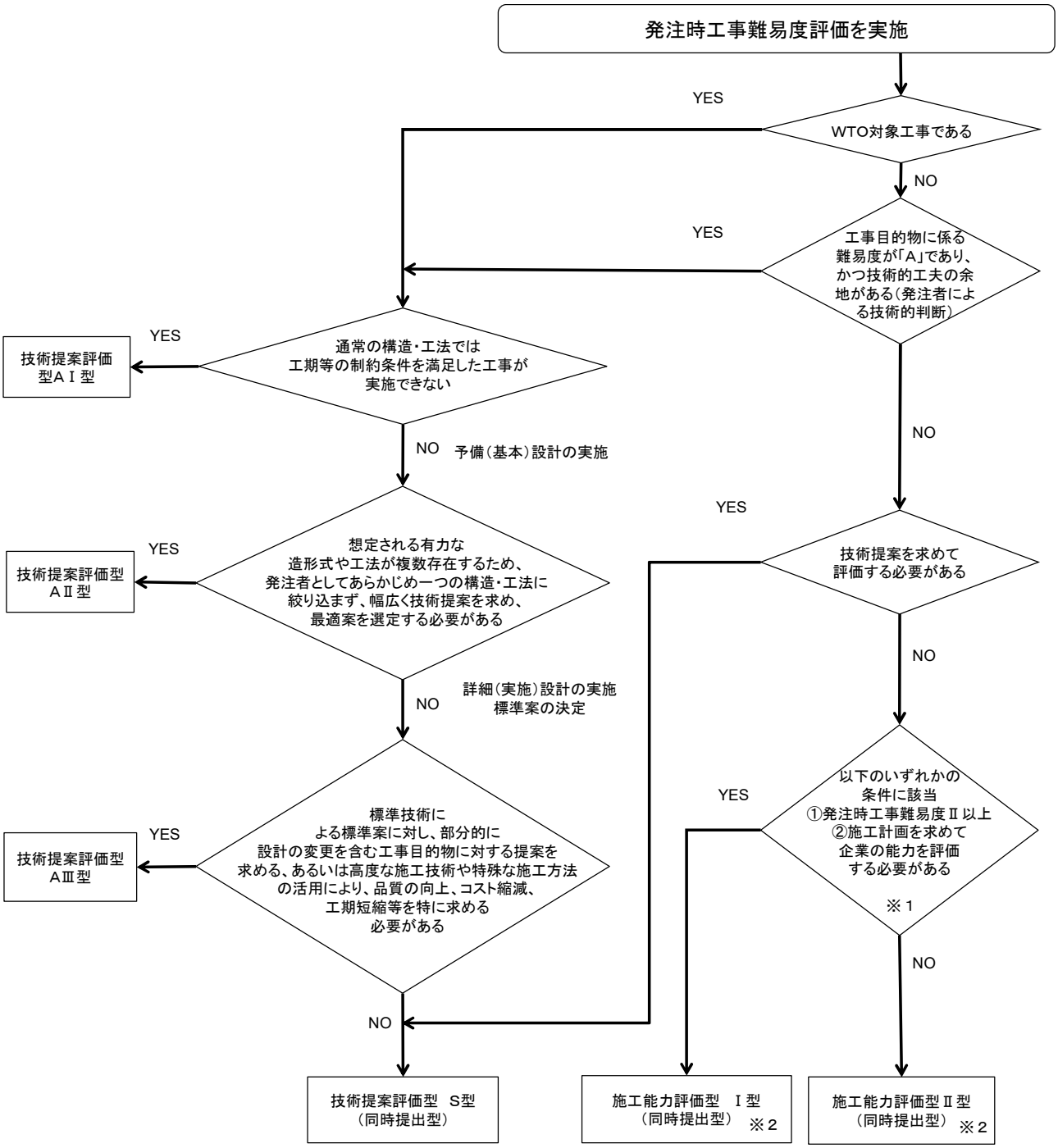

※１：工事難易度がⅡ以上であっても、企業・技術者の能力評価により確実な施工上の性能等が確保される工事については、施工能力評価型Ⅱ型の適用も可能。

※２：企業能力評価型・チャレンジ型は、原則、施工能力評価型で発注する工事に適用する。

図 4　総合評価落札方式の選択フロー

3-2 手続フロー

3-2-1 施工能力評価型Ⅱ型

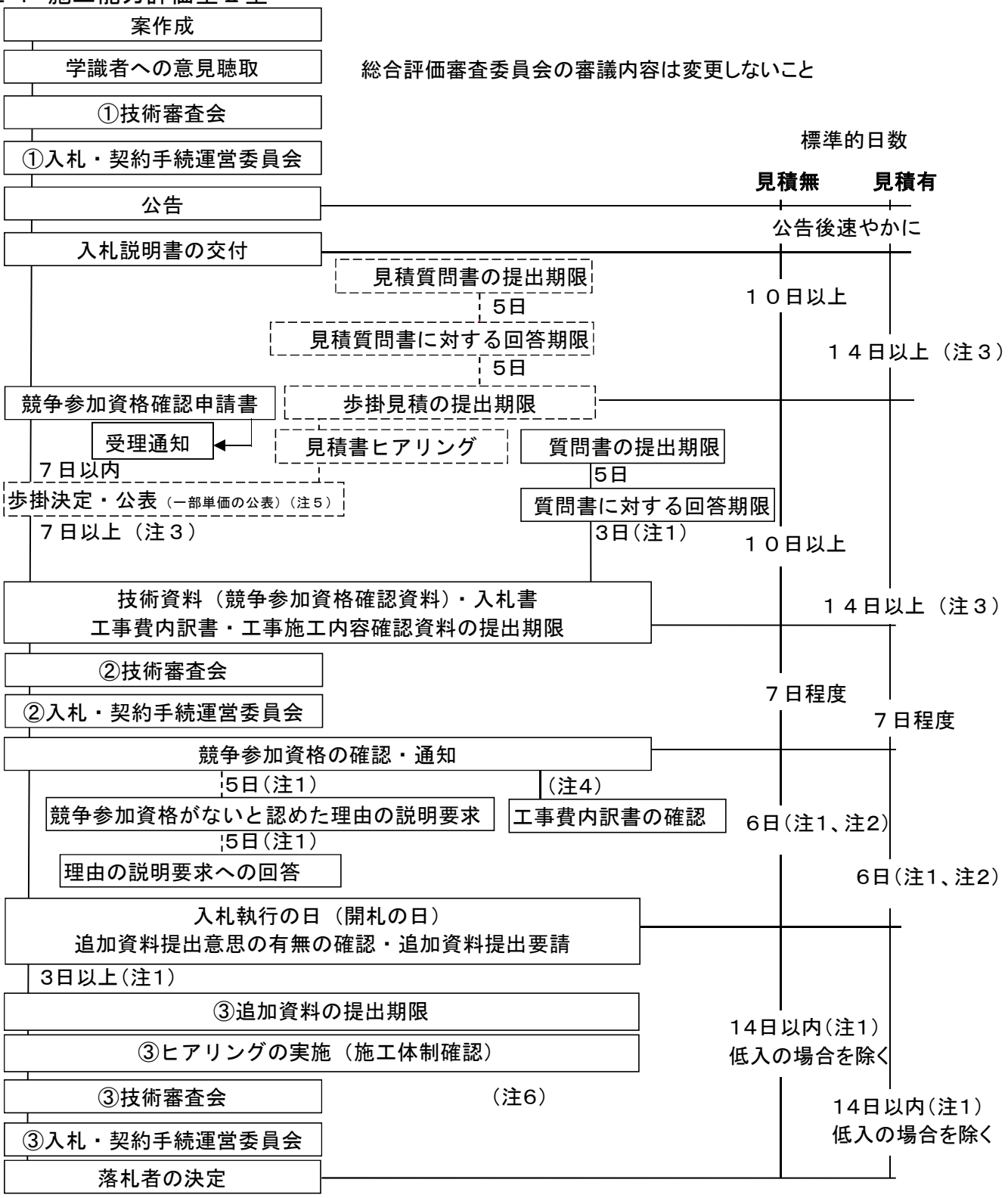

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。
（注5）対象工事のみ
（注6）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能

3-2-2 施工能力評価型Ⅰ型

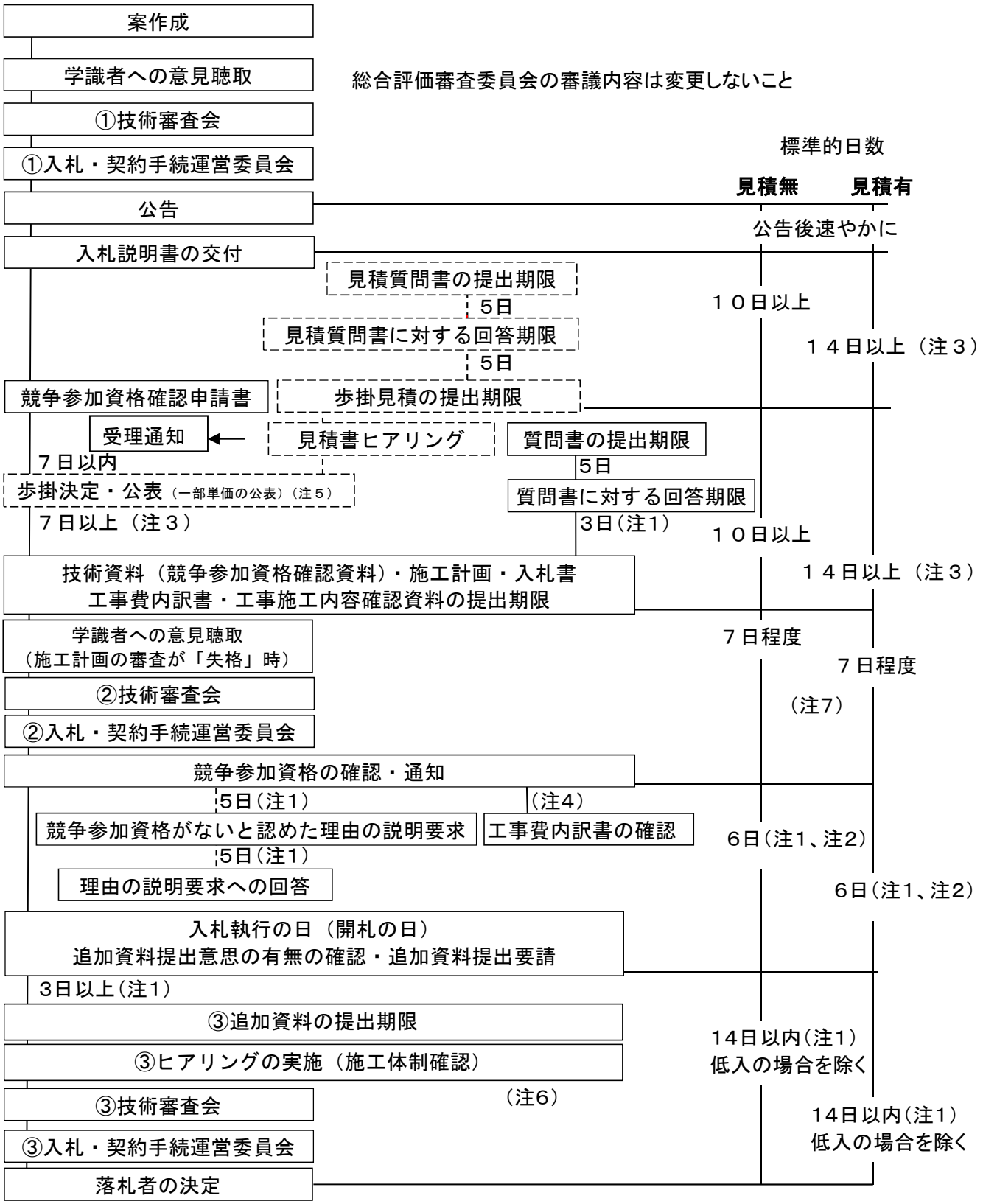

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）６日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。
（注5）対象工事のみ
（注6）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能
（注7）【本官】30日前後 （3週間後の木曜に技審、翌週の入契後）
※チャレンジ型にも適用できるものとする。

3-2-3 企業能力評価型

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする。
（注5）対象工事のみ
（注6）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能

政府調達に関する協定（WTO）以外の場合

3-2-4　技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ以外

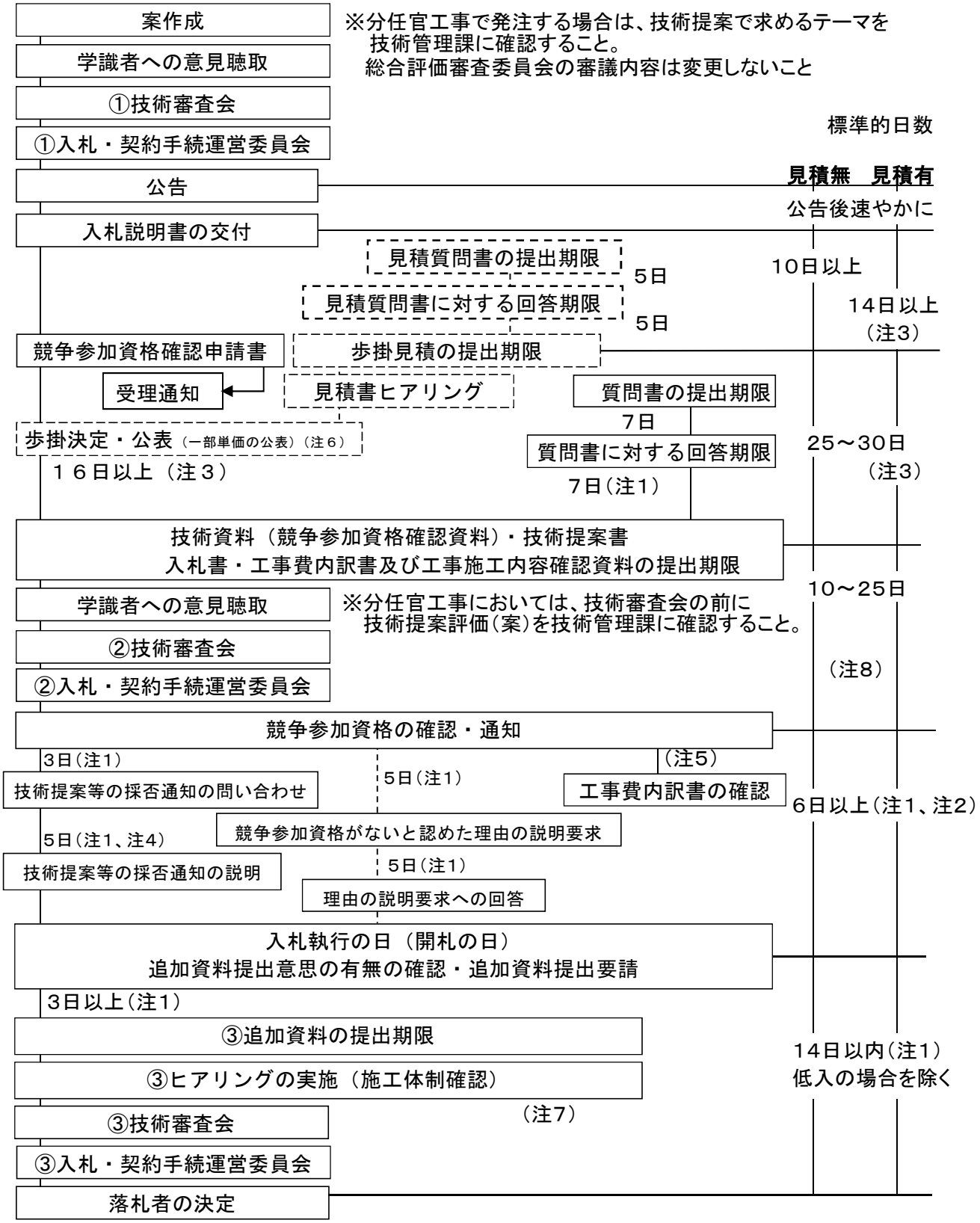

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）6日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は11日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める
（注5）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期は、競争参加資格確認通知の日以降とする
（注6）対象工事のみ
（注7）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能
（注8）【本官】30日前後　（3週間後の木曜に技審、翌週の入契後）

政府調達に関する協定（WTO）の場合

3-2-5 技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ（非段階的選抜方式）

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める
（注5）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期について、競争参加資格確認通知の日以降とする。
（注6）対象工事のみ
（注7）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能
（注8）【本官】30日前後 （3週間後の木曜に技審、翌週の入契後）

政府調達に関する協定（WTO）の場合

3-2-6 技術提案評価型（Ｓ型）ＷＴＯ（段階的選抜方式）（簡易確認型）

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）　（注2）8日は企業からの説明要求がない場合、説明要求があった場合は18日
（注3）見積の内容によっては、適切な期間を十分確保すること
（注4）可能な限り開札までに説明が行えるよう、迅速な対応に努める
（注5）同時提出方式での工事費内訳書の開封時期について、競争参加資格確認通知の日以降とする
（注6）対象工事のみ　（注7）一次審査書類の提出期限日は、原則、木曜とする。期限日の翌週の入契に諮ることができる日に設定。
（注8）原則次のとおり、手続きを行う。技審：提出期限日の翌週の月曜、入契：提出期限日の翌週の火曜、通知：提出期限日の翌週内
（注9）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③④を省略可能
（注10）【本官】30日前後　（3週間後の木曜に技審、翌週の入契後）

政府調達に関する協定（WTO）場合

3-2-7 技術提案評価型（Ａ型）ＷＴＯ

上記日数は、手続きの翌日からの期日を示したものである。
（注1）営業日（日曜日、土曜日、祝日等を含まない。）
（注2）対象工事のみ
（注3）施工体制に係る評価点審査は、調査基準価格未満の入札が無い場合（調査基準価格未満の入札があり、追加資料の提出が無い場合も含む）で、かつ、施工体制の減点がない場合は、②で事前審議を行ったうえで③を省略可能

3-3 入札説明書への記載

入札説明書に明示すべき事項の例を以下に示す。

（ａ）工事概要	①総合評価落札方式を適用する旨 ②段階的選抜方式を適用する旨 ③各種試行方式（施工体制確認型等）を適用する旨
（ｂ）競争参加資格 （入札参加要件）	①企業及び配置予定技術者が同種工事の施工実績を有すること ②企業及び配置予定技術者の同種工事の工事成績評点が６５点以上であること ③配置予定技術者が求める資格を保有していること ④技術提案が適切であること
（ｃ）一次審査に 関する事項 【段階的選抜方式】	① 一次審査の評価に関する基準 ・評価項目 ・評価項目ごとの評価基準 ・得点配分 ②一次審査の結果の通知 ③入札の無効
（ｄ）総合評価に 関する事項	①入札の評価に関する基準 ・評価項目 ・評価基準 ・評価項目ごとの評価基準 ・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値【技術提案評価型】 ・得点配分 ②総合評価の方法 ③落札者の決定方法 ④評価内容の担保【技術提案評価型】 ・技術提案内容の不履行の場合における措置 （再度の施工義務、損害賠償、工事成績評定の減点等を行う旨）
（ｅ）競争参加資格の 確認等	①提出を求める技術資料 ②配置予定技術者のヒアリングの有無 ③競争参加資格確認結果の通知 ④技術提案の採否の通知
（ｆ）予定価格算定時における施工計画の活用方法【技術提案評価型Ａ型】	
（ｇ）入札及び開札の日時	
（ｈ）提案値の変更に関 する事項	・施工条件の変更、災害等、請負者の責めに帰さない理由による技術提案の取扱い
（ｉ）その他（技術資料の提出様式等）	

出典：国土交通省直轄工事における総合評価落札方式の運用ガイドライン（２０２３年３月）

3-4 競争参加資格要件の審査

競争参加資格として設定されている技術的能力の審査を行う。技術的能力の審査の結果、審査基準（競争参加資格要件）を満たしていない企業には競争参加資格を認めないものとする。

- 施工実績は、ＣＯＲＩＮＳの登録情報で確認を行うこととし、その他の証明できる書類の写しは求めない。ＣＯＲＩＮＳに登録が無い工事及び登録情報のみでは施工実績が確認できない場合は、契約書と工事内容が確認できる資料（施工計画書、工程表、図面等）を添付させ、確認を行うこととする。
- 企業から提出された資料についてＣＯＲＩＮＳに記載のあるものは、虚偽の記載が無いか等を確認した後に評価する。
- 企業及び技術者の競争参加資格の審査及び評価の基準日は、申請書等の提出の締切日とし、入札説明書に明記する。
- 申請書等の不備により、資格要件の確認が出来ない場合、競争参加資格を認めないものとする。
- 申請書等の追加提出は、競争参加資格の有無が確認できない場合に限り、（分任）支出負担行為担当官が承認した上で、認めるものとする。追加提出とは、提出した書類で確認できない部分を補うため、追加資料を提出することである。差替え（提出した書類の一部を無効とし、新たに提出すること）、再提出（提出した書類の全部を無効とし、新たに提出すること及び提出した資料の不足分を提出すること）は認めない。
- 競争参加要件の同種・類似条件は、以下を参考として設定する。

① 施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型の同種・類似条件の設定においては、幅広い企業の参加を促すため、数値設定を行わない。同種・類似条件の設定にあたっては分任官工事では業者ランクや地域特性により競争性が確保出来ないのでＣＯＲＩＮＳで実績を検索し、競争性が確保（２０～３０社程度）されるよう適切に設定する。なお、同種条件で十分競争性が確保（２０社以上）される場合は、類似条件を設けないことが出来る。

② 技術提案評価型Ｓ型の同種条件の設定においては、「同種工事・より同種性の高い工事の設定例（案）（令和元年９月）」を参考に数値等を設定することを基本とするが、公告時点の応札状況等ふまえ競争性が確保できない場合は、この限りではない。施工能力評価型の工事は、業者ランクや地域特性により競争性が確保出来るようにＣＯＲＩＮＳで実績を検索し、競争性が確保（２０～３０社程度）されるよう適切に設定する。なお、同種条件で十分競争性が確保（２０社以上）される場合は、類似条件を設けないことが出来る。ＣＯＲＩＮＳで実績を検索できない場合は、過去の実績による応札者の数等を確認するなど適切に同種・類似条件を設定すること。

3-4-1 企業の技術力

（1）同種・類似工事の施工実績

審査及び評価の基準日の前年度から遡って１５年以内に、元請けとして同種又は類似工事の完成・引渡しが完了した施工実績を有することを確認する。

- 実績を求める発注機関はＰ．76 別表 3「発注機関」のとおり区分する。
- 共同企業体の取り扱いは、以下①～④のとおりとする。
  - ① 特定建設工事共同企業体（甲型、乙型）にあっては、代表者が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
  - ② 経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のうち１社が全ての要件を満たす施工実績を有し、他の構成員はいずれかの要件を満たす施工実績を有すること。
  - ③ 大規模かつ技術的難易度が高い工事または、高度な施工技術を必要とする工事の場合、特定建設工事共同企業体（甲型、乙型）または、経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のそれぞれが全ての要件を満たす施工実績を有すること。
  - ④ 地域維持型建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、いずれかの構成員が要件を満たす施工実績を有する者であること。
- 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。
- 同種又は類似工事の施工実績で、複数の実績が提出された場合は、最も低い実績で評価する。

（2）工事成績

- 発注者から企業に対して通知された工事成績評定通知書等の評定点の合計（以下「評定点」という）が６５点以上の実績に限る。
- 評定点が企業に通知されている実績においては、評定点を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。ただし、中部地方整備局（港湾空港関係除く）発注工事実績である場合は、書類の添付は必要ない。
- 工事評定が実施されていない実績や、評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって６５点と見なす。評定点が６５点未満の場合は入札に参加できない。
- 営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は、国土交通省官庁営繕部及び地方整備局（旧組織を含む）並びに北海道開発局、沖縄総合事務局の実績を対象とする。

3-4-2 配置予定技術者の技術力

要求基準を満たす配置予定技術者（主任技術者及び監理技術者）を本発注工事に専任※で配置させることとする。

配置予定技術者は、非一括審査方式では最大３名、一括審査方式では最大２名までの申請を認める。

※公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が４，０００万円（建築一式工事の場合は８，０００万円）以上の場合

（1）資格

配置予定技術者に求める資格は、当該工事を施工する上で必要な建設業法第２６条に示す資格や実務経験を競争参加資格とする。監理技術者の配置を想定する工事においては、監理技術者に必要な資格・実務経験を競争参加資格とする。

（2）同種・類似工事の工事経験

審査及び評価の基準日の前年度から遡って１５年以内に、元請けとして同種又は類似工事の完成・引渡しが完了した工事経験を有する者であること確認する。分任官工事においては、評価対象年度を設定しない。

- 実績を求める発注機関は、中部地方整備局及びＰ．76 別表 3「発注機関」のとおり区分する。
- 共同企業体における配置予定技術者の取り扱いは以下①～③のとおりとする。
  - ① 特定建設工事共同企業体（甲型・乙型）にあっては、代表者の配置予定技術者が全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。
  - ② 経常建設共同企業体（甲型、乙型）又は地域維持型建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のいずれかの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。
  - ③ 大規模かつ技術的難易度が高い工事または、高度な施工技術を必要とする工事である場合、特定建設工事共同企業体（甲型・乙型）又は経常建設共同企業体（甲型、乙型）にあっては、構成員のそれぞれの配置予定技術者が、全ての要件を満たす工事経験を有する者であること。
- 配置予定技術者は、フレックス工期が設定された工事では工期の始期から、設定されない工事においては契約締結の翌日から、審査及び評価の基準日において、配置が可能か評価する。専任が必要な工事では、前工事の工期と重複する配置は原則認めない。
- 配置予定技術者は、経験した工事の工期と従事期間が一致しない場合は、同種工事の実績を有した技術者かわかるよう工事実施工程の写し等を添付し、従事実績を証明すること。
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。
- 求める資格が「土木施工管理技士」「建築施工管理技士」「建設機械施工管理技士」「電気工事施工管理技士」「管工事施工管理技士」「造園施工管理技士」「電気通信工事施工管理技士」の場合は、合格を通知されている者のうち、合格通知から６ヵ月以内に限り、合格証明書が交付され

ていない者も認める。

- 同種又は類似工事の施工実績で、複数の実績が提出された場合は、最も低い実績で評価する。

（3）工事成績

- 発注者から企業に対して通知された工事成績評定通知書等の評定点の合計（以下「評定点」という）が６５点以上の実績に限る。
- 評定点が企業に通知されている実績においては、評定点を証明する資料の添付がなければ入札に参加できない。ただし、中部地方整備局（港湾空港関係除く）発注工事実績である場合は、平成１３年度以降に完成し引き渡しを行った場合に限り、書類の添付は必要ない。
- 工事評定が実施されていない実績や、評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって６５点と見なす。
- 国土交通省のうち、地方整備局（旧組織を含む）及び北海道開発局・沖縄総合事務局の実績であって、評価対象期間に引き渡された請負金額が５００万円未満の工事においては、実績工事に係る検査結果通知書等の検査に合格したことが証明できる書類の添付がなされていれば、評定点を６５点と見なすものとする。
- 転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが完了したことを証明する書類又はＣＯＲＩＮＳの写しをもって６５点と見なすことができるものとする。

3-4-3 配置予定技術者の審査対象期間の緩和

技術者の能力等の審査において、配置予定技術者が審査対象期間中に出産・育児等の真にやむを得ない事情により休業を取得していた場合には、入札・契約手続の公平性の確保を踏まえた上で、原則、休業期間に相当する期間を評価対象期間に加えるものとする。評価対象期間以前に加える期間は、年単位とし、１年未満の期間の場合は１年を、１年以上の期間の場合は切り上げた年数とする。

3-5 総合評価項目の審査・評価

3-5-1 評価項目及び配点の基本的な考え方

(1) 評価項目

総合評価落札方式における価格以外の評価項目は、施工能力評価型（Ⅰ型、Ⅱ型）及び技術提案評価型（Ｓ型、ＡⅠ型、ＡⅡ型、ＡⅢ型）の各タイプにかかわらず、以下に示す４つの観点に基づき、公共工事の品質確保・向上に対する重要性や評価項目に係るデータ入手の容易さ等を考慮した上で、選定タイプの工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じて設定することを基本的な考え方とする。

公共工事の品質確保・向上のために重要な評価項目は、以下のように整理できる。

① 施工計画・技術提案
② 企業の能力等（企業の技術力）
③ 技術者の能力等（配置予定技術者の技術力）
④ 賃上げの実施に関する評価

「①施工計画・技術提案」は、発注者が示す標準的な仕様に対して企業自らの技術提案により改善し、工事の品質向上を図る能力を評価するものである。評価項目は、競争参加者の技術提案については、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等や環境の維持・交通の確保等を評価の視点とする。なお、技術的工夫の余地が小さく技術提案を求める必要がない工事においては、「施工計画」を求め、施工上配慮すべき事項の適切性を審査し、適切かつ確実に工事を遂行する能力を審査する。

「②企業の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、企業が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。評価項目は、企業の施工実績や工事成績、表彰等とする。また、地域精通度、地域貢献度についても、企業の能力等の中で評価する。

「③技術者の能力等」は、発注者が示す仕様に基づき、施工に直接携わる配置予定技術者が適切かつ確実に工事を遂行する能力を評価するものである。評価項目は、配置予定技術者の工事経験や工事成績、表彰、ヒアリング（監理能力、理解度）等とする。

「④賃上げの実施に関する評価」は、総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置について（Ｒ３．１２．１７ 財計第 ４８０３ 号、及び Ｒ３．１２．２４ 国官会第 １６４０９ 号他）により、令和４年４月１日以降に契約を締結する工事において、従業員への賃金引上げ計画の表明書を提出した企業について加点評価するものである。

(2) 配点

配点の基本的な考え方は以下のとおりである。

① 総合評価は品質確保・向上の観点を中心に、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保など公共工事に関連する政策の推進の観点も含め適宜設定する。
② 品質確保の観点から企業に蓄積する技術力、工事の支援体制等が重要である一方、監理技術者の能力が重要であることから、「企業の能力等」と「技術者の能力等」の配点割合を同じとする。

③　地域精通度等は企業の能力等の中で評価し、企業の能力等の配点の半分を超えない範囲で設定する。

④　施工能力評価型Ⅰ型で求める施工計画は、原則、「可」「不可」で評価し、点数化しない。

⑤　技術提案評価型では、品質向上の観点から、技術提案の配点を高く設定する。

⑥　ＷＴＯ対象工事で段階的選抜方式を実施する場合には、「企業の能力等」及び「技術者の能力等」は一次審査のみで評価することとし、総合評価段階では技術提案、賃上げの実施に関する評価のみを評価項目とすることを原則とする。

⑦　総合評価落札方式のタイプごとの具体的な配点割合は、3-5-3 に示す。

表４　総合評価落札方式のタイプごとの配点割合

<施工能力評価型Ⅰ型>

（競争参加資格対象）	総合評価対象　４０		総合評価対象　３
施工計画※1 －	企業の能力等 ２０	技術者の能力等 ２０	賃上げの実施に関する評価※2 ３

※１：施工計画は、二段階で評価し、原則、「可」か「不可」のみを審査し、点数化しない。

※２：賃上げ未達成であった企業である場合、４点減点する。

<施工能力評価型Ⅱ型>

総合評価対象　４０		総合評価対象　３
企業の能力等 ２０	技術者の能力等 ２０	賃上げの実施に関する評価※1 ３

※１：賃上げ未達成であった企業である場合、４点減点する。

<企業能力評価型>

総合評価対象　２０		総合評価対象　２
企業の能力等 ２０	技術者の能力等※1 －	賃上げの実施に関する評価※2 ２

※１：技術者の能力等は評価しない。

※２：賃上げ未達成であった企業である場合、３点減点する。

<チャレンジ型>

総合評価対象　１５	総合評価対象　２０		総合評価対象　２
施工計画 １５	企業の能力等 １５	技術者の能力等 ５	賃上げの実施に関する評価※1 ２

※１：賃上げ未達成であった企業である場合、３点減点する。

＜Ｓ型（ＷＴＯ）段階的選抜方式>

総合評価対象　６０	段階的選抜対象　３０		総合評価対象４
技術提案 ６０	企業の能力等 １５	技術者の能力等 １５	賃上げの実施に関する評価※1 ４

※１：賃上げ未達成であった企業である場合、５点減点する。

＜Ｓ型（拡大）＞

総合評価対象　３０	総合評価対象　３０		総合評価対象　４
技術提案 ３０	企業の能力等 １５	技術者の能力等 １５	賃上げの実施に関する評価※1 ４

※１：賃上げ未達成であった企業である場合、５点減点する。

3-5-2 施工計画・技術提案

（1）施工能力評価型Ⅰ型・チャレンジ型［施工計画（簡易な施工計画）］

発注者が示す仕様に基づき施工する上で、工事の特徴となる内容を把握し、当該工事の特徴を踏まえた確実な施工のために配慮すべき事項について「施工計画」の提出を求め、適切で確実な施工を行う能力を有しているか確認する。

＜評価項目＞

施工計画（簡易な施工計画）は、標準案の確実な履行に対して、「配慮すべき着目点と着目理由」と「着目点に対応した施工方法」に関わる提案が適切であるかを審査する。なお、求める施工計画は、発注者が求める標準案を満足する適切な内容であるということに着目するものであり、設計図書に示す仕様を超えるような提案を求めるものではない。

発注者が設定した「施工上配慮すべき事項」に関するテーマについて、「配慮すべき着目点と着目理由」では着目点を１項目あげ、その理由を記載、「着目点に対応した施工方法」では着目点に対応した施工方法１項目記載する。

テーマは、発注者が示す仕様に基づき施工する上で、どのような点に配慮して施工するかについて提案を求め、下記①～③を参考に設定する。

①特に重要と考えられる工種等（総括表における工種、種別、細別）に係る施工方法について
②工事全般に係わる施工管理（工程管理、出来型管理、品質管理、安全管理等）や周辺環境に対する対策等について
③工事全般について、施工の効率化や新技術の活用に係わる生産性向上について

（設定例）
・○○における確実な施工に関する配慮事項について
・○○に関する確実な施工管理を行うための実施手法について
・工事中の○○における騒音に関する施工計画について
・○○を実施するにあたっての新技術を活用した安全対策について

＜評価基準＞

記載内容の評価については、「可」又は「不可」のみの評価とし、点数化は行わない。不可の場合は競争参加資格を認めない。

「可」・・・関係法令や共通仕様書等に準拠した提案であり、記載内容が適切である
「不可」・・関係法令や共通仕様書等に準拠していない等の提案で、内容が不適切である

＜評価方法＞

- 「配慮すべき着目点と着目理由」と「着目点に対応した施工方法」を２項目以上記載した場合は、１項目目の提案のみ評価対象とする。
- 土木工事共通仕様書等に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、

具体的に記述されていれば評価する。なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用による施工計画であっても評価できる。

- 判定は以下を参考に行うものとする。

「可」の評価

- 施工計画の記載内容が適切である場合

「不可」の評価

- 「課題」、「着目点と着目理由」、「着目点に対応した施工方法」の関連性が適切でない場合
- 本工事と無関係なもの
- 審査項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合
- 法律、政令、省令、条例の規定に遵守違反、抵触する場合
- 関係機関と新たに協議（河川協議、公安協議、発注者協議（発注者が示す基準等に抵触するものを含む）など）が発生するもしくは発生する可能性があり、施工計画の確実な履行ができるか判断できないもの
- 設計内容や設計条件（設計図書、特記仕様書等）に変更を伴い、標準案に対し品質を損なうと判断される場合
- 基準や指針と不整合な記載である場合
- 記載する内容が、「〇〇仕様書による」のみの記載など具体的な記載がない場合
- 未提出の場合
- 施工計画が規定枚数を超える場合

＜留意事項＞

- チャレンジ型では、１～５項目の簡易な施工計画を求め、評価する。
- 評価項目、評価基準、評価方法は、施工能力評価Ｉ型と同一とする。

(2) 技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）［技術提案（施工計画）］

発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

＜評価項目＞

技術提案に係る評価項目については、本発注工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題を踏まえて設定する。工事毎に考えられる技術的課題に対する期待度と、それにより得られる効果が最大となる評価項目で設定する。

テーマ数は、１テーマ、３～５提案とする。テーマは、①～②を参考に設定すること。

① 工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

② 社会的要請への対応に関する技術提案

＜評価基準・評価方法＞

５段階の階層と判断基準を設け、判断基準を参考とし、点数を付与する判定方式により評価するものとする。

① 効果のポイントを捉えた優位性のある提案

提案内容が、評価項目設定理由に対し、「課題と目的」及び「効果とその根拠」のポイントを捉え、具体的な仕様が記載された提案について、優位性が高いと認められる場合は高く評価する。提案内容が、評価項目設定理由に示す課題を根本的に解決する内容である場合は、上記より更に高く評価する。

② ①以外で優位性がある提案

「課題と目的」がポイントを捉えていない場合で、テーマに対する効果は得られないが、品質等の向上が認められれば、求めている効果が少ない提案とし、①より低く評価する。

③ 加点評価しない提案

- 評価項目設定理由に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」又は「提案内容の仕様」が不明確な提案については、評価しない。
- 提案内容の「技術提案の概要」に対して、「課題と目的」又は「効果とその根拠」又は「提案内容の仕様」の記載内容が一致しない場合は、評価しない。
- 通常、一般的に実施されていると判断される提案、「課題と目的」及び「効果とその根拠」が標準案と変わらないと判断される提案は、標準案と同等とし評価しない。
- 提案内容は、具体的な根拠を伴い、「課題と目的」「効果とその根拠」「提案内容の仕様」を担保・確認ができるものとし、抽象的な内容（「丁寧に施工する」等）の場合は評価しない。
- 単に「品質管理の頻度を増加させる」、「出来形の基準値を厳しくする」等の品質向上に繋がらない技術提案は評価しない。

④ 認められない提案、評価しない提案

- 提案内容が前提条件の変更となるもの。
- 評価項目設定理由の趣旨や前提条件を満足しないもの。
- 提案内容が、評価項目設定理由に対する効果の度合いに対し、過度のコスト負担を要すると認められるもの。

⑤ 認められないまたは不適切な提案

認められない提案のうち評価項目設定理由の趣旨や前提条件を大きく逸脱するものと判断される場合は、減点する。

＜留意事項＞

- 標準案より優れている技術提案を加算点の対象とする。標準案相当の場合、加点評価はしないが、競争参加資格は与える。
- 提案数を超えた提案内容については評価せず、提案数までの提案内容にて評価する。
- １つの提案項目に複数の提案があった場合は、一番低いと判断される提案で評価する。
- 技術提案書及び参考資料には入札参加者名（会社名・共同企業体の名称）を記載してはならない。これらの記載がある場合は、評価しないものとする。また、自社が受注した工事名称など、

入札参加者が類推される記載を行ってはならない。これらの記載がある場合は、記載されたページを除き、評価を行うものとする。

- 「課題と目的」「効果とその根拠」「提案内容の仕様」の記載順を変える等、様式の変更は行わない。これに準拠しない場合は評価しない。
- 他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- ＮＥＴＩＳ登録技術（掲載期間終了技術を除く）を使用する場合は、「提案内容の仕様」欄に使用するＮＥＴＩＳ登録技術の技術名称及び登録番号を記載すること。

(3) 技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ）［技術提案（施工計画）］

発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等の技術提案の提出を求め、その実現性や安全性等について審査・評価を行う。

＜評価項目＞

技術提案に係る評価項目については、工事ごとに当該工事の施工条件や環境条件等から施工上の技術的課題を踏まえて設定する。工事毎に考えられる技術的課題に対する期待度と、それにより得られる効果が最大となる評価項目で設定する。

テーマ数は、２～３テーマ、３～５提案とする。テーマは、①～②を参考に設定すること。テーマ数は、「工事価格（規模、工期）」及び「施工上の難易度」により設定する。

①工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案

②社会的要請への対応に関する技術提案

＜評価基準・評価方法＞

技術提案評価型Ｓ型（ＷＴＯ以外）［技術提案（施工計画）］と同様である。

ＤＸに関する技術提案又は、ＳＤＧｓへの対応に関する技術提案の評価基準・評価方法については、個別に設定し、入札説明書に記載する。

3-5-3 評価項目一覧

表 5　評価項目一覧（施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型）

※各項目の番号は3-5-4、3-5-5の項目番号と対応					施工能力評価型Ⅰ・Ⅱ型					
					分任官			本官		
項目		評価項目			満点	R5評価点		満点	R5評価点	
技術提案		S型拡大・WTOに適用			－	－		－	－	
施工計画		施工能力評価型Ⅰ型に適用			－	－		－	－	
ヒアリング		配置予定技術者ヒアリング			－	－		－	－	
企業の能力	企業の能力	（1）	同種・類似工事の施工実績		20点	3点	8点	20点	3点	8点
		（2）	工事成績			3点			3点	
		（3）	表彰等	優良工事表彰等		最大2点			最大2点	
				安全工事表彰						
				社会貢献等表彰						
	地域精通度	（5）	当該事務所管内の工事実績				7点			4点
		（6）	地域内の拠点の有無			2点				
		（7）	災害対応力	災害活動実績		最大4点			最大3点	
		（8）		災害協定締結の有無						
		（9）		BCP認定の有無						
		（10）	ボランティアによる地域貢献			1点			1点	
	その他項目	（11）	維持修繕工事等の施工実績			3点	最大5点		3点	最大8点
		（12）	難工事指定対象工事の実績			2点			2点	
		（13）	新しい担い手技術者の活用			2点			2点	
		（14）	ICT施工技術の活用			2点				
		（15）	遠方地への支援活動実績			2点				
		（16）	手持ち工事量			2点				
		（17）	登録基幹技能者の配置			1点			1点	
		（18）	担当技術者の資格			1点			1点	
		（19）	BIM/CIM活用工事の実績			1点			1点	
		（20）	カーボンニュートラルの取り組み実績						1点	
		（21）	WLB推進企業						1点	
		（22）	新技術開発に関わる受賞企業							
		（23）	労務費見積り尊重宣言 ※WTO一般土木のみ評価							
		（24）	自由設定項目（1）			1点				
			自由設定項目（2）			1点				
技術者の能力	配置予定技術者の技術力	（1）	同種・類似工事の工事経験		20点	6点	16点	20点	6点	16点
		（2）	工事成績	工事成績		6点			6点	
		（3）		安全対策の評定点		4点			4点	
	その他項目	（4）	継続教育（CPD）単位の取得状況			1点	最大4点		1点	最大4点
		（5）	新技術活用実績			1点			1点	
		（6）	難工事指定対象工事の実績			2点			2点	
		（7）	優秀工事技術者表彰			1点			1点	
		（9）	高度なマネジメント（PPP等）実施実績							
		（10）	学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績							
合計加算点の最大値					40点			40点		

賃上げ	賃上げ実施企業への加点	3点	3点		3点	3点	
	賃上げ未達成であった企業への減点		−4点			−4点	
時間外労働に関する法令違反公表企業の減点			−3点			−3点	

表 6　評価項目一覧（企業能力評価型・チャレンジ型）

※各項目の番号は3-5-4、3-5-5の項目番号と対応					施工能力評価型Ⅱ型 分任官(企業能力評価型)			施工能力評価型Ⅰ型 チャレンジ型		
項目		評価項目			満点	R5評価点		満点	R5評価点	
技術提案		S型拡大・WTOに適用			－	－		－	－	
施工計画		施工能力評価型Ⅰ型に適用			－	－		15点	15点	
ヒアリング		配置予定技術者ヒアリング			－	－		－	－	
企業の能力	企業の能力	（1）	同種・類似工事の施工実績		20点	3点	8点	15点	4点	4点
		（2）	工事成績			3点				
		（3）	表彰等	優良工事表彰等		最大2点				
				安全工事表彰						
				社会貢献等表彰						
	地域精通度	（5）	当該事務所管内の工事実績				7点		2点	9点
		（6）	地域内の拠点の有無			2点			2点	
		（7）	災害対応力	災害活動実績		最大4点			2点	
		（8）		災害協定締結の有無					2点	
		（9）		BCP認定の有無						
		（10）	ボランティアによる地域貢献			1点			1点	
	その他項目	（11）	維持修繕工事等の施工実績			3点	最大5点		2点	最大2点
		（12）	難工事指定対象工事の実績			2点				
		（13）	新しい担い手技術者の活用			2点			2点	
		（14）	ICT施工技術の活用			2点			1点	
		（15）	遠方地への支援活動実績			2点				
		（16）	手持ち工事量			2点				
		（17）	登録基幹技能者の配置			1点			1点	
		（18）	担当技術者の資格			1点				
		（19）	BIM/CIM活用工事の実績			1点				
		（20）	カーボンニュートラルの取り組み実績							
		（21）	WLB推進企業							
		（22）	新技術開発に関わる受賞企業							
		（23）	労務費見積り尊重宣言 ※WTO一般土木のみ評価							
		（24）	自由設定項目（1）			1点				
			自由設定項目（2）			1点				
技術者の能力	配置予定技術者の技術力	（1）	同種・類似工事の工事経験					5点	3点	3点
		（2）	工事成績	工事成績						
		（3）		安全対策の評定点						
	その他項目	（4）	継続教育（CPD）単位の取得状況						1点	2点
		（5）	新技術活用実績							
		（6）	難工事指定対象工事の実績							
		（7）	優秀工事技術者表彰						1点	
		（9）	高度なマネジメント（PPP等）実施実績							
		（10）	学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績							
合計加算点の最大値					20点			35点		

賃上げ	賃上げ実施企業への加点	2点	2点		2点	2点	
	賃上げ未達成であった企業への減点		−3点			−3点	
時間外労働に関する法令違反公表企業の減点			−3点			−3点	

表 7　評価項目一覧（技術提案評価型）

※各項目の番号は3-5-4、3-5-5の項目番号と対応

項目		評価項目			技術提案評価型 S型(拡大) 満点	R5評価点		技術提案評価型 S型(WTO) 段階的選抜方式 1次審査 満点	R5評価点	
技術提案		S型拡大・WTOに適用			30点	30点		60点	60点	加点・減点は二次審査において実施する
施工計画		施工能力評価型Ⅰ型に適用			－	－		－	－	
ヒアリング		配置予定技術者ヒアリング			－	－		－	－	
企業の能力	企業の能力	（1）	同種・類似工事の施工実績		15点	3点	7点	15点	8点	10点
		（2）	工事成績			2点				
		（3）（4）	表彰等	優良工事表彰等		最大2点			最大2点	
				安全工事表彰						
				社会貢献等表彰						
	地域精通度	（5）	当該事務所管内の工事実績				4点			
		（6）	地域内の拠点の有無							
		（7）	災害対応力	災害活動実績		最大3点				
		（8）		災害協定締結の有無						
		（9）		BCP認定の有無					1点	
		（10）	ボランティアによる地域貢献			1点				
	その他項目	（11）	維持修繕工事等の施工実績			3点	最大4点			最大5点
		（12）	難工事指定対象工事の実績			2点				
		（13）	新しい担い手技術者の活用			2点			2点	
		（14）	ICT施工技術の活用							
		（15）	遠方地への支援活動実績							
		（16）	手持ち工事量							
		（17）	登録基幹技能者の配置			1点				
		（18）	担当技術者の資格			1点				
		（19）	BIM/CIM活用工事の実績			1点				
		（20）	カーボンニュートラルの取り組み実績			1点			1点	
		（21）	WLB推進企業			1点			1点	
		（22）	新技術開発に関わる受賞企業						1点	
		（23）	労務費見積り尊重宣言 ※WTO一般土木のみ評価						1点	
		（24）	自由設定項目（1）							
			自由設定項目（2）							
技術者の能力	配置予定技術者の技術力	（1）	同種・類似工事の工事経験		15点	5点	11点	15点	6点	11点
		（2）	工事成績	工事成績		4点				
		（3）		安全対策の評定点		2点			5点	
	その他項目	（4）	継続教育（CPD）単位の取得状況			1点	最大4点		1点	最大4点
		（5）	新技術活用実績			1点			1点	
		（6）	難工事指定対象工事の実績			2点				
		（7）（8）	優秀工事技術者表彰			1点			1点	
		（9）	高度なマネジメント（PPP等）実施実績			1点			1点	
		（10）	学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績			1点			1点	
合計加算点の最大値					60点			30点		

賃上げ	賃上げ実施企業への加点	4点	4点		4点	4点	加点・減点は二次審査において実施する
	賃上げ未達成であった企業への減点		−5点			−5点	
時間外労働に関する法令違反公表企業の減点			−3点			−3点	

（1）施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型：分任官工事

評価項目					配点							
					3点	2．5点	2点	1．5点	1点	0．5点	0点	
企業の能力等（20点）	企業の能力（8点）	同種、類似工事の施工実績（過去15ヵ年）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○							
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関		○						
				市町村・民間事業			○					
			同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○				
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関					○			
				市町村・民間事業						○		
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○	
				上記以外							○	
		企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した本発注工事の工種の工事が対象		3点 81点以上	2．5点 80.5点以上81点未満	2点 80点以上80.5点未満	1．5点 79.5点以上80点未満	1点 79点以上79.5点未満	0．5点 77点以上79点未満	0点 65点以上77点未満実績無し（見なし65点）	
		表彰等（最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	2点 局長表彰有り		1．5点 事務所長等表彰 1年で複数表彰		1点 事務所長等表彰 有り		0点 表彰無し	
					事務所長等表彰 2年連続表彰							
				・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象	工事成績優秀企業認定							注1
			安全工事表彰	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 局長表彰		0．5点 事務所長表彰		0点 表彰無し			
			社会貢献等表彰	・中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 2年連続表彰		0．5点 表彰有り		0点 表彰無し			
	地域精通度（7点）	地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価		2点 入札説明書に記載する設定地域に本店有り		1点 競争参加条件地域内に本店有り		0．5点 競争参加条件地域内に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本店有り		0点 競争参加条件地域内に支店・営業所有り	
		災害対応力（最大4点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点	1点（最大2点） 中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0．5点（最大1．5点） 左記以外の機関からの要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0点 その他			注1
			災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	2点 当該工事を発注した事務所との協定締結有り		1点 左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		0．5点 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等との協定締結有り		0点 その他	注1
			BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価	1点 認定有り		0点 認定なし					注1
		ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		1点 表彰有り		0点 表彰無し					注1
	その他項目（最大5点）	維持修繕工事等の施工実績	・本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象		3点 中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		2点 中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		1点 中部地方整備局発注の「その他工事」の2件以上の実績有			
		難工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した難工事指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事		2点 実績有り		0点 実績無し					
		新しい担い手技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		2点 配置有り		0点 配置なし					
		ICT施工技術の活用（最大2点）	・ICT活用工事に指定された工事において、過去に「MC、MG」を活用した施工の実績の有無または、本発注工事でICT施工技術を全面的に活用する場合に評価	「MC、MG」を活用した施工の実績 （ICT土工：発注者指定Ⅱ型）	2点 実績有り		0点 実績無し		※ICT活用工事限定評価			
				i-ConstructionにおけるICT土工を実施 （ICT土工：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（As,Co）を実施 （ICT舗装工（As,Co）：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					注1
				i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施 （ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施 （ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
		遠方地への支援活動	・中部地方整備局管内の本店、支店または、営業所が、中部地方整備局又は政府調達機関等から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急的に実施した災害・支援活動実績がある場合に評価 ・要請日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間（基準日の年度を含む）が対象 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点		1点（最大2点） 活動実績有り 【上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0点 活動実績無し					注1
		手持ち工事量	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約中工事の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】		2点 契約件数　0～1件		1点 契約件数　2～3件		0点 契約件数　4件以上			注1
		登録基幹技能者の配置	・本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象		1点 配置する		0点 配置しない					
		担当技術者の資格	・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須　その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点 対象資格を有する担当技術者を単独配置		0．5点 対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置		0点 配置なし			
		BIM/CIM活用工事の実績	・競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業または技術者の同種（類似）工事について、BIM/CIM活用工事である場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事が対象		1点 実績有り		0点 実績無し					注1
		自由設定項目（1）	・地域の実情等に応じて設定された評価項目で評価		1点 1項目が該当		0点 非該当					
		自由設定項目（2）	・同上		1点 1項目が該当		0点 非該当					
企業の工事成績（マイナス評価）			・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和3、4年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点 2工事以上		－6点 1工事					

評価項目					配点						
技術者の能力（20点）					6点		3点		1．5点		0点
	配置予定技術者の能力（16点）	配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
				上記以外の国の機関			○				
				政府関係機関							
				都道府県・政令市およびその関係機関					○		
				市町村・民間事業							
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
				上記以外							○
		配置予定技術者の工事成績	工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する審査及び評価の基準日の前年度から遡って8年間の間に引き渡しが完了した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点	5点	4点	3点	2点	1点	0点
					83点 以上	82点	81点	80点	79点	76点 以上 79点 未満	65点以上 76点未満 実績無し （見なし65点）
			安全対策の評定点	・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」の内訳（項目別評定点）の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率（評定点／満点）にて加点	4点		2点		0点		
					得点率 90%以上		得点率 80%以上 90%未満		得点率 80%未満		
	その他項目（最大4点）	継続教育（CPD）単位の取得状況	・配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度を評価期間		1点		0点				
					年間推奨単位 以上を取得		年間推奨単位未満				
		新技術の活用実績	・競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が2年以内の工事が対象		1点		0．5点		0点		
					4件以上		1件以上 4件未満		1件未満		
		難工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の実績を評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事		2点		0点				
					実績有り		実績無し				
		優秀工事技術者表彰	・中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価（表彰月の翌月から4年間後の表彰月まで） ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価（期間は設定しない）		1点		0点				
					表彰有り		表彰無し				

注１：塗装工事では評価項目として設定しない。

（2）施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型：本官工事

評価項目					配点						
					3点	2．5点	2点	1．5点	1点	0．5点	0点
企業の能力等（200点）	企業の能力（8点）	同種、類似工事の施工実績（過去15ヵ年）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関		○					
				市町村・民間事業			○				
			同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○			
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関					○		
				市町村・民間事業						○	
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
				上記以外							○
		企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した本発注工事の工種の工事が対象		3点 81点以上	2．5点 80.5点以上81点未満	2点 80点以上80.5点未満	1．5点 79.5点以上80点未満	1点 79点以上79.5点未満	0．5点 77点以上79点未満	0点 65点以上77点未満実績無し（見なし65点）
		表彰等（最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	2点 局長表彰有り		1．5点 事務所長等表彰 1年で複数表彰		1点 事務所長等表彰 有り		0点 表彰無し
					事務所長等表彰 2年連続表彰						
				・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象	工事成績優秀企業 認定						
			安全工事表彰	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 局長 表彰		0．5点 事務所長 表彰		0点 表彰無し		
			社会貢献等表彰	・中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 2年連続 表彰		0．5点 表彰有り		0点 表彰無し		
	地域精通度（4点）	災害対応力（最大3点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点	1点（最大2点） 中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0．5点（最大1．5点） 左記以外の機関からの要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0点 その他		
			災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	1点 当該工事を発注した事務所との協定締結有り		0．5点 左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		0点 その他		
			BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価	1点 認定有り		0点 認定なし				
		ボランティアによる地域貢献		・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価	1点 表彰有り		0点 表彰無し				
	その他項目（最大8点）	維持修繕工事等の施工実績		・本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象	3点 中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		2点 中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		1点 中部地方整備局発注の「その他工事」の2件以上の実績有		
		難工事指定対象工事の実績		・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した難工事指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事	2点 実績有り		0点 実績無し				
		新しい担い手技術者の活用		・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価	2点 配置有り		0点 配置なし				
		登録基幹技能者の配置		・本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象	1点 配置する		0点 配置しない				
		担当技術者の資格		・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須　その他工事は、必要に応じて評価（元請）	1点 対象資格を有する担当技術者を単独配置		0．5点 対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置		0点 配置なし		
		BIM/CIM活用工事の実績		・競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業または技術者の同種（類似）工事について、BIM/CIM活用工事である場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事が対象	1点 実績有り		0点 実績無し				
		カーボンニュートラルの取り組み実績		・①SBT認定取得済み企業または、②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績を有する企業を評価	1点 実績有り		0点 実績なし				
		WLB推進企業		・審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等、②次世代法に基づく認定、③若者雇用推進法に基づく認定	1点 実績有り		0点 実績なし				
企業の工事成績（マイナス評価）				・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和3、4年度の工事成績で「60点未満」がある場合	－12点 2工事以上		－6点 1工事				

評価項目					配点						
					6点		3点		1．5点		0点
技術者の能力（20点）	配置予定技術者の能力（16点）	配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関			○				
				市町村・民間事業					○		
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
				上記以外							○
		配置予定技術者の工事成績	工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する審査及び評価の基準日の前年度から遡って8年間の間に引き渡しが完了した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	6点 83点以上	5点 82点	4点 81点	3点 80点	2点 79点	1点 76点以上79点未満	0点 65点以上76点未満 実績無し （見なし65点）
			安全対策の評定点	・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」の内訳（項目別評定点）の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率（評定点／満点）にて加点	4点 得点率90%以上		2点 得点率80%以上90%未満		0点 得点率80%未満		
	その他項目（最大4点）	継続教育（CPD）単位の取得状況		・配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度を評価期間	1点 年間推奨単位以上を取得		0点 年間推奨単位未満				
		新技術の活用実績		・競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が2年以内の工事が対象	1点 4件以上		0．5点 1件以上4件未満		0点 1件未満		
		難工事指定対象工事の実績		・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の実績を評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事	2点 実績有り		0点 実績無し				
		優秀工事技術者表彰		・中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価（表彰月の翌月から4年間後の表彰月まで） ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価（期間は設定しない）	1点 表彰有り		0点 表彰無し				

注１：アスファルト舗装工事 等級区分Ａでは本評価項目を分任官工事においても適用する。

（3）施工能力評価型Ⅱ型：企業能力評価型

評価項目					配点							
					3点	2．5点	2点	1．5点	1点	0．5点	0点	
企業の能力等（20点）	企業の能力（8点）	同種、類似工事の施工実績（過去15ヵ年）	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○							
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関		○						
				市町村・民間事業			○					
			同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○				
				上記以外の国の機関 政府関係機関 都道府県・政令市およびその関係機関					○			
				市町村・民間事業						○		
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○	
				上記以外							○	
		企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した本発注工事の工種の工事が対象		3点 81点以上	2．5点 80.5点以上81点未満	2点 80点以上80.5点未満	1．5点 79.5点以上80点未満	1点 79点以上79.5点未満	0．5点 77点以上79点未満	0点 65点以上77点未満実績無し（見なし65点）	
		表彰等（最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	2点 局長表彰有り		1．5点 事務所長等表彰 1年で複数表彰		1点 事務所長等表彰 有り		0点 表彰無し	
					事務所長等表彰 2年連続表彰							
				・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象	工事成績優秀企業認定							注1
			安全工事表彰	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 局長表彰		0．5点 事務所長表彰		0点 表彰無し			
			社会貢献等表彰	・中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象	1点 2年連続表彰		0．5点 表彰有り		0点 表彰無し			
	地域精通度（7点）	地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価		2点 入札説明書に記載する設定地域に本店有り		1点 競争参加条件地域内に本店有り		0．5点 競争参加条件地域内に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本店有り		0点 競争参加条件地域内に支店・営業所有り	
		災害対応力（最大4点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点	1点（最大2点） 中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0．5点（最大1．5点） 左記以外の機関からの要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0点 その他			注1
			災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価	2点 当該工事を発注した事務所との協定締結有り		1点 左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		0．5点 工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等との協定締結有り		0点 その他	注1
			BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価	1点 認定有り		0点 認定なし					注1
		ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		1点 表彰有り		0点 表彰無し					注1
	その他項目（最大5点）	維持修繕工事等の施工実績	・本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象		3点 中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		2点 中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		1点 中部地方整備局発注の「その他工事」の2件以上の実績有			
		難工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した難工事指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事		2点 実績有り		0点 実績無し					
		新しい担い手技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		2点 配置有り		0点 配置なし					
		ICT施工技術の活用（最大2点）	・ICT活用工事に指定された工事において、過去に「MC、MG」を活用した施工の実績の有無または、本発注工事でICT施工技術を全面的に活用する場合に評価	「MC、MG」を活用した施工の実績 （ICT土工：発注者指定Ⅱ型）	2点 実績有り		0点 実績無し		※ICT活用工事限定評価			
				i-ConstructionにおけるICT土工を実施 （ICT土工：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（As,Co）を実施 （ICT舗装工（As,Co）：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					注1
				i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施 （ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施 （ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）	2点 実施する		0点 実施しない					
		遠方地への支援活動	・中部地方整備局管内の本店、支店または、営業所が、中部地方整備局又は政府調達機関等から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急的に実施した災害・支援活動実績がある場合に評価 ・要請日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って5年間（基準日の年度を含む）が対象 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点		1点（最大2点） 活動実績有り 【上記の災害支援活動により感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		0点 活動実績無し					注1
		手持ち工事量	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約中工事の件数に応じて評価 【予定価格3億円未満の一般土木工事に適用】		2点 契約件数　0～1件		1点 契約件数　2～3件		0点 契約件数　4件以上			注1
		登録基幹技能者の配置	・本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象		1点 配置する		0点 配置しない					
		担当技術者の資格	・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須　その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点 対象資格を有する担当技術者を単独配置		0．5点 対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置		0点 配置なし			
		BIM/CIM活用工事の実績	・競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業または技術者の同種（類似）工事について、BIM/CIM活用工事である場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事が対象		1点 実績有り		0点 実績無し					注1
		自由設定項目（1）	・地域の実情等に応じて設定された評価項目で評価		1点 1項目が該当		0点 非該当					
		自由設定項目（2）	・同上		1点 1項目が該当		0点 非該当					
企業の工事成績（マイナス評価）			・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和3、4年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点 2工事以上		－6点 1工事					

注１：塗装工事では評価項目として設定しない。

（4）施工能力評価型Ⅰ型：チャレンジ型

評価項目					配点					
					4点	2点	1点	0．5点	0点	
企業の能力等（15点）	企業の能力（4点）	同種、類似工事の施工実績（過去15ヵ年）	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局					○	
				もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」						
				上記以外の国の機関						
				政府関係機関						
				都道府県・政令市およびその関係機関	○					
				市町村・民間事業		○				
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局					○	
				もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」						
				上記以外の国の機関						
				政府関係機関						
				都道府県・政令市およびその関係機関			○			
				市町村・民間事業				○		
					2点		1点		0点	
	地域精通度（9点）	当該事務所管内の工事実績	平成20年度以降の当該事務所管内の工事実績を評価		施工場所を管轄する出張所管内での実績有り		事務所管内における実績有り		当地域で実績なし	
					2点		1点		0．5点	0点
		地域内の拠点の有無	・建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価		入札説明書に記載する設定地域に本店有り		競争参加条件地域内に本店有り		競争参加条件地域内に支店・営業所有り かつ中部地整管内に本店有り	競争参加条件地域内に支店・営業所有り
					1点（最大2点）		0．5点（最大1．5点）		0点	
		災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ※上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点		中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		左記以外の機関からの要請による活動実績有り【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		その他	
					2点		1点		0．5点	0点
		災害協定締結の有無	・「入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体」と「中部地方整備局」、「中部地整管内の事務所」、又は「工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等が災害協定を締結しており災害応急活動等に従事する者である場合に評価		当該工事を発注した事務所との協定締結有り		左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域内で政府調達機関等との協定締結有り	その他
					1点		0点			
		ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		表彰有り		表彰無し			
	その他項目（最大2点）				2点		1点		0．5点	
		維持修繕工事等の施工実績	・本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象		中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		中部地方整備局発注の「その他工事」の2件以上の実績有	
		新しい担い手技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		2点		0点			
					配置有り		配置なし			
		ICT施工技術の活用（最大1点）	・ICT活用工事に指定された工事において、過去に「MC、MG」を活用した施工の実績の有無または、本発注工事でICT施工技術を全面的に活用する場合に評価	「MC、MG」を活用した施工の実績（ICT土工：発注者指定Ⅱ型）	1点		0点		※ICT活用工事限定評価	
					実績有り		実績無し			
				i-ConstructionにおけるICT土工を実施（ICT土工：施工者希望Ⅰ型）	1点		0点			
					実施する		実施しない			
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（As,Co）を実施（ICT舗装工（As,Co）：施工者希望Ⅰ型）	1点		0点			
					実施する		実施しない			
				i-ConstructionにおけるICT河川浚渫工を実施（ICT河川浚渫工：施工者希望Ⅰ型）	1点		0点			
					実施する		実施しない			
				i-ConstructionにおけるICT舗装工（修繕工）を実施（ICT舗装工（修繕工）：施工者希望Ⅰ型）	1点		0点			
					実施する		実施しない			
		登録基幹技能者の配置	・本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象		1点		0点			
					配置する		配置しない			
企業の工事成績（マイナス評価）			・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和3、4年度の工事成績で「60点未満」がある場合		－12点		－6点			
					2工事以上		1工事			

評価項目					配点				
					3点	2点	1点	0．5点	0点
技術者の能力（5点）	配置予定技術者の能力（3点）	配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局					○
				もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」					
				上記以外の国の機関					
				政府関係機関					
				都道府県・政令市およびその関係機関	○				
				市町村・民間事業		○			
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局					○
				もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」					
				上記以外の国の機関					
				政府関係機関					
				都道府県・政令市およびその関係機関			○		
				市町村・民間事業				○	
					1点		0点		
	その他項目（2点）	継続教育（CPD）単位の取得状況	・配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度を評価期間		年間推奨単位以上を取得		年間推奨単位未満		
					1点		0点		
		優秀工事技術者表彰	・中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価（表彰月の翌月から4年間後の表彰月まで） ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価（期間は設定しない）		表彰有り		表彰無し		

（5）技術提案評価型：Ｓ型（ＷＴＯ以外）

評価項目					配点						
					3点	2．5点	2点	1．5点	1点	0．5点	0点
企業の能力等（15点）	企業の能力（7点）	過去15年間の同種工事実績	より同種性が高い	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
				上記以外の国の機関							
				政府関係機関		○					
				都道府県・政令市およびその関係機関							
				市町村・民間事業			○				
			同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」				○			
				上記以外の国の機関							
				政府関係機関					○		
				都道府県・政令市およびその関係機関							
				市町村・民間事業						○	
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
				上記以外							○
		企業の工事成績	・中部地方整備局発注工事（港湾空港関係除く）の工事成績平均点で評価 ・上記実績がない場合は「見なし65点」 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って4年間の間に引き渡しが完了した本発注工事の工種の工事が対象		2点	1．5点	1．2点	1点	0．7点	0．5点	0点
					82点以上	81点以上82点未満	80.5点以上81点未満	80点以上80.5点未満	79.5点以上80点未満	79点以上79.5点未満	65点以上79点未満実績無し（見なし65点）
		表彰等（最大2点）	優良工事表彰等	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象 ・中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価（港湾空港関係を除く） ・認定月から2年間が対象		2点		1．5点		1点		0点
						局長表彰有り		事務所長等表彰 1年で複数表彰		事務所長等表彰 有り	表彰無し
						事務所長等表彰 2年連続表彰					
						工事成績優秀企業 認定					
			安全工事表彰	・中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象		1点		0．5点		0点	
						局長 表彰		事務所長 表彰		表彰無し	
			社会貢献等表彰	・中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価（港湾空港関係を除く） ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象		1点		0．5点		0点	
						2年連続 表彰		表彰有り		表彰無し	
	地域精通度（4点）	災害対応力（最大3点）	災害活動実績	・中部地方整備局または政府調達機関等の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動（鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等）実績が有る場合に評価 ・上記の災害支援活動により感謝状、表彰を受けた場合は＋1点		1点（最大2点）		0．5点（最大1．5点）		0点	
						中部地整及び中部地整管内事務所の要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		左記以外の機関からの要請による活動実績有り 【感謝状・表彰を受けた場合は＋1点】		その他	
			災害協定締結の有無	・入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体が、中部地方整備局又は中部地整管内の事務所と災害協定を締結しており、災害・支援活動等に従事する者である場合に評価		1点		0．5点		0点	
						当該工事を発注した事務所との協定締結有り		左記以外の中部地整又は中部地整管内事務所との協定締結有り		その他	
			BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価		1点		0点			
						認定有り		認定なし			
		ボランティアによる地域貢献	・中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価 ・発注事務所の事務所長等から付与された表彰や感謝状を評価 ・中部地方整備局長から表彰や感謝状を付与された場合は、事務所管内での活動を評価		1点		0点				
					表彰有り		表彰無し				
	その他項目（最大4点）	維持修繕工事等の施工実績	・本発注工事の発注前年度から遡って4年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価 ・本発注工事の発注前年度から遡って4年間が対象		3点		2点		1点		
					中部地方整備局発注の「経常維持工事「24時間体制」」の実績有		中部地方整備局発注の「経常維持工事」の実績有		中部地方整備局発注の「その他工事」の2件以上の実績有		
		難工事指定対象工事の実績	・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）が発注した難工事指定工事のうち、元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績がある場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事		2点		0点				
					実績有り		実績無し				
		新しい担い手技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		2点		0点				
					配置有り		配置なし				
		登録基幹技能者の配置	・本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価 ・審査基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合が対象		1点		0点				
					配置する		配置しない				
		担当技術者の資格	・競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価（審査及び評価の基準日に有している資格を評価） ※As舗装及びCo舗装は必須　その他工事は、必要に応じて評価（元請）		1点		0．5点		0点		
					対象資格を有する担当技術者を単独配置		対象資格を有する監理（主任）技術者又は現場代理人を配置		配置なし		
		BIM/CIM活用工事の実績	・競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業または技術者の同種（類似）工事について、BIM/CIM活用工事である場合に評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事が対象		1点		0点				
					実績有り		実績無し				
		カーボンニュートラルの取り組み実績	・①SBT認定取得済み企業または、②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績を有する企業を評価		1点		0点				
					実績有り		実績なし				
		WLB推進企業	・審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等、②次世代法に基づく認定、③若者雇用推進法に基づく認定		1点		0点				
					実績有り		実績なし				
企業の工事成績（マイナス評価）			・中部地整（港湾空港関係除く）発注の令和3、4年度の工事成績で「60点未満」がある場合		−12点		−6点				
					2工事以上		1工事				

評価項目					配点						
					5点		3点		1点		0点
技術者の能力（15点）	配置予定技術者の能力（11点）	配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験	同種性が認められる	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」	○						
				上記以外の国の機関			○				
				都道府県・政令市およびその関係機関					○		
				市町村・長間事業							
			類似	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局 もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」							○
				上記以外							○
		配置予定技術者の工事成績	工事成績	・配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」で評価 ・国土交通省地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局が発注する審査及び評価の基準日の前年度から遡って8年間の間に引き渡しが完了した工事が対象 ・上記実績がない場合は「見なし65点」	4点 83点以上	3点 82点	2．5点 81点	2点 80点	1．5点 79点	1点 78点	0点 65点以上 78点未満 実績無し （見なし65点）
			安全対策の評定点	・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験として提出された企業が得た「工事成績」の内訳（項目別評定点）の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率（評定点／満点）にて加点	2点 得点率 90%以上		1点 得点率 80%以上 90%未満		0点 得点率 80%未満		
	その他項目（最大4点）	継続教育（CPD）単位の取得状況		・配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度を評価期間	1点 年間推奨単位以上を取得		0点 年間推奨単位未満				
		新技術の活用実績		・競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が2年以内の工事が対象	1点 4件以上		0．5点 1件以上 4件未満		0点 1件未満		
		難工事指定対象工事の実績		・中部地方整備局（港湾空港関係を除く）の発注した難工事指定対象工事のうち、元請けとして完成・引き渡しが完了した工事の実績を評価 ・工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って2年以内の工事	2点 実績有り		0点 実績無し				
		優秀工事技術者表彰		・中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価（表彰月の翌月から4年間後の表彰月まで） ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価（期間は設定しない）	1点 表彰有り		0点 表彰無し				
		高度なマネジメント（PPP等）実施実績		・配置予定技術者が、過去に事業促進PPP、PM／CM、技術協力業務（ECI）のいずれかに技術者として従事した経験の有無を評価 ・期間は設定しない	1点 経験有り		0点 経験無し				
		学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績		・配置予定技術者が執筆、投稿した建設分野に関する論文等が、関連団体が発行する学会誌、協会誌、機関誌等（以下、冊子という）に掲載された実績がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って掲載日の翌日が4年以内が対象	1点 実績有り		0点 実績無し				

（6）技術提案評価型：Ｓ型（ＷＴＯ）段階的選抜方式（簡易確認型）

評価項目					配点		
企業の能力等（15点）	企業の能力（10点）	過去15年間の同種工事実績	・競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業の施工実績について、本発注工事との同種性について、評価 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って15年間の間に引き渡しが完了した工事を対象		8点 より同種性が高い工事の実績有り	5点 やや同種性が高い工事の実績有り	0点 同種性が認められる工事の実績有り
		表彰等	優良工事表彰等	・国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長、または同管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価 ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象 ・国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価 ・認定月から2年間が対象	2点 局長表彰 工事成績優秀企業認定	1点 事務所長等表彰	0点 表彰無し
			安全工事表彰	・国土交通省地方整備局及び北海道開発局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価 ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象			
			社会貢献等表彰	・国土交通省地方整備局及び北海道開発局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価 ・表彰月の翌月から2年後の表彰月までが対象			
	その他項目（最大5点）	新しい担い手技術者の活用	・本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価		2点 配置有り	0点 配置なし	
		BCP認定の有無	・中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価		1点 認定有り	0点 認定なし	
		カーボンニュートラルの取り組み実績	・①SBT認定取得済み企業または、②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績を有する企業を評価		1点 実績有り	0点 実績なし	
		WLB推進企業	・審査及び評価の基準日において以下の認定を受けている場合に評価 ①女性活躍推進法に基づく認定等、②次世代法に基づく認定、③若者雇用推進法に基づく認定		1点 実績有り	0点 実績なし	
		新技術開発に関わる受賞企業	・「国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）」「i-Construction大賞（大臣賞、優秀賞）」「インフラDX大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）」「中部DX大賞（大賞、奨励賞、敢闘賞）」の受賞がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日の直前の表彰月の年を含む3年間		1点 実績有り	0点 実績なし	
		労務費見積り尊重宣言	「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表した場合に評価 ※WTO一般土木のみの評価項目とする。		1点 実施有り	0点 実施なし	

評価項目					配点		
技術者の能力（15点）	配置予定技術者の能力（11点）	過去15年間の同種工事実績	・競争参加資格を満たすことを証明するため提出された配置予定技術者の工事経験について、本発注工事の同種性について、評価 ・審査及び評価の基準日の前年度から遡って15年間の間に引き渡しが完了した工事を対象		6点 より同種性が高い工事の実績有り	3点 やや同種性が高い工事の実績有り	0点 同種性が認められる工事の実績有り
		配置予定技術者の工事成績	安全対策の評定点	・上記の配置予定技術者の同種・類似工事の施工実績として提出された企業が得た「工事成績」の内訳（項目別評定点）の「安全対策」の評定点で評価。 ・評価期間は、上記と同じ。 ・評価は、安全対策の評定点を対象に得点率（評定点／満点）にて加点	5点 得点率 90%以上	3点 得点率 80%以上 90%未満	0点 得点率 80%未満
	その他項目（最大4点）	継続教育（CPD）単位の取得状況	・配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系CPD協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（CPD）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価 ・審査及び評価の基準日の前年度を評価期間		1点 年間推奨単位以上を取得	0点 年間推奨単位未満	
		新技術の活用実績	・競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種（類似）工事において、新技術情報提供システム（NETIS）に掲載された新技術の活用がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って工期末の翌日が4年以内の工事が対象		1点 4件以上	0.5点 1件以上 4件未満	0点 1件未満
		優秀工事技術者表彰	・国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長、または同管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価（表彰月の翌月から4年間後の表彰月まで） ・海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価（期間は設定しない）		1点 表彰有り	0点 表彰無し	
		高度なマネジメント（PPP等）実施実績	・配置予定技術者が、過去に事業促進PPP、PM／CM、技術協力業務（ECI）のいずれかに技術者として従事した経験の有無を評価 ・期間は設定しない		1点 経験有り	0点 経験無し	
		学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績	・配置予定技術者が執筆、投稿した建設分野に関する論文等が、関連団体が発行する学会誌、協会誌、機関誌等（以下、冊子という）に掲載された実績がある場合に評価 ・審査及び評価の基準日から遡って掲載日の翌日が4年以内が対象		1点 実績有り	0点 実績無し	

3-5-4 企業の技術力等

共同企業体にあっては、評価する過程において、企業の能力等が一番高いと判断される構成員で評価する。

＜企業の能力＞

（1）企業の同種・類似工事の施工実績

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業の施工実績について、本発注工事との同種性について、評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」、上記以外の国の機関、政府関係機関、都道府県・政令市およびその関係機関、市町村・民間事業
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って１５年間に引き渡しが完了した工事（基準日の年度を含む）

- 実績を求める発注機関はＰ．76 別表３　「発注機関」のとおり区分する。
- 競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業の施工実績について、同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、設定された条件のいずれかを同一工事（同一構造物、又は同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一構造物、又は同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。（やや同種性が高い工事は WTO のみで評価）
- 共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。
- 同種又は類似工事の施工実績で、複数の実績が提出された場合は、最も低い実績で評価する。

（2）企業の工事成績

中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の工事成績平均点で評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	審査及び評価の基準日の直前の表彰月の翌月の前年度から遡って４年間の間に引き渡しが完了した工事

- 工事成績平均点の少数第２位以下切捨とする。
- 中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）の実績が無い場合は６５点の見なし点数とする。
- 共同企業体の取り扱いは、以下①～③のとおりとする。
  ① 単体業者は、当該業者が受注した実績に加え、当該業者が参加した共同企業体の実績を全て対象とする。
  ② 特定建設共同企業体（甲型、乙型）は、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象

とする。

③ 経常建設共同企業体（甲型、乙型）又は地域維持型建設共同企業体（甲型、乙型）は、当該建設共同企業体が受注した実績に加え、構成員が単体業者として受注した実績を全て対象とする。

- 本発注工事の工事種別が橋梁補修工事の取り扱いは、以下①②のとおりとする。

① 本発注工事の主たる工種が、令和２年度以前の維持修繕工事に該当する場合、橋梁補修工事、及び維持修繕工事の工事成績平均点で評価する。

② 本発注工事の主たる工種が、令和２年度以前の一般土木工事等に該当する場合、橋梁補修工事、及び一般土木工事等の工事成績平均点で評価する。

- 海外認定・表彰制度により認定された海外実績に成績評定点が与えられていないため、国内実績及び海外実績を併せ持つ企業や技術者の成績評定点の平均点を算出する際は、認定された海外実績を含めないこと。

（3）表彰等（ＷＴＯ段階選抜方式以外の場合）

1）優良工事表彰等

（A）優良工事表彰

中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。
- 表彰の受賞後に中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で６５点未満の工事成績通知を受けた企業の表彰は評価しない。

（B）工事成績優秀企業認定

中部地方整備局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。

評価対象工事種別	一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、橋梁補修工事
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	認定月から２年間

- 提出資料に認定の有無の記載があり、認定が確認できた場合に評価する。認定の写しの添付は不要とする。

- 審査及び評価の基準日までに、認定が失効となった場合は、評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

2）安全工事表彰

中部地方整備局長または中部地方整備局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。
- 表彰の受賞後に中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で６５点未満の工事成績通知を受けた企業の表彰は評価しない。

3）社会貢献等表彰

中部地方整備局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。
- 表彰の受賞後に中部地方整備局発注（港湾空港関係を除く）工事で６５点未満の工事成績通知を受けた企業の表彰は評価しない。

（4）表彰等（ＷＴＯ段階選抜方式の場合）

1）優良工事表彰等

（A）優良工事表彰

国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長、または同管内の事務所長等より「優良工事表彰」を本発注工事の工事種別で元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの表彰の場合、表彰の写しの添付は不要とする。他地方整備局及び北海道開発局からの表彰の場合、表彰の写しを添付すること。
- 審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。
- 個別の工事単位で評価、表彰されたものに限る。

（B）工事成績優秀企業認定

国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長より「工事成績優秀企業」として認定されている場合に評価する。

評価対象工事種別	一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、維持修繕工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、橋梁補修工事
評価対象機関	国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）
評価対象期間	認定月から２年間

- 提出資料に認定の有無の記載があり、認定が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの認定の場合、認定書の写しの添付は不要とする。他地方整備局及び北海道開発局からの認定の場合、認定書の写しを添付すること。
- 申請書等の提出期限日までに、認定が失効となった場合は、評価しない。

2）安全工事表彰

国土交通省地方整備局及び北海道開発局管内の事務所長等より「安全工事表彰」を元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの表彰の場合、表彰の写しの添付は不要とする。他地方整備局及び北海道開発局からの表彰の場合、表彰の写しを添付する。
- 審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。
- 個別の工事単位で評価、表彰されたものに限る。

3）社会貢献等表彰

国土交通省地方整備局及び北海道開発局管内の事務所長等より「社会貢献等表彰」を元請として受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）
評価対象期間	表彰月の翌月から２年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの表彰の場合、表彰の写しの添付は不要とする。他地方整備局及び北海道開発局からの表彰の場合、表彰の写しを添付する。
- 審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。
- 個別の工事単位で評価、表彰されたものに限る。

＜地域精通度・貢献度＞

（5）当該事務所管内の工事実績（チャレンジ型のみ適用）

本発注工事の施工場所を管轄する出張所又は事務所管内で、施工実績を有する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って１５年間に引き渡しが完了した工事（基準日の年度を含む）

- 本発注工事の施工場所が複数の管轄を跨ぐ場合には、いずれかの施工実績があれば、評価する。

（6）地域内の拠点の有無

建設業法に基づき設置された本店、支店、営業所の所在地を評価する。

（7）災害活動実績

中部地方整備局管内において、中部地方整備局又は政府調達機関等※1の要請を受けて緊急的に実施した災害・支援活動実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	実施日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って５年間（基準日の年度を含む）

- 鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等の支援活動も評価する。
- 要請書、協定書、契約書等の写し、もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※1の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。活動実績が元請ではなく下請である場合は、元請から下請への契約関係書類の写しの添付が加えてある場合に評価する。
- ①上記の災害支援等活動により中部地方整備局長、事務所長又は政府調達機関等※1の長より感謝状、表彰を受けた場合、②「災害対策関係功労者中部地方整備局長表・事務所長表彰」の決定通知、表彰を受けている場合、高く評価する。
- 本官工事においては、中部地方整備局管外実績も評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

※１：Ｐ．76 別表２ 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

(8) 災害協定締結の有無

入札参加者が会員等となっている法人格を有する団体が、中部地方整備局又は中部地整管内の事務所と災害協定を締結しており、災害・支援活動等に従事するものであることを協定締結団体により証明された資料の添付がある場合に評価する。

評価対象工事種別	―
評価対象機関	中部地方整備局又は中部地整管内の事務所
評価対象期間	審査及び評価の基準日の年度に発行された証明書がある場合に評価

- 個別企業との協定締結は、評価しない。
- 分任官工事において、入札参加者が会員等となっている団体と、工事毎に設定する拠点の有無に係る設定地域において政府調達機関等※1が災害協定を締結している場合も、評価することができる。
- 当該工事を発注した事務所との協定締結がある場合は、高く評価する。評価基準は、事務所の実情により、対象とする事務所を選択することができる。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

※１：Ｐ．76 別表 2「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

(9) ＢＣＰ認定の有無　【新規追加】

中部地方整備局が認定する「建設会社における災害時の事業継続力認定制度」について、審査及び評価の基準日までに認定を受けている企業を評価する。

評価対象工事種別	―
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港部認定を含む。）
評価対象期間	審査及び評価の基準日において認定を受けている場合

- 認定証の写しを添付することとし、添付がないものについては、評価しない。
- 本発注工事の工事種別以外の認定工事種別であっても、評価する。
- 入札参加者とは異なる支店等に発行された認定証の写しが提出された場合は、評価しない。ただし、入札参加者の属する本店（本社）等に対する認定証が添付されている場合は、評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

（10）ボランティアによる地域貢献

中部地方整備局管内における道路又は河川行政に係るボランティア活動により、中部地方整備局長又は事務所長等から、入札参加者や入札参加者が会員等となっている団体が、表彰や感謝状を受けている場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	表彰日等が審査及び評価の基準日から遡って２年間

- 表彰や感謝状を付与した事務所等管内での活動を評価する。中部地方整備局長から表彰や感謝状を受けた場合は、活動場所が事務所等管内の場合に限る。
- 表彰や感謝状の写しの添付があった場合に評価する。表彰や感謝状の授与者が団体の場合は、表彰や感謝状の写しの他に、授与団体が発行する当該業者が参加したことを証明する資料の添付がある場合に評価する。
- 営繕部及び静岡営繕事務所が発注する工事は道路・河川の両方を評価対象とすることができる。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

＜その他評価項目＞

（11）維持修繕工事等の施工実績　　【一部見直し】

本発注工事の発注前年度から遡って４年間において、元請けとして完成・引渡しが完了した維持修繕工事等の施工実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って４年間に引き渡しが完了した工事

- 維持修繕工事等とは以下①～③をいう。

①経常維持工事「２４時間体制」

平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理作業工又は緊急巡回を含む）、道路除雪（雪氷）工事、河川の経常維持（応急処理作業工又は出水時等巡視を含む））、及び類する役務（業務）。

②経常維持工事

経常維持工事「２４時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、流木処理工事、河川清掃工事、道路照明施設維持工事、道路清掃工事等）、及び類する役務（業務）。

③その他工事

既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等を行った工事（橋梁補修、耐震補強、交差点改良、歩道設置、電線共同溝、設備更新、塗装塗替・区画線等を含む）の２件以上の工事実績。

- 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）以外の実績は評価しない。
- ＣＯＲＩＮＳの登録内容で維持修繕工事等の対象となる工事内容が明確にわからない場合は、工事内容が確認できる資料（契約書、図面、工事数量総括表、施工計画書等）を添付すること。提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

（12）難工事指定対象工事の実績　　【一部見直し】

元請けとして完成・引渡しが完了した中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の難工事指定工事の施工実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内の工事

- 企業の同種・類似工事以外の施工実績も評価する。
- 評定点が７０点以上の工事実績について評価する。
- 難工事施工実績を有する場合は、公告文又は入札説明書の写し等（工事名、難工事指定工事で

あることが証明できる部分）を提出する。なお、提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

（13）新しい担い手技術者の活用　【新規追加】

本発注工事おいて、若手技術者または女性技術者を、現場代理人または担当技術者として、配置する場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	－

- 現場代理人または担当技術者として、監理技術者資格の無い、①若手技術者（審査及び評価の基準日において３５歳以下）または、②女性技術者を１名以上配置、活用する場合に評価する。
- 直接的な雇用関係とし、雇用期間は問わない。
- 担当技術者で配置した場合は、監理（主任）技術者と同じ期間配置しなければ評価しない。本発注工事のみ従事し、他工事との兼務は認めない。
- 申請した技術者の途中交代は、理由の如何を問わず、認める。交代する新たな技術者については、技術者（審査及び評価の基準日において３５歳以下）または、女性技術者を配置すること。
- 契約書附則事項に記載する。

（14）ＩＣＴ施工技術の活用

ＩＣＴ活用工事に指定された工事において、過去に「ＭＣ、ＭＧ」を活用した施工の実績の有無または、本発注工事でＩＣＴ施工技術を全面的に活用する場合に評価する。

1）ＩＣＴ土工

＜過去に「ＭＣ、ＭＧ」を活用した施工の実績の有無＞

ＩＣＴ活用工事（土工）発注者指定Ⅱ型の適用工事において、過去に「ＭＣ、ＭＧ」を活用した施工の実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	設定しない

- 契約書・施工計画書・施工後のアンケート調査票等の写し等（工事名・会社名・「ＭＣ、ＭＧ」を活用した施工実績を証明できる書類）を添付すること。提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

［参考］

ＩＣＴ活用工事（土工）発注者指定Ⅱ型の適用工事

- 対象工事：一般土木工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、法面処理工、及び維持修繕工事を原則
- 対象工種：河川土工、海岸土工、砂防土工（掘削工（河床等掘削含む）、盛土工、法面整形工）、道路土工（掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工）
- 対象規模：予定価格（消費税を含む）が３億円未満かつ、盛土工・掘削工のいずれかの土工数量が１０，０００ｍ３以上を目安

＜本発注工事におけるＩＣＴ施工技術の全面的な活用＞

ＩＣＴ活用工事（土工）施工者希望Ⅰ型の適用工事において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	設定しない

- ＩＣＴ土工活用工事計画書において、施工プロセス①～⑤の全ての段階で活用する場合に評価する。
  ①３次元起工測量　②３次元設計データ作成　③ＩＣＴ建設機械による施工　④３次元出来形管理等の施工管理　⑤３次元データの納品
- 契約書附則事項に記載する。

［参考］

ＩＣＴ活用工事（土工）施工者希望Ⅰ型の適用工事

- 対象工事：一般土木工事、アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、法面処理工」、及び維持修繕工事を原則
- 対象工種：河川土工、海岸土工、砂防土工（掘削工（河床等掘削含む）、盛土工、法面整形工）、道路土工（掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工）
- 対象規模：予定価格（消費税を含む）が３億円未満かつ、盛土工・掘削工のいずれかの土工数量が１，０００ｍ３以上１０，０００ｍ３未満を目安

2） ＩＣＴ舗装工

＜本発注工事におけるＩＣＴ施工技術の全面的な活用＞

ＩＣＴ活用工事（舗装工）施工者希望Ｉ型の適用工事において、ＩＣＴ施工技術を全面的に活用する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	設定しない

- ＩＣＴ舗装工活用工事計画書において、施工プロセス①～⑤の全ての段階で活用する場合に評価する。
  ①３次元起工測量　②３次元設計データ作成　③ＩＣＴ建設機械による施工　④３次元出来形管理等の施工管理　⑤３次元データの納品
- 契約書附則事項に記載する。

［参考］

ＩＣＴ活用工事（舗装工）施工者希望Ｉ型の適用工事

- 対象工事：アスファルト舗装工事、セメント・コンクリート舗装工事、一般土木工事を原則
- 対象工種：本発注工事に舗装、水門の工事区分における舗装工の工種があり、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事。または、本発注工事に築堤・護岸、堤防護岸、砂防堰堤の工事区分における付帯道路工の工種があり、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工を含む工事
- 対象規模：予定価格（消費税を含む）が３億円未満かつ、新設舗装面積が１０，０００ｍ２以上を目安

3） ＩＣＴ河川浚渫工

＜本発注工事におけるＩＣＴ施工技術の全面的な活用＞

ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）施工者希望Ｉ型の適用工事において、本発注工事でＩＣＴ施工技術を全面的に活用する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	設定しない

- ＩＣＴ河川浚渫工活用工事計画書において、施工プロセス①～⑤の全ての段階で活用する場合に評価する。
  ①３次元起工測量　②３次元設計データ作成　③ＩＣＴ建設機械による施工 ④３次元出来形管理等の施工管理　⑤３次元データの納品

- 契約書附則事項に記載する。

［参考］
ＩＣＴ活用工事（河川浚渫）施工者希望Ⅰ型の適用工事
- 対象工事：河川しゅんせつ工事を原則
- 対象工種：浚渫工（バックホウ浚渫船）浚渫船運転工
- 対象規模：予定価格（消費税を含む）が３億円未満かつ、浚渫数量が２０，０００ｍ３以上を目安

4）ＩＣＴ舗装工（修繕工）

＜本発注工事におけるＩＣＴ施工技術の活用＞

ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））施工者希望Ⅰ型の適用工事において、本発注工事でＩＣＴ施工技術を全面的に活用する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	設定しない

- ＩＣＴ舗装（修繕工）活用工事計画書において、施工プロセス①②⑤の段階で活用する場合に評価する。
  ①３次元起工測量　②３次元設計データ作成　③ＩＣＴ建設機械による施工（施工管理システム）④３次元出来形管理等の施工管理　⑤３次元データの納品
- 契約書附則事項に記載する。

［参考］
ＩＣＴ活用工事（舗装工（修繕工））施工者希望Ⅰ型の適用工事
- 対象工事：舗装工（修繕工）（切削オーバーレイ工または路面切削工）を原則
- 対象工種：本発注工事に道路維持、道路修繕、橋梁保全工事の工事区分における舗装工の工種があり、切削オーバーレイ工、路面切削工を含む
- 工事対象規模：路面切削工または切削オーバーレイの面積が１０，０００ｍ２以上を目安

ＩＣＴ活用工事の詳細については、ｉ-Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎにおける「ＩＣＴの全面的な活用」の実施要領等について」（令和５年３月３０日付け国技建管第１７号、国総施安第１０号）、「ｉ-Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎにおける「ＩＣＴの全面的な活用に」の実施要領等について」の運用について（令和５年３月３０日付け）、「ｉ-Ｃｏｎｓｔｒｕｃｔｉｏｎにおける「ＩＣＴの全面的な活用」の実施要領等について（通知）」（令和５年４月１２日付け国部整施企第７号）を参照すること。

（15）遠方地への支援活動実績

中部地方整備局管内の本店、支店または、営業所が、中部地方整備局又は政府調達機関等※1から要請を受けて、中部地方整備局管外において緊急的に実施した災害・支援活動実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	要請日が審査及び評価の基準日の前年度から遡って５年間（基準日の年度を含む）

- 鳥インフルエンザ、豚熱等の防疫活動等の支援活動も評価する。
- 要請書、協定書、契約書等の写し、もしくは、中部地方整備局または政府調達機関等※1の参加実績証明書の写しの添付がある場合に評価する。活動実績が元請ではなく下請である場合は、元請から下請への契約関係書類の写しの添付が加えてある場合に評価する。
- ①上記の災害支援等活動により中部地方整備局長、事務所長又は政府調達機関等※1の長より感謝状、表彰を受けた場合、②「災害対策関係功労者中部地方整備局長表・事務所長表彰」の決定通知、表彰を受けている場合、高く評価する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

※１：Ｐ．76 別表２「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」に示すとおり

（16）手持ち工事量（予定価格が３億円未満の一般土木工事のみ評価）　【一部見直し】

中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の一般土木工事について、審査及び評価の基準日における契約中工事の件数に応じて評価する。

評価対象工事種別	一般土木工事
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	審査及び評価の基準日における契約中工事の件数

- 審査及び評価の基準日における契約中工事の件数は、ＣＯＲＩＮＳの登録内容で確認する。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

（17）登録基幹技能者の配置　【一部見直し】

本発注工事の品質確保に寄与する登録基幹技能者を、元請け（監理（主任）技術者は除く）または一次下請企業が配置する場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日において登録基幹技能者の認定を受けている場合

- 技術資料に、登録基幹技能者の種類及び、配置する工種等（工事数量総括表の工種、種別、細別）を記載するものとする（工種のみ、工種・種別のみの記載でもよい）。登録基幹技能者の種類と、配置する工種等が同種または関連があり、品質向上が認められると判断できる場合に評価する。配置する工種等の記載がない場合や、工事数量総括表で確認ができない場合は、評価対象としない。
- 一括発注方式により発注される工事においては、工事全てに共通する「登録基幹技能者の種類」及び「配置する工種等」である場合に評価する。
- 契約書附則事項に記載する。

（18）担当技術者の資格

競争参加資格要件とは別に配置予定技術者、現場代理人及び、自社の担当技術者に、本発注工事に有用な資格を求め、その有無について評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日に有している資格

- 本発注工事の評価対象とした資格を有している場合に限り評価する。
- 有用な資格の設定は、本発注工事の施工条件及び工事特性等により、適切に設定する。
- 資格を確認できる書類の写しを添付すること。
- 求める資格は、①～③を満たす資格とし、対象となる資格の例としては、以下が考えられる。
  ①公正、透明性が確保された資格である
  ②一定数の有資格者が存在し、登録者の地域間格差が少ない
  ③配置することにより品質向上に資することが期待される
- 契約書附則事項に記載する。

【対象となる資格の例】

舗装施工管理技術者、ＰＣ技士、地すべり防止工事士、建設マスター、現代の名工、コンクリート診断士、コンクリート（主任）技士、ポンプ施設管理技術者、河川点検士

（19）ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事の実績

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された企業または技術者の同種（類似）工事について、ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事である場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	国土交通省
評価対象期間	工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内の工事

- ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事とは、ＢＩＭ/ＣＩＭ適用工事実施要領（国土交通省　技術調査課）に基づき、ＢＩＭ/ＣＩＭ 実施報告書の提出が行われた工事をいう。
- ＢＩＭ/ＣＩＭ活用工事の実績は、実績が証明できる書類の写し（ＢＩＭ/ＣＩＭ実施報告書等で工事名・工期・会社名・活用実績がわかるもの）を添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては、評価しない。
- 特定の者のみが実績を有するために公平性が確保できない塗装等の工種は、評価対象としないことができる。

（20）カーボンニュートラルの取り組み実績　　【新規追加】

①ＳＢＴ認定取得済み企業または、②燃費性能に優れた建設機械を用いた工事の施工実績を有する企業を評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	①審査及び評価の基準日において、認定されている企業 ②審査及び評価の基準日において、完成・引き渡しが完了した工事

- ①ＳＢＴ認定（認定機関：ＳＢＴ事務局）取得企業証明書の写しを添付すること。
- ①入札参加者の親会社がＳＢＴ認定を取得している場合は、温室効果ガス排出量削減目標の達成にあたり、子会社（入札参加者）からの排出量も組み入れられていることが確認できる書類を合わせて提出すること。
- ②燃費性能に優れた建設機械は、「低炭素型建設機械認定制度」、「燃費基準達成建設機械認定制度」に適合したものとする。契約書、施工計画書の写し等（工事名、工期、燃費性能に優れた建設機械を使用した実績がわかるもの）を添付すること。提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

（21）ＷＬＢ推進企業

次のいずれかの認定等を受けている企業を評価する。

①女性活躍推進法に基づく認定等

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７ 年法律第６４ 号）第９条若しくは第１２条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基

準を満たすものに限る。）又は同法第８条の規定に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）策定している企業（常時雇用する労働者の数が１００人以下のものに限る。）をいう。（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）

②次世代法に基づく認定

次世代育成支援対策推進法（平成１５ 年法律第１２０ 号）第１３ 条又は第１５ 条の２に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。（プラチナくるみん・くるみん（令和４年４月１日以降の基準）・くるみん（平成２９年４月１日～令和４年３月３１日までの基準）・トライくるみん・くるみん（平成２９ 年３月３１日までの基準）認定企業）

③若者雇用推進法に基づく認定

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和４５　年法律第９８　号）第１５　条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。（ユースエール認定企業）

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日において認定を受けている場合

- 認定通知書の写しまたは、一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付き）の写しを添付すること。外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しを添付すること。添付がない場合は、評価しない。

（22）新技術開発に関わる受賞企業（ＷＴＯのみ評価）　【一部見直し】

「国土技術開発賞（最優秀賞、優秀賞、特別賞）」「i-Construction 大賞（大臣賞、優秀賞）」「インフラＤＸ大賞（国土交通大臣賞、優秀賞、スタートアップ奨励賞）」「中部ＤＸ大賞（大賞、奨励賞、敢闘賞）」の受賞がある場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	審査及び評価の基準日の直前の表彰月の年を含む３年間

- 国土技術開発賞（入賞）の受賞実績は評価しない。
- 受賞が証明できる書類の写しを添付すること。なお、提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

（23）労務費見積り尊重宣言（ＷＴＯ一般土木のみ評価）　【新規追加】

本発注工事の施工において、元請け企業が下請け企業への見積依頼に際して、労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無について、申請者が労務費見積り尊重宣言で決定・公表した事実が確認できる資料（ホームページ等の写し）及び、労務費（労務賃金）を内訳明示する旨を記した誓約書を添付したもので評価する。添付がない場合は評価しない。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	－
評価対象期間	－

- 「労務費見積り尊重宣言」の取組みがあると申請したにもかかわらず活用しなかった場合、受注者の責めにより適用されていないと判断された場合は、工事成績評定を３点減点するものとする。

（24）自由設定項目

地域の実情に応じた柔軟な評価項目の設定し、評価することができる。

- 最大２項目設定できる。
- 総合評価委員会で審議を行い設定すること。
- 契約後の履行を前提として評価を行う場合は、契約書の附則事項への記載を行うこと。

3-5-5 技術者の技術力

配置予定技術者は、非一括審査方式では最大３名、一括審査方式では最大２名までの申請を認め、競争参加資格を満たす配置予定技術者のうち、評価が一番低いと判断される者で評価する。

共同企業体にあっては、評価する過程において、競争参加資格要件を満たす配置予定技術者のうち、それぞれの構成員で評価が一番低いと判断される者でかつ、技術者の能力が一番高いと判断される構成員で評価する。

＜配置予定技術者の技術力＞

（1）配置予定技術者の同種・類似工事の工事経験

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された技術者の工事経験について、本発注工事との同種性について、評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局もしくは「海外インフラプロジェクト実績認定工事」、上記以外の国の機関、政府関係機関、都道府県・政令市およびその関係機関、市町村・民間事業
評価対象期間	本官工事：審査及び評価の基準日の前年度から遡って１５年間の間に引き渡しが完了した工事（基準日の年度を含む） 分任官工事：対象年度を設定しない

- 実績を求める発注機関は、中部地方整備局及びＰ．76 別表 3「発注機関」のとおり区分する。
- 競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された技術者の工事経験について、同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。設定された条件のいずれかを同一工事（同一構造物又は同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一構造物又は同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。（やや同種性が高い工事、より同種性が高い工事の評価は WTO のみで評価）
- 「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績も国内の実績と同様に評価する。
- 同種・類似工事の実績で、複数の実績が提出された場合は、最も低い実績で評価する。

（2）配置予定技術者の同種・類似工事の工事成績

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された技術者の工事経験の、発注者から企業に対して通知された工事成績評定通知書等の評定点の合計で評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	国土交通省地方整備局及び北海道開発局･沖縄総合事務局 (契約金額が500万円未満の工事は除く)
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って８年間の間に引き渡しが完了した工事（基準日の年度を含む）

- 評価対象実績以外はみなし６５点とする。
- 同種・類似工事の実績を同一工事で限定しない場合で、異なる実績が提出された場合は、一番

低いと判断される実績で評価する。

(3) 配置予定技術者の同種・類似工事の工事成績（安全対策）

競争参加資格要件を満たすことを証明するために提出された技術者の工事経験の、発注者から企業に対して通知された工事成績評定通知書等の評定点のうち「安全対策」の評定点により評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係除く）及び別表３に示す「発注機関」
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度から遡って８年間の間に引き渡しが完了した工事（基準日の年度を含む）

- 工事成績評定通知書等の評定点のうち「安全対策」の評定点の書類の添付がない場合については、工事成績（安全対策）の評価項目について評価しない。

- 評価については、以下により得点率を算出し配点区分により加点する。

$$\text{得点率}\ (\%) = \frac{\text{配置予定技術者の同種・類似工事の施工状況（安全対策）の評価点}}{\text{施工状況（安全対策）の評価点（満点）}}$$

小数第一位を切り捨てとする。

＜計算例＞
①施工状況（安全対策）８．８点満点中７．５点の場合
７．５点÷８．８点≒８５％　→　評価点○点　（評価表の配点区分による）
②施工状況（安全対策）１０．７点満点中９．０点の場合
９．０点÷１０．７点≒８４％　→　評価点○点　（評価表の配点区分による）

＜その他評価項目＞

（4）継続教育（ＣＰＤ）単位の取得状況

配置予定技術者の学習履歴の写しを求め、建設系ＣＰＤ協議会等に加盟する団体が発行する継続教育（ＣＰＤ）の単位を、推奨単位以上取得している場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	証明書を発行している団体（参考）を参照
評価対象期間	審査及び評価の基準日の前年度

- 証明書の添付がない場合、評価対象期間を外れる期間で単位取得証明がされた証明書の場合は、評価しない。
- 年間または数年間の推奨単位が定められている場合は、そのどちらかを満足していれば評価する。また、証明書発行時点において推奨単位以上を取得していれば評価する。
- 証明書に付属する単位取得明細書の添付は不要とする。

＜参考＞　証明書を発行している団体　　令和5年10月確認情報

団体名	単位	年間推奨単位	備考
全国土木施工管理技士会連合会	ユニット	20	
土木学会	単位	50	
日本技術士会	CPD	50	

団体名	年間推奨単位	備考
（公社）日本建築士会連合会	12認定時間／年 （左記団体の合計）	
（一社）日本建築士事務所協会連合会		
（公社）日本建築家協会		
（一社）日本建設業連合会		
（一社）日本建築学会		
建築設備士関係団体CPD協議会		
（一社）日本建築構造技術者協会		
（一財）建設業振興基金		
（公財）建築技術教育普及センター		

(5) 新技術の活用実績

競争参加資格を満たすことを証明するために提出された技術者の同種・類似工事において、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に掲載された新技術の活用がある場合に評価する。

評価対象工事種別	設定しない
評価対象機関	設定しない
評価対象期間	工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内（ＷＴＯ段階選抜方式の場合は４年以内）の工事

- ＣＯＲＩＮＳの登録内容で活用件数及びＮＥＴＩＳ番号が確認できない場合は、新技術活用報告書または、新技術を活用した工事書類の写し（工事名・会社名・新技術の活用数及びＮＥＴＩＳ番号がわかるもの）を添付すること。提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。
- 技術者の同種・類似工事工期内で、ＮＥＴＩＳ掲載されていた技術であれば、評価できる。

(6) 難工事指定対象工事の実績　【一部見直し】

配置予定技術者の、元請けとして完成・引渡しが完了した中部地方整備局（港湾空港関係を除く）発注の難工事指定工事の工事経験がある場合に評価する。

評価対象工事種別	本発注工事の工事種別
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	工期末の翌日が審査及び評価の基準日から遡って２年以内の工事

- 技術者の同種・類似工事以外の工事経験も評価する。
- 評定点が７０点以上の工事実績について評価する。
- 難工事施工実績を有する場合は、入札説明書の写し等（工事名、難工事指定の工事であることが証明できる部分）を提出する。なお、提出書類により実績が確認できない場合は、評価しない。

（7）優秀工事技術者等表彰（ＷＴＯ段階選抜方式以外の場合）　【一部見直し】

次のいずれかの表彰を受けている技術者を評価する。

1）優良工事技術者表彰

中部地方整備局長又は中部地方整備局管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	中部地方整備局（港湾空港関係を除く）
評価対象期間	表彰月の翌月から４年後の表彰月まで

- 提出資料に表彰、及び工事名の有無の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。
- 審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。

2）海外インフラプロジェクト技術者表彰

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	国土交通省
評価対象期間	設定しない

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。

(8) 優秀工事技術者等表彰（ＷＴＯ段階選抜方式の場合）　【一部見直し】

次のいずれかの表彰を受けている技術者を評価する。

1）優良工事技術者表彰

国土交通省地方整備局長及び北海道開発局長、または同管内の事務所長等より「優良工事技術者表彰」を受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	国土交通省地方整備局（港湾空港関係を除く）及び北海道開発局（河川・道路、営繕事業部門）
評価対象期間	表彰月の翌月から４年後の表彰月

- 提出資料に表彰の有無、及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。中部地方整備局からの表彰の場合、表彰の写しの添付は不要とする。他地方整備局及び北海道開発局からの表彰の場合、表彰の写しを添付すること。
- 審査及び評価の基準日までに、表彰が失効となった場合は、評価しない。

2）海外インフラプロジェクト技術者表彰

海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において「国土交通大臣賞」または「国土交通大臣奨励賞」を受賞した場合に評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	国土交通省
評価対象期間	設定しない

- 提出資料に表彰の有無及び工事名の記載があり、表彰実績が確認できた場合に評価する。表彰の写しの添付は不要とする。

(9) 高度なマネジメント（ＰＰＰ等）実施実績　【一部見直し】

配置予定技術者が、過去に事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のいずれかに技術者として従事した経験の有無について評価する。

評価対象工事種別	全ての工事種別
評価対象機関	中部地方整備局及び政府調達機関等※1
評価対象期間	設定しない

- ＴＥＣＲＩＳの登録内容で確認できない場合は、配置予定技術者が従事した状況を証明できる資料の写し（契約書及び業務計画書等）を添付するものとする。提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

※１：Ｐ．76 別表 2「政府調達機関等」に示すとおり

(10) 学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績

配置予定技術者が執筆、投稿した建設分野に関する論文等が、関連団体が発行する学会誌、協会誌、機関誌等（以下、冊子という）に掲載された実績がある場合に評価する。

評価対象工事種別	－
評価対象機関	－
評価対象期間	掲載日の翌日が審査及び評価の基準日から遡って４年以内

- 関連団体とは以下をいう。
  ①公益社団法人及び公益財団法人
  ②国立研究開発法人
  ③建設系ＣＰＤ協議会構成団体、建設系ＣＰＤシステムに主催登録している団体
  ④日本学術会議協力学術研究団体に指定された団体
- 連名、共著も評価する。建設分野に関連しない論文等は評価しない。④の冊子については、本発注工事の工事種別に関する掲載実績に限り評価する。
- 執筆、投稿が掲載された冊子の名称と、発行した法人又は団体の名称を様式に記入し、冊子の表紙及び掲載されたすべての写しを添付すること。なお、提出書類により実績が確認できないものについては評価しない。

3-5-6 技術者ヒアリング

技術提案評価型Ｓ型の二次審査では、配置予定技術者の監理能力又は技術提案に対する理解度を確認する必要がある場合に実施することができる。評価項目設定理由に対する設定背景及びポイントの理解度、提案内容の履行に対し、最も重要となる事項及び提案内容に対する技術的根拠内容の理解度をヒアリングする。

技術者ヒアリングの評価結果による「ヒアリング係数：②」を「技術提案の評価点：①」に乗じて、加算点とする。

表 8　二次審査における評価基準（技術提案評価型S型の場合）

<table>
<tr><th colspan="4">段階選抜　評価項目</th><th colspan="2">配点（評価）</th><th></th></tr>
<tr><td>技術提案</td><td colspan="3">工事目的物の性能・機能に関する事項
又は
社会的要請に関する事項</td><td colspan="2">最大60点</td><td rowspan="2">①</td></tr>
<tr><td rowspan="6">技術者
ヒアリング</td><td>評価指標</td><td>評価指標</td><td>ヒアリングの内容</td><td>評価</td><td>ﾋｱﾘﾝｸﾞ係数</td><td rowspan="6">②</td></tr>
<tr><td rowspan="5">技術提案
に対する
理解度</td><td rowspan="2">テーマに対する
理解度</td><td rowspan="2">評価項目設定理由に対する設定
背景及びポイントの理解度</td><td>最優</td><td>１．０</td></tr>
<tr><td>優</td><td>０．75</td></tr>
<tr><td rowspan="3">提案内容の理解
度と施工上の配
慮事項</td><td rowspan="3">提案内容の履行に対し最も重要と
なる事項及び提案内容に対する
技術的根拠内容の理解度</td><td>良</td><td>０．５</td></tr>
<tr><td>可</td><td>０．25</td></tr>
<tr><td>不可</td><td>０．０</td></tr>
</table>

- 評価については、技術提案の評価点に係数（１．０～０．０）を乗じることとし、各項目において明確な回答があり、技術提案に対する理解度が確認できる場合は１．０を乗じ、回答がない場合や不明確な回答の場合は０．０を乗じることとする。
- 本工事の評価項目の設定理由、特徴等を踏まえ、提案された技術提案の中で最も有効な提案に対し、どのように認識し理解しているかを評価する。提案の妥当性、技術的根拠や施工上の配慮すべき事項に関する質問に対し、明確に回答及び説明できるかを評価する。

3-5-7 賃上げの実施に関する評価

（1）賃上げを実施する企業に対する加点

大企業においては、契約を行う予定の年の４月以降に開始する入札者の最初の事業年度または、契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年度または前年比で、給与等受給者一人当たりの平均受給額を３％以上増加させる旨、従業員に表明している企業を評価する。

中小企業においては、契約を行う予定の年の４月以降に開始する入札者の最初の事業年度または、契約を行う予定の年以降の暦年において、対前年度または前年比で、給与総額又は給与等受給者一人当たりの平均受給額を１．５％以上増加させる旨、従業員に表明している企業を評価する。

・加算点の５％以上の整数で加点を行う。

（2）賃上げが未実行な者に対する減点

財務省主計局法規課から減点措置の通知のあった企業に対し、通知日から１年間減点措置を行う。

・加算点よりも１点大きな減点を行う。

3-5-8 時間外労働に関する法令違反公表企業の減点　【新規追加】

労働基準法第 32 条及び、同法 36 条に基づく 36 協定の上限規制に違反し、評価の基準日において、厚生労働省労働基準局から労働基準関係法令違反に係る事案として厚生労働省サイトに掲載されている企業を減点する。減点は、企業の公表日から１年間とし、合計加算点から３点減点する。公表日から１年以内であっても是正等により掲載リストから削除された場合は減点しない。

＜労働基準関係法令違反に係る事案が掲載されている厚生労働省サイト＞

https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/151106.html

※労働基準関係法令違反に係る事案のリストのうち、労働基準法第 32 条及び、同法 36 条に基づく 36 協定の上限規制に関する違反に限り、減点対象とする。

※厚生労働省労働基準局がとりまとめた全国リストへの掲載以降に減点する。

＜各項にて定める機関＞

別表 2 「政府調達機関等」及び「他地整・県・政令市等」

政府調達機関等	他地整・県・政令市等	他地方整備局等	・中部地方整備局を除く地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
		上記以外の国の機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1
		政府関係機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人
		都道府県・政令指定都市	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
		都道府県・政令指定都市の関係機関	・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体 ・地方独立行政法人法に基づき都道府県又は政令指定都市が設立した地方独立行政法人
		市町村	・政令指定都市を除く市町村

政府調達に関する協定 附属書Ⅰは外務省ＨＰ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html　に掲載のとおり。

※ 前身の機関における実績も現機関と同様とする。

別表 3 「発注機関」

発注機関	他地方整備局等	・中部地方整備局を除く地方整備局及び北海道開発局・沖縄総合事務局
	上記以外の国の機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表1
	政府関係機関	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表3 ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等 ・国土交通省所管のその他の独立行政法人 ・地方共同法人日本下水道事業団 ・文部科学省所管の大学共同利用機関法人
	都道府県・政令指定都市	・政府調達に関する協定 附属書Ⅰ 付表2
	都道府県・政令指定都市の関係機関	・地方道路公社法に基づく道路公社 ・公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県又は政令指定都市が設置した「土地開発公社」 ・地方住宅供給公社法に基づき設立した「住宅供給公社」 ・都道府県・政令指定都市における特別地方公共団体 ・地方独立行政法人法に基づき都道府県又は政令指定都市が設立した地方独立行政法人
	市町村及び民間事業等	上記以外のすべての実績

政府調達に関する協定 附属書Ⅰは外務省ＨＰ

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/chotatu.html　に掲載のとおり。

※ 前身の機関における実績も現機関と同様とする。

政府調達に関する附属書Ⅰ　付表

令和５年４月１日現在

付表1	付表2	付表3　A群	付表3　B群
衆議院	北海道	独立行政法人農畜産業振興機構	国立研究開発法人建築研究所
参議院	青森県	中日本高速道路株式会社	独立行政法人航空大学校
最高裁判所	岩手県	株式会社日本政策投資銀行	独立行政法人農林水産消費安全技術センター
会計検査院	宮城県	東日本高速道路株式会社	国立研究開発法人森林研究・整備機構
内閣	秋田県	独立行政法人環境再生保全機構	大学共同利用機関法人
人事院	山形県	独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人海技教育機構
内閣府	福島県	独立行政法人奄美群島振興開発基金	国立研究開発法人水産研究・教育機構
宮内庁	茨城県	年金積立金管理運用独立行政法人	全国健康保険協会
公正取引委員会	栃木県	阪神高速道路株式会社	国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
国家公安委員会(警察庁)	群馬県	社会保険診療報酬支払基金	独立行政法人造幣局
個人情報保護委員会	埼玉県	北海道旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)	独立行政法人労働者健康安全機構
カジノ管理委員会	千葉県	本州四国連絡高速道路株式会社	日本年金機構
金融庁	東京都	日本アルコール産業株式会社	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
消費者庁	神奈川県	独立行政法人日本芸術文化振興会	独立行政法人自動車技術総合機構
こども家庭庁	新潟県	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(注釈1b)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
デジタル庁	富山県	株式会社国際協力銀行	独立行政法人国立公文書館
復興庁	石川県	中間貯蔵・環境安全事業株式会社	国立研究開発法人国立がん研究センター
総務省	福井県	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	国立研究開発法人国立成育医療研究センター
法務省	山梨県	独立行政法人日本貿易振興機構	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
外務省	長野県	株式会社日本政策金融公庫	国立研究開発法人国立国際医療研究センター
財務省	岐阜県	地方公共団体金融機構	独立行政法人工業所有権情報・研修館
文部科学省	静岡県	独立行政法人国際交流基金	独立行政法人大学入試センター
厚生労働省	愛知県	日本貨物鉄道株式会社(注釈1a及びg)	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
農林水産省	三重県	独立行政法人住宅金融支援機構	国立研究開発法人国立循環器病研究センター
経済産業省	滋賀県	独立行政法人労働政策研究・研修機構	独立行政法人国立病院機構(本部)(グループ・病院)
国土交通省	京都府	独立行政法人国際協力機構	国立研究開発法人国立環境研究所
環境省	大阪府	独立行政法人国際観光振興機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構
防衛省	兵庫県	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(注釈1c)	独立行政法人教職員支援機構
	奈良県	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	和歌山県	日本郵政公社を承継した機関	国立研究開発法人情報通信研究機構
	鳥取県	日本郵政株式会社	国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
	島根県	日本郵便株式会社	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
	岡山県	株式会社ゆうちょ銀行	独立行政法人国立高等専門学校機構
	広島県	株式会社かんぽ生命保険	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	山口県	独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構	独立行政法人国立文化財機構
	徳島県	日本中央競馬会	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
	香川県	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(注釈1a、d及びe)	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(注釈1h)
	愛媛県	国立研究開発法人科学技術振興機構	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
	高知県	独立行政法人日本学術振興会	独立行政法人国立青少年教育振興機構
	福岡県	独立行政法人日本スポーツ振興センター	独立行政法人家畜改良センター
	佐賀県	独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人国立美術館
	長崎県	日本たばこ産業株式会社(注釈1g)	独立行政法人国立科学博物館
	熊本県	独立行政法人水資源機構	独立行政法人国立印刷局
	大分県	自転車競技法に従い競輪振興法人として指定された法人	国立研究開発法人防災科学技術研究所
	宮崎県	首都高速道路株式会社	独立行政法人酒類総合研究所
	鹿児島県	小型自動車競走法に従い小型自動車競走振興法人として指定された法人	独立行政法人統計センター
	沖縄県	農林漁業団体職員共済組合	国立大学法人
	大阪市	消防団員等公務災害補償等共済基金	独立行政法人国立女性教育会館
	名古屋市	成田国際空港株式会社	株式会社日本貿易保険
	京都市	地方競馬全国協会	国立研究開発法人土木研究所
	横浜市	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	独立行政法人経済産業研究所
	神戸市	独立行政法人国民生活センター	
	北九州市	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	
	札幌市	日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	
	川崎市	東日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	

付表1	付表2	付表3　A群	付表3　B群
	福岡市	西日本電信電話株式会社(注釈1f及びg)	
	広島市	独立行政法人北方領土問題対策協会	
	仙台市	沖縄振興開発金融公庫	
	千葉市	放送大学学園	
	さいたま市	独立行政法人中小企業基盤整備機構	
	静岡市	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
	堺市	日本私立学校振興･共済事業団	
	新潟市	国立研究開発法人理化学研究所(注釈1b)	
	浜松市	四国旅客鉄道株式会社(注釈1a及びg)	
	岡山市	東京地下鉄株式会社(注釈1a)	
	相模原市	独立行政法人都市再生機構	
	熊本市 ※	独立行政法人福祉医療機構	
		西日本高速道路株式会社	

1　特定の機関に関する注釈

a. 運送における運転上の安全に関連する調達は、含まない。

b. 核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的財産に関する国際的な合意に反する情報の開示がもたらされることのある調達は、含まない。放射性物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のための調達は、含まない。

c. 地質調査及び地球物理学的調査に関連する調達は、含まない。

d. 広告サービス、建設サービス及び不動産に係るサービスの調達は、含まない。

e. 民間会社との共同所有となる船舶の調達は、含まない。

f. 公衆電気通信設備の調達及び電気通信の業務上の安全に関連するサービスの調達は、含まない。

g. 建設サービス以外の付表5に掲げるサービスの調達は、含まない。

h. 国立健康･栄養研究所のために行う調達以外の調達は、含まない。

2　独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構による調達に関しては、1に規定する注釈の規定を次のとおり適用する。

a. 注釈1aは、鉄道建設に関連する活動についてのみ適用する。

b. 注釈1dは、旧日本国有鉄道の清算に関連する活動についてのみ適用する。

c. 注釈1eは、造船事業についてのみ適用する。

3　東日本旅客鉄道株式会社(注釈1a及び g)、東海旅客鉄道株式会社(注釈3a及び g)及び西日本旅客鉄道株式会社(注釈1a及び g)については、欧州連合がこれらの会社の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、A群に含まれるものとみなす。この3の規定は、欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

4　航空宇宙技術研究所については、欧州連合及びアメリカ合衆国がこの廃止された機関の削除への異議を撤回する時まで、この付表に規定する物品及びサービスに関し、B群に含まれるものとみなす。この4の規定は、アメリカ合衆国及び欧州連合による当該異議の撤回の通告が委員会に対して行われたときは、直ちに効力を失う。

※熊本市については、政府調達に関する協定には含まれていないが、平成24年4月1日に政令指定都市に移行されている。

＜参考＞公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に示す特殊法人等　(平成28年12月26日施行)

首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中間貯蔵･環境安全事業株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四　国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人科学技術振興機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、国立研究開発法人森林研究･整備機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢･障害･求職者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設･運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本高速道路保有･債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康安全機構

3-5-9 評価対象期間

評価対象期間の具体的な設定は、以下を参考とする。

（1）令和５年度中の運用について

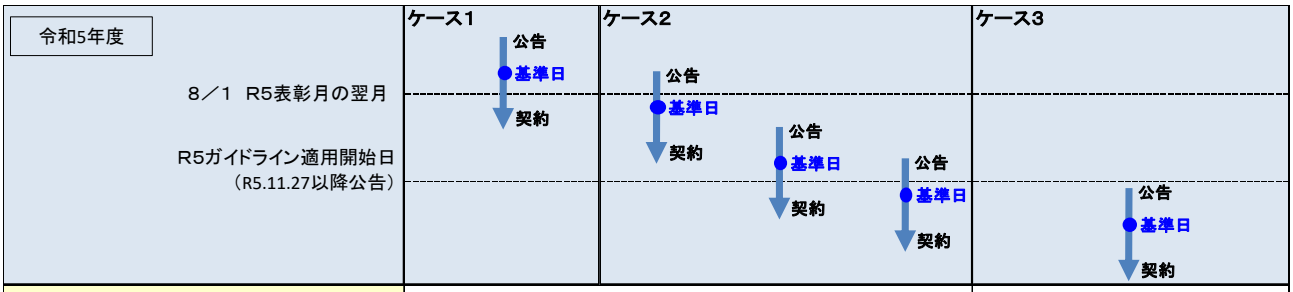

				ケース1	ケース2	ケース3
ガイドライン				令和4年度GL ＜R5.11.26迄公告＞		令和5年度GL ＜R5.11.27以降公告＞
工事名称				令和5年度		
企業	能力	競争参加資格の施工実績		平成20年度以降		
企業	能力	企業の工事成績		平成30～令和3年度に完成 ＜R5.11.26迄公告＞		令和元～令和4年度に完成 ＜R5.11.27以降公告＞
企業	能力	表彰	優良工事表彰等 安全工事表彰 社会貢献等表彰 工事成績優秀企業	令和3、4年度 表彰、認定 ＜R5.7.31迄基準日＞	令和4、5年度表彰、認定 ＜R5.8.1以降基準日＞	
企業	地域精通度	当該事務所管内の工事実績		平成20年度以降		
企業	地域精通度	災害活動実績		平成30年4月１日以降		
企業	地域精通度	災害協定締結		令和5年度内の発行証明書		
企業	その他評価項目	維持修繕工事の施工実績		令和元～令和4年度に完成		
企業	その他評価項目	遠方地への支援活動		平成30年4月1日以降		
企業	その他評価項目	新技術開発に関わる受賞企業		令和2年～ 令和4年の受賞 ＜R5.7.31迄基準日＞	令和3年～令和5年の受賞 ＜R5.8.1以降基準日＞	
技術者	能力	競争参加資格の施工実績 ※1		平成20年度以降		
技術者	能力	技術者の工事成績 （安全対策の評価点含む）		平成26年度以降 ＜R5.11.26迄公告＞		平成27年度以降 ＜R5.11.27以降公告＞
技術者	その他評価項目	CPDの単位取得		令和3年4月1日～令和4年3月31日 ＜R5.11.26迄公告＞		令和4年4月1日～令和5年3月31日 ＜R5.11.27以降公告＞
技術者	その他評価項目	海外インフラプロジェクト優良技術者		令和2年～令和4年度表彰		対象期間の設定なし
技術者	その他評価項目	優良工事技術者等表彰 （優良工事技術者表彰）		―		令和2年～令和5年度表彰 ＜R5.8.1以降基準日＞
工事成績（マイナス評価） ※工事成績60点未満				令和2、3年度完成工事 ＜R5.11.26迄公告＞		令和3、4年度完成工事 ＜R5.11.27以降公告＞

※１　分任官工事においては、実績対象期間を設定しない。

（2）令和６年度に向けた運用について

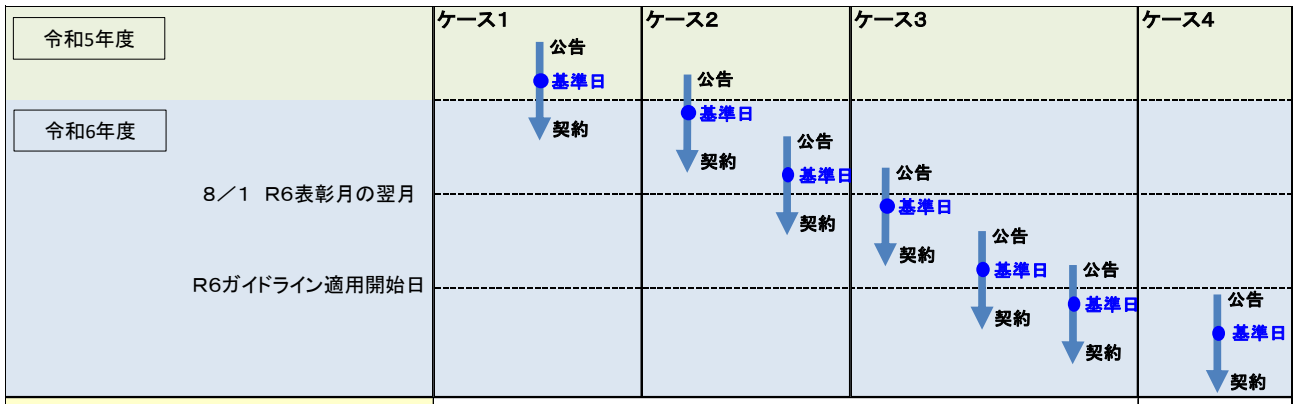

ガイドライン			令和5年度GL			令和6年度GL
工事名称			令和6年度			
企業	能力	競争参加資格の施工実績	平成20年度以降	平成21年度以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		企業の工事成績	令和元～令和4年度に完成 ＜R6.7.31迄基準日＞		令和2～令和5年度に完成 ＜R6.8.1以降基準日＞	
		表彰：優良工事表彰等 安全工事表彰 社会貢献等表彰 工事成績優秀企業	令和4、5年度表彰、認定 ＜R6.7.31迄基準日＞		令和5、6年度表彰、認定 ＜R6.8.1以降基準日＞	
	地域精通度	当該事務所管内の工事実績	平成20年度以降	平成21年度以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		災害活動実績	平成30年4月1日 以降	令和元年4月1日以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		災害協定締結	令和5年度内の 発行証明書	令和6年度内の発行証明書 ＜R6.4.1以降基準日＞		
	その他評価項目	維持修繕工事の施工実績	令和元～令和4年度 に完成	令和2～令和5年度に完成 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		遠方地への支援活動	平成30年4月1日 以降	令和元年4月1日以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		新技術開発に関わる受賞企業	令和3年～令和5年の受賞 ＜R6.7.31迄基準日＞		令和4年～令和6年の受賞 ＜R6.8.1以降基準日＞	
技術者	能力	競争参加資格の施工実績 ※1	平成20年度以降	平成21年度以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		技術者の工事成績 （安全対策の評価点含む）	平成27年度以降	平成28年度以降 ＜R6.4.1以降基準日＞		
	その他評価項目	CPDの単位取得	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～令和6年3月31日 ＜R6.4.1以降基準日＞		
		海外インフラプロジェクト優良技術者	対象期間の設定なし			
		優良工事技術者等表彰 （優良工事技術者表彰）	令和2年～令和5年度表彰 ＜R6.7.31迄基準日＞		令和3年～令和6年度表彰 ＜R6.8.1以降基準日＞	
工事成績（マイナス評価） ※工事成績60点未満			令和3、4年度完成工事 ＜R6.7.31迄基準日＞		令和4、5年度完成工事 ＜R6.8.1以降基準日＞	

※１　分任官工事においては、実績対象期間を設定しない。

4 総合評価の方法（落札者の決定）

4-1 評価値の算出方法

施工能力評価型と技術提案評価型のいずれの総合評価落札方式においても、総合評価による落札者の決定は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高い者を落札者とする。評価値の算出方法としては、中部地方整備局においては除算方式を採用している。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点}}{\text{入札価格}}$$

- 標準点：入札説明書等に記載された要求要件を満足する場合に与えられる点数（１００点）
- 加算点：評価項目に対して、各競争参加者の技術力等に応じて付与される点数（評価点の合計）
- 施工体制評価点：施工体制確認型総合評価落札方式を適用した工事において、入札説明書等に記載された要求要件を実現できる施工体制であるかどうかを審査・評価し、その品質確保の実効性・施工体制確保の確実性に応じて付与される点数
- 評価値は、小数点第５位以下を切り捨て、小数点第４位止めとする。ただし、小数点第４位止めの値で差が付かない場合は、小数点第５位以下の差が付いた値を評価値とする。

落札者を決定するにあたり、次の条件を満たさない場合は、評価値が最も高い競争参加者であっても落札者としない。条件を満たした者のうち、評価値の最大の者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

① 入札価格≦予定価格

② 入札参加資格を満たすこと（標準点以上）

③ 評価値≧基準評価値

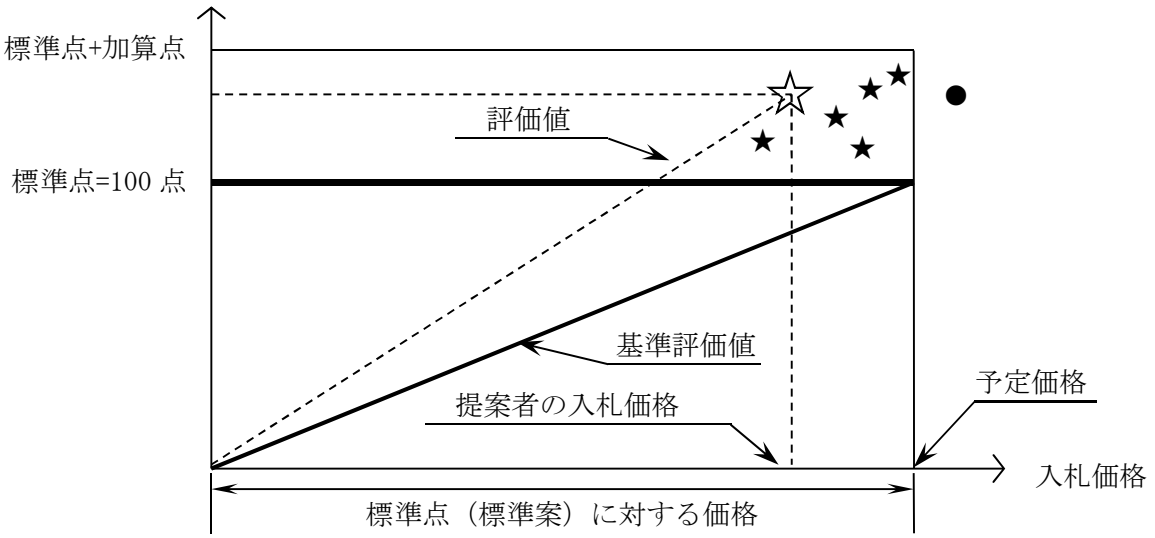

☆：落札者
★：非落札者（落札条件を満たすが他と比べ評価値が低い者）
●：非落札者（予定価格以上）

図５　総合評価落札方式の仕組み（除算方式）

4-2 技術評価点の算出方法

4-2-1 評価項目ごとの評価基準

評価項目ごとの評価基準については、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」に従い、評価項目の特性を踏まえ、次の（1）による定量的な評価基準又は下記 （2）、（3）のいずれかによる定性的な評価基準を設ける。

（1）数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式である。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に得点配分に応じた満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に０点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

（2）判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、２段階、３段階等の階層とその判定基準を設け、入札参加者ごとの提案内容が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式である。

この場合、例えば３階層（優／良／可）による判定では、標準的には、優に該当するものには満点、良に該当するものにはその５０％、可に該当するものには０点を付与するものとする。

なお、入札参加者の技術力が適切に得点に反映されるように、評価項目ごとに階層数やその判定基準を設定することが重要となる。

（3）順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、提案内容を順位付けし、順位に対応した点数を付与する方式である。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に満点、最下位者に０点を付与し、中間の者には均等に按分した点数を付与するものとする。

なお、この方式では、各入札参加者の性能等の分布により、得点の付与が過大又は過小となる場合があるため、使用に当たっては十分な留意が必要である。

（4）技術評価点の算出方法

評価項目ごとに算定された評価結果から技術評価点（除算方式の場合には加算点）を算出するに当たって、施工能力評価型、技術提案評価型Ｓ型については、素点計上方式により技術評価点を算出することとする。また、技術提案評価型Ａ型については、民間の高い技術力を有効に活用するという観点から、最も優れた提案に加算点の満点を付与し、それ以外の提案より２０点程度優位に評価することを基本とする。ただし、技術提案が同程度に優れた者が複数いる場合は、この限りではない。

表 9　技術評価点の算定方法

	概　要	長　所	短　所
素点計上方式	各評価項目の得点（素点）の合計点を技術評価点とする方式。	・得点差をそのまま技術力評価の差とすることができる。 ・加算点の価値は、競争参加者の技術力によらず不変である。	・競争参加者間における技術力評価に差がつきにくい。
一位満点方式	各評価項目の得点（素点）の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	・技術力が高い競争参加者を優位に評価することができる。	・全体的に低得点の場合に、最高得点者を過大評価する可能性がある。 ・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。
一位満点・最下位０点方式	各評価項目の得点の合計点が最高点の競争参加者に技術評価点の満点、最低点の競争参加者には０点、その他の競争参加者には得点の合計点に応じて按分して技術評価を与える方式。	・技術力が高い競争参加者をより優位に評価することができる。	・上記に加え、全体的に高得点の場合に、最低得点者を過小評価する可能性がある。 ・競争参加者の技術力により加算点の価値が変動する。

5 総合評価落札方式の結果の公表

5-1 評価結果の公表

発注者は入札・契約手続の透明性・公平性を確保するため、入札の評価に関する基準及び落札者の決定方法等については、あらかじめ入札説明書等において明らかにする。また、「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」（平成１３年３月３０日付け国官会第１４２９号、国地契第２６号）に基づき、総合評価における落札結果及び技術力評価の結果等については、契約後早期に公表する。

(1) 手続開始時

総合評価落札方式の適用工事では、入札説明書等において以下の事項を明記する。

① 総合評価落札方式の適用の旨

②競争参加資格

③段階的選抜に関する基準

④入札の評価に関する基準

・評価項目

・評価基準

・評価項目ごとの評価基準

・評価項目ごとの最低限の要求要件及び上限値

・得点配分

⑤総合評価の方法及び落札者の決定方法

(2) 落札者決定後

以下①～⑤について、落札者決定後速やかに、以下⑥について、契約後速やかに公表する。

① 入札者名

② 各入札者の入札価格

③ 各入札者の価格評価点（加算方式の場合）

④ 各入札者の技術評価点

⑤ 各入札者の評価値

⑥ 技術提案の改善過程（技術提案評価型Ａ型の場合）

段階的選抜方式を適用した工事の一次審査の結果については、公平性の確保及び競争参加者の技術力向上の観点から、落札決定後に公表するものとする。

(3) 苦情及び説明要求等への的確な対応

総合評価の審査結果については、競争参加者からの苦情等に適切に対応できるように評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録する必要がある。

5-2 技術提案等の採否に関する詳細な通知

(1) 技術提案の採否の通知

技術提案等の採否に関する通知は、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」、「総合評価落札方式における技術提案等の採否に関する詳細な通知の実施について」（平成２２年４月９日付け国地契第２号、国官技第９号、国営計第５号）に基づき適切に実施することとする。

(2) 技術提案の評価結果の通知

技術提案評価型Ｓ型を対象として、支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官は、各入札参加者から提出された技術提案等のうち、加算点を付与する対象となる項目及び付与する対象とならない項目を、競争参加資格の確認の通知時に行う技術提案等の採否の通知と合わせて、当該技術提案等を提出した入札参加者に対し、通知することとする。

これは、技術提案の評価結果について、具体的な評価内容を提案企業に対して通知するものである。具体的な評価内容の通知例は、図６のとおりである。

なお、施工能力評価型Ｉ型における施工計画については、技術提案ではなく、施工上配慮すべき事項について二段階で審査し、原則、可か不可で評価することとしている。万が一点数化して評価する場合は、本評価結果の通知の対象とする。

＜入札結果の公表例＞ 公表済み

業者名	入札価格	評価点	評価値	備考
A社	¥340,000,000	155	45.588	
B社	¥336,000,000	172	51.190	
C社	¥332,000,000	158	47.590	
D社	¥333,000,000	174	52.252	落札
….				

評価点の内訳								
	評価点				施工体制評価点			
標準点	施工計画（周辺環境に配慮した具体的な施工計画について	企業の施工能力	企業の信頼性・社会性	小計	品質確保の実効性	施工体制確保の確実性	小計	合計
100	15	8	2	25	15	15	30	155
100	30	10	2	42	15	15	30	172
100	15	11	2	28	15	15	30	158
100	30	14	0	44	15	15	30	174

【具体的な評価内容の通知例】 新規

【凡例】○：加点対象として評価する
－：加点対象として評価しない

技術提案	評価の内容
・工事搬入路の県道は生活道路として歩行者等の利用が多いため、周辺地区に対し、リーフレットを作成して工事説明を行う	－
・工事区域は水田や河川、用水路に隣接している事から地盤改良区域周辺に土堰堤を設置する	○
・本工事の地盤改良工では、プラント設備の洗浄等による余水の集水との再利用を行う	－
・ミキサーへのセメント投入による粉塵の飛散防止のため、プラント設備をシートにて仮囲いする	○
・地盤改良においてはセメント搬入車の出入りに際して、工事区域出入口に高圧洗浄機を設置し、タイヤ洗浄を行う	○

図６　技術提案の評価結果の通知

6 総合評価落札方式の評価内容の担保

6-1 技術提案履行の確保

（1）契約書における明記

落札者決定に反映された技術提案や、契約後の履行を前提として評価を行った項目について、発注者と受注者の双方の責任分担とその内容を契約上明らかにするとともに、その履行を確保するための措置として提案内容の担保の方法について、契約上取り決めておくこととする。

自由設定項目の評価基準に、評価対象となる工種や資格分野を設定した場合は、附則条件にそれらを記載する。入札参加者の申告による場合は、記載不要とする。

（A）施工能力評価型の記載例

落札者が入札時に施工能力（登録○○基幹技能者、○○技術者の配置、建設ＩＣＴの活用）の提出があった場合に以下を記載する。下線部は、該当するもののみとする。

附則

受注者が入札時に提出した施工能力等における新しい担い手技術者の配置、登録○○基幹技能者の配置、○○技術者の配置、i-Construction におけるＩＣＴ○○工の活用について、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者が協議すること。なお、協議のうえ、受注者の責により履行されない場合は、入札時に付与した施工能力等の加算点から履行されなかった点数を減じ再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額を算定し、入札価格との差額（以下「ペナルティー額」という。）に１００分の１０に相当する額を加算した支払いを求める。ただし、ペナルティー額は入札価格の１０％を限度とする。

ペナルティー額（１万円未満端数切捨て）※＝（入札価格※－（実施後点数/当初評価値）
※単位は当初評価値を算定する際に使用した単位とする

（施工能力）
・新しい担い手技術者の配置
・登録○○基幹技能者の配置（○○工）　※該当する場合に記載とし入札時に提出された資格を記入
・○○技術者の配置（単独配置）　※該当する場合に記載とし入札時に提出された資格を記入
・i-Construction におけるＩＣＴ○○工の活用　※該当する場合に記載
　３次元起工測量
　３次元設計データ作成
　ＩＣＴ建設機械による施工
　３次元出来型管理等の施工管理
　３次元データの納品　※入札時に提出された、ＩＣＴの活用計画の内容を記入

（B）技術提案評価型Ｓ型の記載例

落札者が入札時に施工能力（登録○○基幹技能者、○○技術者の配置、建設ＩＣＴの活用）の提出があった場合に以下を記載する。（下線部は、該当するもののみとする。）

附則

受注者が入札時に提出した技術提案のうち次の提案及び施工能力等における新しい担い手技術者の配置、登録○○基幹技能者の配置、○○技術者の配置、建設ＩＣＴの活用について、履行できない状況が発生した場合は、発注者と受注者が協議すること。なお、協議のうえ、受注者の責により履行されない場合は、入札時に付与した加算点の再計算を行い、落札時の評価値に相応する評価額を算定し、入札価格との差額（以下「ペナルティー額」という。）に１００分の１０に相当する額を加算した支払いを求める。ただし、ペナルティー額は入札価格の１０％を上限とする。

ペナルティー額（１万円未満端数切捨て）※＝（入札価格※－（実施後点数/当初評価値））
※単位は当初評価値を算定する際に使用した単位とする

（技術提案）
評価指標　「施工期間中の周辺地域への環境対策」

・用地境界付近及び盛土小段部に防塵ネットを設置する。
・工事用道路に散水ホースを設置し、出入口付近に湿式タイヤ洗浄機を設置する。
・盛土施工エリアのダンプ走行路に高密度ポリエチレンマットを設置する。
・自走式土質改良機とセメントサイロをホースで接続する。
・法面整形後の法面に粉塵防止剤を散布する。

（施工能力）
・新しい担い手技術者の配置
・登録○○基幹技能者の配置（○○工）　※該当する場合に記載とし入札時に提出された資格を記入
・○○技術者の配置　※該当する場合に記載とし入札時に提出された資格を記入

7 総合評価落札方式における多様な取組

総合評価落札方式における多様な入札制度の主な取り組みを表 10 に示す。

表 10　多様な入札制度の主な取り組み

	取り組み内容	開始年度	入札契約方式	入札契約方式					適用工事種別	取り組みの有効性								参照資料
				施工能力評価型Ⅱ型	施工能力評価型Ⅰ型	技術提案評価型S型（拡大）	技術提案評価型S型（WTO）	技術提案・交渉方式		技術者の確保・育成	地域における担い手確保	新規参入の促進	受発注者の事務負担の軽減	施工期間の平準化	施工期間の適正化	工事・維持管理品質の向上	不調・不落対策	
1.入札契約手続きにおける取組み																		
1	段階的選抜方式・簡易確認型	H25 R4改訂	一般競争				○		全工種				○					
2	地域維持型契約方式	R1	一般競争	○					維持管理		○					○	○	
3	簡易確認型	H29	一般競争	○					全工種				○					
4	一括審査方式	H27	一般競争 指名競争	○	○	○	○		全工種				○					
5	フレックス工期	H27	一般競争 指名競争	○	○	○	○		全工種					○		○		
6	参加者確認型	H26	一般競争	○					機械設備 通信設備 維持修繕	○	○		○				○	
7	契約後ＶＥ方式	H28	一般競争 指名競争	○	○	○	○		全工種							○		
8	施工体制確認型	H21	一般競争	○	○	○	○		全工種							○		
2.総合評価落札方式における取組み																		
1	企業能力評価型	R2	一般競争	○					全工種	○		○					○	
2	チャレンジ型	R1	一般競争		○				一般土木C 維持修繕 橋梁補修	○	○	○						
3	新技術導入促進型Ⅱ型	H30	一般競争			○	○		全工種							○		
4	新技術導入促進型Ⅰ型	H28	一般競争	○	○				全工種							○		

7-1 段階的選抜方式・簡易確認型

（1）概要

技術提案を求める競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事について、競争参加者及び発注者双方の事務負担が大きいことを踏まえ、企業・技術者の能力等の評価項目で絞り込み（一次審査）を行った後、詳細な技術提案の提出等を求め、契約の相手方を決定（二次審査）することにより、技術審査や評価にかかる事務量の軽減や期間の短縮、競争参加資格者は技術提案作成に係る負担の軽減につながる方式。

令和５年度から一次審査を「簡易確認型」とすることで、入札手続き期間の短縮を図り、技術者不足への対応（配置予定技術者の拘束期間の短縮）を図る。

（2）適用工事

一般競争（ＷＴＯ）の全ての工事に適用

（3）備考

一次審査通過者は「５～１０者程度」とし、技術者不足への対応及び詳細技術資料、技術提案書等の書類作成に関わる負担軽減を図る。ただし、一括審査方式の場合は、上限者数を緩和することがある。

外国籍企業が国外の施工実績で参加する場合は、学識者の意見聴取で審議し、施工実績が認められた場合は、追加で参加を認める。

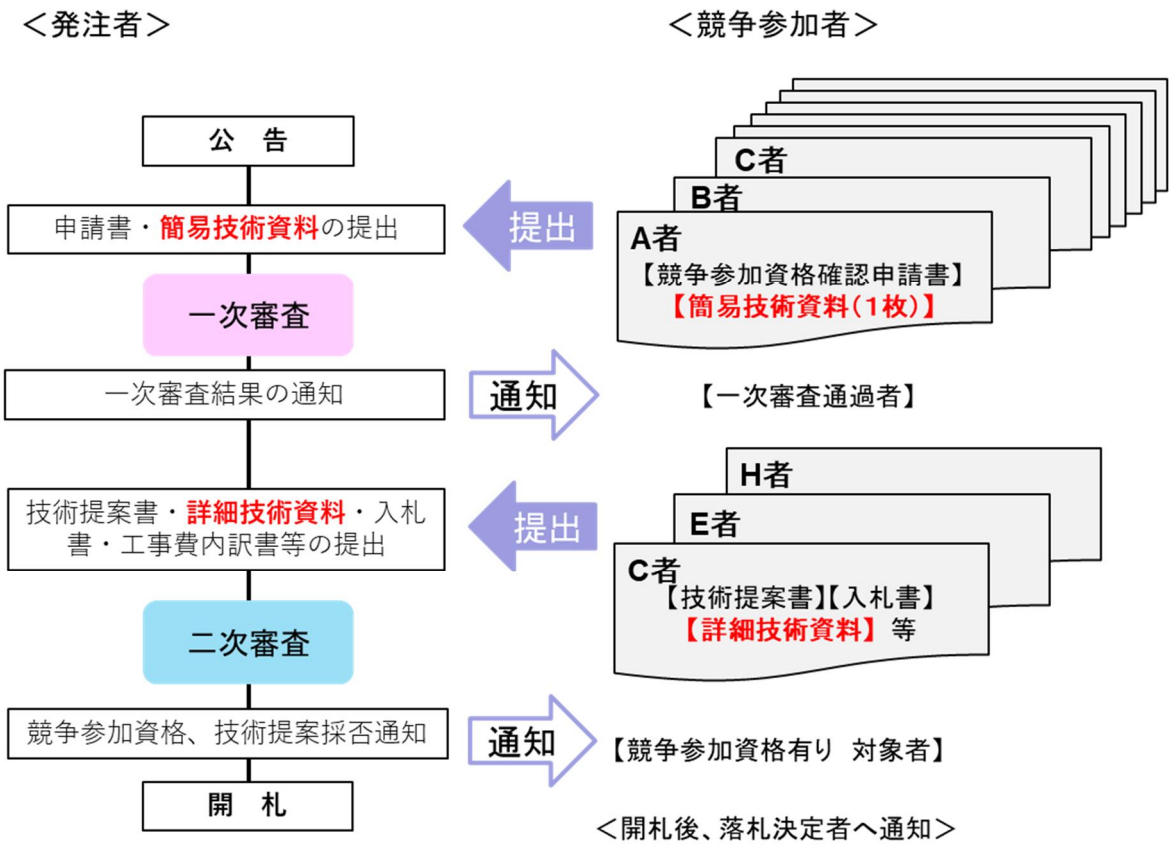

7-2 地域維持型契約方式

（1）概要

建設投資の大幅な減少等に伴い、地域の建設企業の減少・小規模化が進み、社会資本等の最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない懸念があることを踏まえ、地域の複数の建設企業の共同を促すことにより、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、地域精通度の高い建設企業で構成される『地域維持型建設共同企業体』を導入。

（2）適用工事

社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、修繕、パトロール、災害応急対応、除雪など地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事。（維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まない。）

（3）備考

◇構成員の組合せ

発注工事に対応する工事種別の有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとし、建設業法の土木工事業の許可を要する工事の場合は土木工事業の有資格者を少なくとも１社含むものとする。なお、土木工事業の許可を要しない工事の場合は、土木工事業の有資格者を含まなくても良い。

◇構成員の技術的要件

すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

◇他の登録

地域維持型建設共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員となることは可能である。

◇入札

地域維持型建設共同企業体により競争を行わせることができる工事について、同一の企業が、単体、他の共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

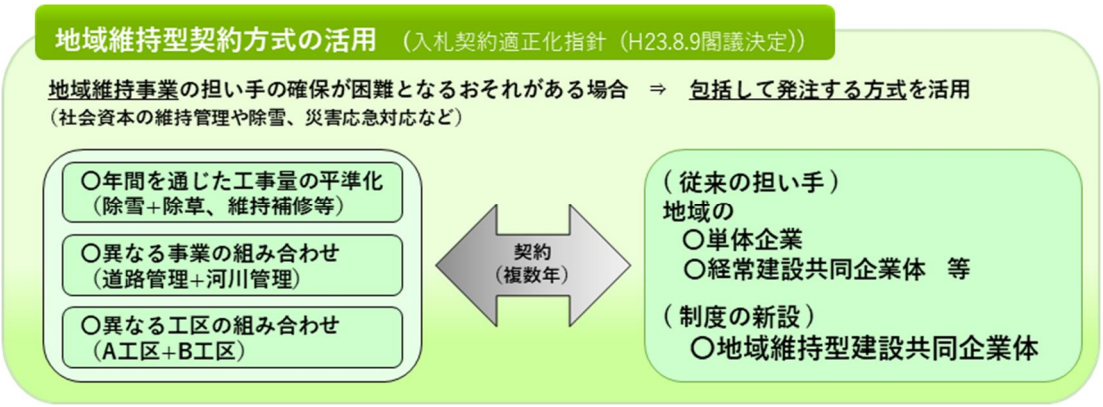

7-3 簡易確認型

（1）概要

一般競争総合評価落札方式による工事発注においては、競争参加者が数十枚に及ぶ申請書等資料を作成する必要があり、また、これに係る発注者の技術審査等、受発注者双方の事務負担が課題となっている。これらの課題に対応するため、「技術資料（競争参加資格確認資料）」の提出を、競争参加者の自己申告による「簡易技術資料」の提出に改める。その後、仮の評価値により上位３者程度を落札候補者として「詳細技術資料」の提出を求め、簡易技術資料の内容を確認する。これにより、落札候補者以外の者及び発注者の事務負担軽減を図る。

（2）適用工事

全ての工事種別に適用可能。

施工能力評価型Ⅱ型のみ適用可能。

（3）備考

◇不誠実行為（技術資料の虚偽記載等）の確認

以下のいずれかに該当する場合、指名停止措置要領に基づく措置を行うことがある。

・簡易技術資料の記載に疑義が生じた場合（根拠もなく全ての評価項目を満点に設定したと見受けられる等）、詳細な資料の提出を求めたうえでヒアリングを行う。ヒアリングの結果、過失ではなく、虚偽の記載をしたことが確認された場合。

・詳細技術資料の提出を拒否した場合。（配置予定技術者を配置できなくなった場合はこれによらない。）

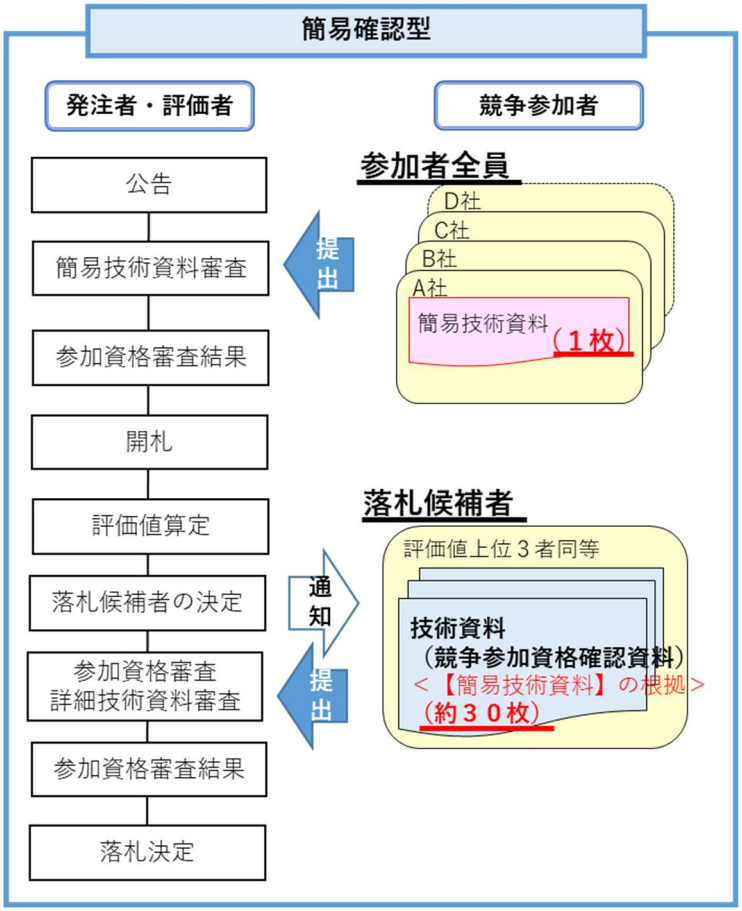

7-4 一括審査方式

（1）概要

参加資格要件等を共有できる複数工事の発注が同時期に予定されている場合において、競争参加申込者からの技術資料の提出を１つのみとし、発注者・受注者双方の業務軽減とともに迅速な予算執行を図る。

（2）適用工事

同一事務所の発注工事に加え、異なる事務所の発注する本官工事及び分任官工事とし以下の条件をすべて満たすものとする。ただし、施工能力評価型Ⅱ型及び企業能力評価型については、①から⑤までの条件を満たせばよいものとする。なお、チャレンジ型については、原則活用しないものとする。

①工事の目的・内容が同種の工事であり技術力審査・評価の項目が同じ工事。

②中部地方整備局における一般競争参加資格認定の工事種別及び等級区分が同じ工事。

③競争参加資格において建設業法に基づく本店、支店等の設定地域が同じ工事。

④入札公告、競争参加資格申請書等の提出、入札、開札及び落札決定のそれぞれについて同一日に行う工事。

⑤分任官工事で異なる事務所の工事を一括審査方式にて発注する場合は、発注事務所に係る契約センター及び品確センターが同一であること。

⑥工事の品質確保等を図るために求める施工計画又は技術提案テーマが同一となる工事。

（3）＜備考＞

- 入札公告及び入札説明書の交付は工事毎に別々に行う。
- すべての工事または、希望する工事のみ入札することが出来るものとする。
- １公告に配置できる予定技術者は２名とする。
- 落札決定を行う工事の順番を入札公告及び入札説明書において明らかにする。
- 入札説明書で示した開札順番ごとに開札し、工事ごとに評価値の最も高い者に落札決定する。
- 落札決定した企業は、以後に落札決定を行う工事に係る入札は無効として扱う。
- 一括審査を行う工事数は、適正な競争性の確保及び品質の確保が図られる数とする。
- 各評価項目のうち、事務所毎の実績等で加点するもの（例えば地域貢献（ボランティア））については、各々の事務所毎に加点を行うものとする。

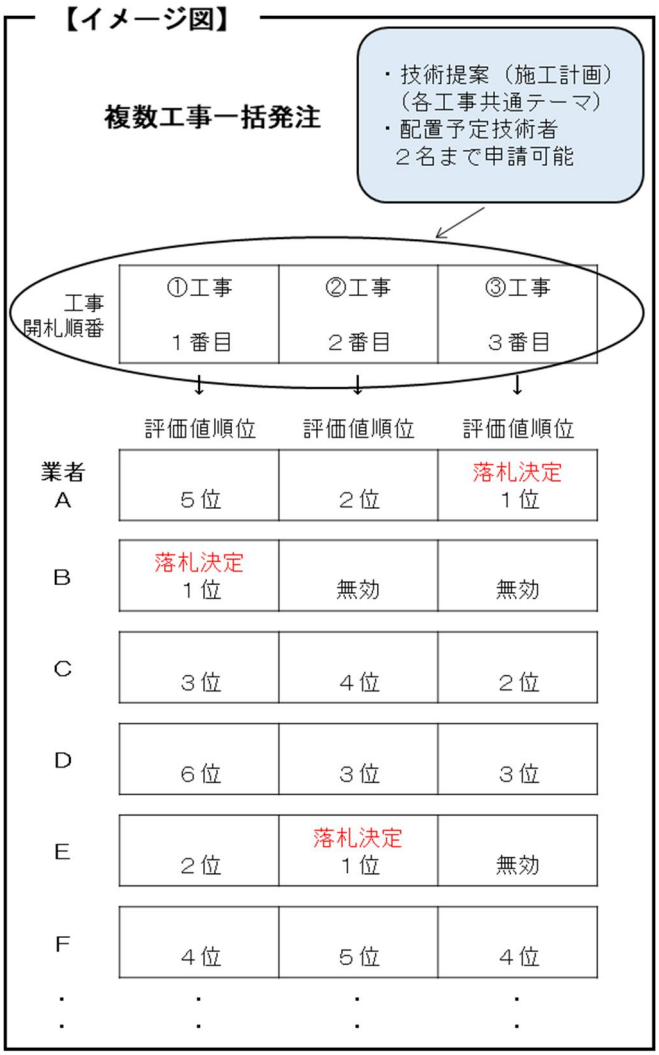

7-5 フレックス工期

（1）概要

受注者が全体工期内で工事の始期及び終期を任意に設定することができる工事であり、前後余裕期間を設定している。前余裕期間とは、契約の締結から工事の始期までの期間をいう。後余裕期間とは、受注者が柔軟な工期を設定するため、工期（実工期）の後に、工期（実工期）の一定割合を限度として加えた期間をいい、契約後においては実工期の一部に含まれ、監理技術者等の配置は要する。なお、実工期及び後余裕期間において、受注者が工事の終期を任意に設定することで期間を縮めることが出来る。

工事の始期までの前余裕期間内は、監理技術者等を配置することを要しない。また、前余裕期間の間は現場への資材の搬入や仮設物の設置等、現場での実際の工事のための準備は行ってはならないが、現場での作業を伴わない工事実施に向けての必要な以下に示す内業等はできる。

・資機材の手配（契約等）
・下請け業者との契約
・発注者との打合せ
・その他、発注者が認めたもの

なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

（2）適用工事

フレックス工期を確保できる全工事。（通年施工となる経常維持工事及び随意契約を適用する応急復旧工事を除く。）

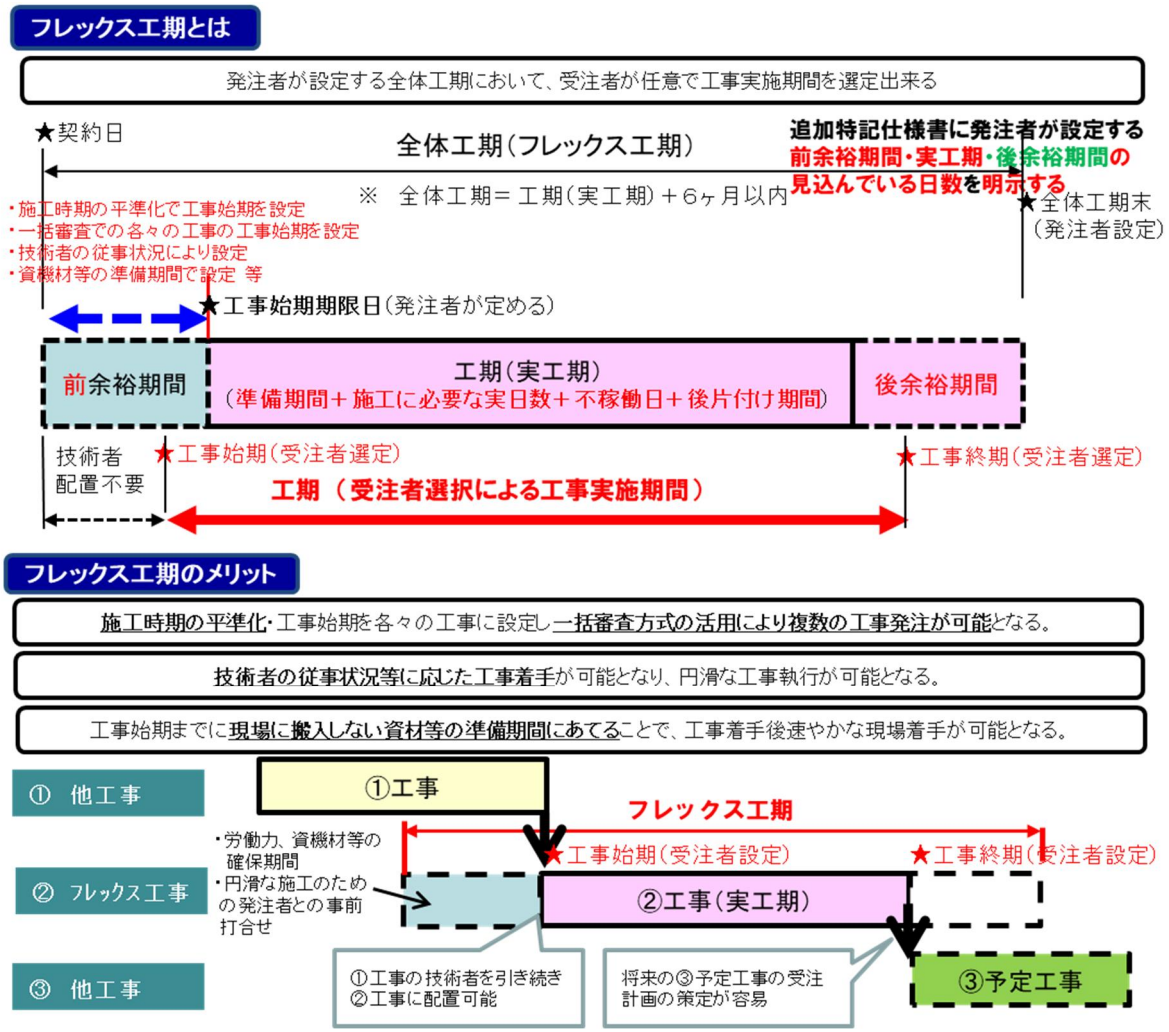

7-6 参加者確認型

（1）概要

１者応札が続いている工事（機械設備、経常維持工事等）については、担い手の確保・育成、技術力の継承が難しく、地域インフラ維持が極めて困難となることから安定的な受注が必要であることを踏まえ、安定的な企業存続が期待できる参加者確認型の契約方式を試行。

（2）適用工事

・専門工事

装置形状や構成品が独自の製品を含み、接続条件や動作条件が独自の要件となって一体化された設備の範囲で、構成品の交換や分解整備、機能追加あるいは設定変更を行う工事を対象とし、工事種別毎に修繕や改良を行う場合。

・一者応札継続工事

３回程度一者応札が継続している経常維持工事等を対象とする。

・入札不成立工事

近年、５割程度の不調・不落が発生しており担い手の確保困難が予測される工事。

（3）備考

◇手続きについて

試行対象工事に応じて、あらかじめ契約の予定者とする者（特定予定者）の選定を行うものとする。

・専門工事

当該設備を製作し設置した、又は製作者の技術等の委譲を得ている者。

・一者応札継続工事

過去３回程度一者応札（競争参加資格一者）が継続している経常維持工事の受注者。

・入札不成立工事

過去１５年間に、管内の対象施設の施工実績を有する者。施工実績は、直近の工事実績から順に遡り選定するものとする。

本手続きによって応募要件を満たすと認められる者がいた場合には、別途、一般競争入札（施工能力評価型Ⅱ型等）の手続きにて契約を行うものとする。

本手続きによって応募者がいない、又は応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定予定者を契約の相手方とする。

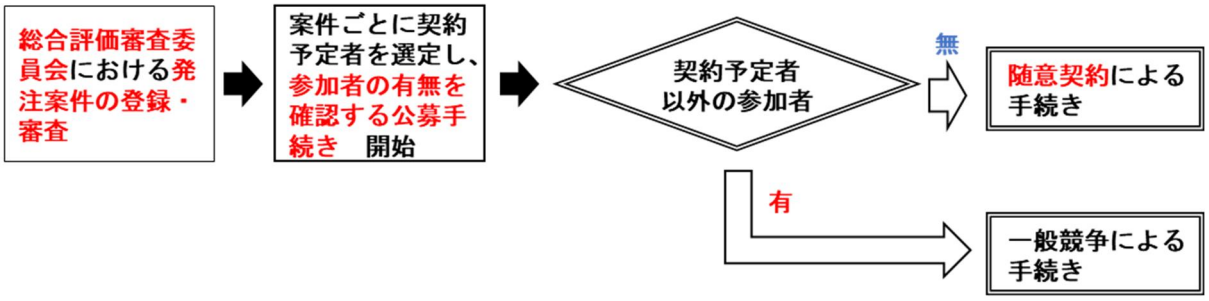

7-7 契約後ＶＥ方式

（1）概要

建設業者から施工方法等に関する提案を募集し、民間の技術開発を積極的に活用することにより建設工事のコストの縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更に関する提案（ＶＥ提案）を受け付ける方式。

（2）適用工事

① 一般競争入札方式又は公募型指名競争入札方式の工事。ただし、支出委任工事、受託工事は、委任者又は委任者の了解が得られたものに限る。

② ①以外の工事のうち、主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるものであり、かつ、地方整備局長が必要と認めた工事。

（3）備考

◇提案を求める範囲

ＶＥ提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事の実情に照らし個々に定め、設計図書で明記するものとするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第一八条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案

③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案

◇提案内容の保護と活用

評定の結果、当該ＶＥ提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工事所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。なお、この旨を入札説明書又は技術資料作成要領、特記仕様書等において記載することにより、建設業者に周知するものとする。

◇責任の所在

発注者がＶＥ提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、ＶＥ提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

7-8 施工体制確認型

（1）概要

企業・技術者の能力等、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し評価を行うもの。

（2）適用工事

原則として全ての工事に適用（平成２１年２月以降）

（3）備考

施工体制確保が十分に確保されていない場合、技術提案等加算点の内、企業が提出した技術提案に係る加算点を施工体制評価点の割合に応じ減ずる。

【施工体制確認型総合評価落札方式における評価の考え方】

評価項目	評価基準	配点	得点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件をより確実に実現できると認められる場合	１５	／１５
	工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められる場合	5	
	その他	0	

7-9 企業能力評価型

（1）概要

評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定せず、監理技術者等の要件をみたせば参加資格を有とし、「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定する方式。

上記により、応札者の資料作成、発注者の審査内容等削減により手続きに係る期間を短縮することができる。また、地域に精通し技術力がある企業であっても、技術者の要件を満たせないことから、工事への参画ができなかった企業に対する入札参加を促進することができる。

（2）適用工事

総合評価落札方式における施工能力評価型の工事（技術的難易度の低い工事等）

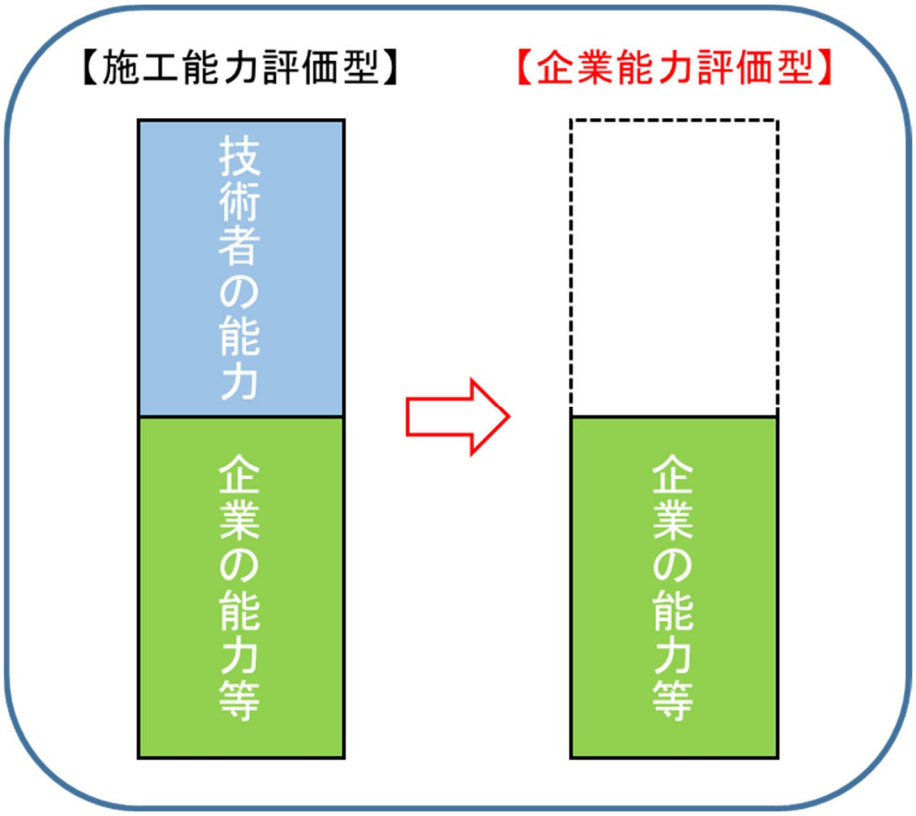

7-10 チャレンジ型

（1）概要

地域に精通し技術力がある企業であっても、近年、直轄工事の受注実績がなく参画ができないことを踏まえ、下記の内容を実施。

・県、政令市・市町村・民間工事の実績を国の実績より高く評価する。

・工事成績や表彰実績を評価対象とせず、施工計画を加点評価。

・発注事務所管内の工事実績を評価（特に出張所管内の実績を高く評価）

（2）適用工事

一般土木工事（C ランク）、維持修繕工事、橋梁補修工事

7-11 新技術導入促進型Ⅱ型

（1）概要

主として実用段階に達していない技術、又は要素技術など研究開発段階にある新技術のうち、当該工事において新技術を活用することによって、施工管理の効率化もしくは安全性の向上等の観点から有効な技術を現場に導入する工事。技術提案により開発される技術の新規性、有効性、現場実証の具体性を認める場合に加点する。

技術提案に基づき、実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証することにより、新技術を活用した効率的な施工管理、安全管理等による工事品質の向上等につなげることを目的とする。

（2）適用工事

原則、技術提案評価型Ｓ型を適用する工事のうち、発注者と連携し施工現場において一体的に取り組むことにより、当該事業において工事品質向上等の効果が期待される技術があるもの。

（3）備考

◇新技術の現場実証に係る費用

新技術の現場実証に係る費用については、新技術導入促進調査経費にて発注者が負担する。

◇評価内容等の担保

受注者の責により、入札時に提示された技術提案書（採否通知において実施不可とされた提案を除く）の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。

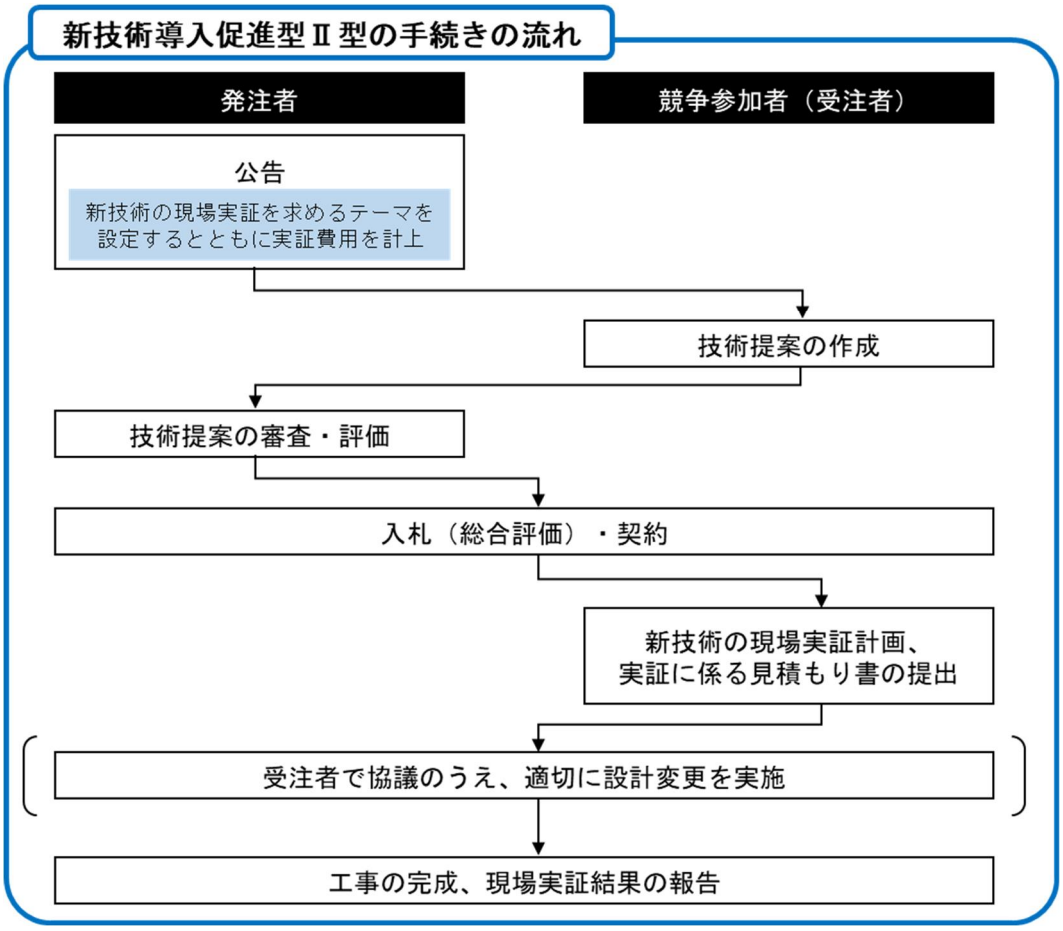

7-12 新技術導入促進型Ⅰ型

(1) 概要

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性及び品質の向上を図るため、新技術の活用を求める工事。本工事では、発注者が指定したテーマについて、施工者からの提案により新技術を活用し工事を実施するもの。

新技術は、本工事の公告日時点で新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）に掲載されている技術のうち、ＮＥＴＩＳ登録番号の情報種別記号（－ＶＥ）が付いた技術とし、提出された新技術活用計画が具体的かつ有効と認められた場合に評価する。

(2) 適用工事

以下の条件を満たす工事から試行対象工事を選定。

発注形式：施工能力評価型Ⅰ型または施工能力評価型Ⅱ型
工事内容：コンクリート構造物（場所打ちコンクリート）を含む工事
（例）下部工、床版工、擁壁工、カルバート工　等

(3) 備考

◇新技術活用における費用の負担

新技術の活用に係る費用については受注者負担とし、発注者による費用計上は行わない。

◇工事成績評価における取扱い

総合評価落札方式において提案された新技術は、工事成績における新技術活用評価の対象としない。

◇評価内容等の担保

受注者の責により入札時に提示された新技術の活用の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。

8 参考資料

8-1 技術提案等の有識者への意見聴取

総合評価落札方式の適用に当たっては、工事特性（工事内容、規模、要求要件等）に応じた適切な評価項目・基準の設定や技術提案の審査を実施するために、表 11 の(1)~(3)について、中部地方整備局総合評価審査委員会で審議する。

表 11　委員会での審議事項

<table>
<tr><th></th><th>技術提案評価型（S型）</th><th>施工能力評価型（Ⅰ型・Ⅱ型）</th></tr>
<tr><td>（1）公告前の審議</td><td colspan="2">四半期毎に開催する第一部会（本官）及び地域部会（分任官）において、一括審議を行うことを基本とする。必要に応じて委員へ個別に審議する。
以下について一括審議
本　官：第一部会
分任官：地域部会
○技術提案評価型（S型）：対象工事及び技術提案
○施工能力評価型（Ⅰ型）：対象工事及び施工計画
○施工能力評価型（Ⅱ型）：対象工事
○企業能力評価型：対象工事
○参加者確認型：対象工事</td></tr>
<tr><td>（2）評価時の審議</td><td>・委員へ個別に審議
過去の案件で審議を行った技術提案事項について、企業から新たな提案内容等が含まれていない場合には、既に審議を行ったものとみなし、省略できる。</td><td>・施工能力評価型（Ⅰ型）の施工計画の審査が欠格（不可）の時で、技術的判断が必要な場合は、委員へ個別に審議する。</td></tr>
<tr><td>（3）実施結果の報告</td><td colspan="2">四半期毎に開催する第一部会（本官）及び地域部会（分任官）において、一括報告を行うこととする。
本　官：第一部会
分任官：地域部会
において公告した実績を一括報告</td></tr>
</table>

231031-03 版

工事調達における
総合評価落札方式の
運用ガイドライン

令和５年１１月
中部地方整備局